

平成18年度中小企業活路開拓調査・実現化事業

建設業界における取引慣行の是正等
に関する調査研究事業

調 査 報 告 書

平成19年2月

(社) 建設産業専門団体連合会

はじめに

我が国経済は、好調な民間設備投資と底堅い個人消費に支えられ、戦後日本で景気拡張期間がもっとも長かった「いざなぎ景気」を超えて国内景気が拡大しております。しかしながら、今回の景気拡大は、いざなぎ景気時代の平均成長率と比べて1／5程度にとどまり、企業収益が家計部門まで分配されていないため、景気浮揚の実感は全くありません。

建設投資は、平成4年のピーク時に比べ約6割と急激に減少してきており、建設業界の過剰供給構造を背景に価格競争が激化し、厳しい経営環境が続いております。

建設業を巡っては、相次ぐ官製談合事件や耐震強度偽装事件等の発覚から、建設生産物の品質や建設業の透明性・公平性に対する国民の信用が大きく揺らいでおります。

大手ゼネコンによる談合決別の申合せや、改正独禁法の施行などを受けて、国や地方自治体発注の公共工事においてダンピングが急増しております。こうしたダンピングは、下請業者や技能労働者へのしわ寄せが懸念され、建設業全体の疲弊につながる恐れが大きく、建設業に携わる者も今後の先行きに大きな不安を抱えております。

このため、国土交通省は相次いで緊急ダンピング対策を措置したのを始め、自由民主党「公共工事低入札緊急対策会議」の決議、全国知事会による「都道府県の公共調達改革に関する指針」など、各方面において様々なダンピング対策が打ち出されました。

(社)建設産業専門団体連合会は、建設業界における契約取引慣行の是正に向けた調査研究を行うため、取引慣行是正委員会(委員長・蟹澤宏剛芝浦工業大学工学部助教授)を設置し、公共工事に係るダンピングの急増や元請下請取引の片務性などを踏まえ、施工体制事前提出方式(オープンブック方式)の導入、元請下請取引の書面契約の検討を行ってきたところであり、今回、その検討結果を報告書に取りまとめました。

建設生産システムの改革に向けて関係各方面の方々が本報告書を広くご活用下さることに期待申し上げます。

最後に、本件の調査研究にあたりご協力をいただきました皆様に対しまして、深く感謝申し上げます。

なお、この調査研究事業は、全国中小企業団体中央会の「平成18年度中小企業活路開拓・実現化事業」の補助を得て実施したものであります。

平成19年2月

社団法人 建設産業専門団体連合会
会 長 才 賀 清 二 郎

目 次

第1章 施工体制事前提出方式（オープンブック方式）の導入に向けて

I. 現状認識	1
II. オープンブック方式の制度概要	2
(1) 米国における制度概要	2
(2) 宮城県における制度概要	3
(3) 長野県における制度概要	4
III. オープンブック方式導入の基本的方向	6
(1) コスト構成の透明化と施工体制の適正化	6
(2) 行政による確認体制の構築	7
(3) 三者協議会の設置と運営	8
(4) 数値的判断基準（失格判断基準）の設定	8
(5) 法令順守の徹底	9
(6) 発注者責任の確立	9
(7) 公共発注者への支援体制構築	10
IV. オープンブック方式導入モデル事業の試行	11
(1) 事務量増大への対応	11
(2) 見積・交渉能力の向上	11
(3) 公告期間の設定	11
(4) 適用工事の選択	12
V. 宮城県のオープンブック方式	13
(1) 宮城方式に期待される「効果」	13
(2) 前項の効果を有効とするための要望	17
図表	23
(1) 下請業者リスト様式	23
(2) 工事費内訳書様式	24
(3) 履行能力確認調査・施工体制確認調査フローチャート	27
(4) 各機関におけるオープンブック方式の概要	28

第2章 元請下請取引の書面契約に向けて

I. 現状認識	30
II. 建設工事の請負契約	31
(1) 建設工事標準下請契約約款の見直しと活用促進	31
(2) 元請下請取引を巡る課題等	32
III. 下請法・独禁法の不公正取引	38
(1) 下請法と建設業法の関係	38
(2) 建設業法と独禁法の関係	38
(3) 建設業法の積極的な運用	39
IV. 建設業行政等に対する要請・期待	40
(1) 国土交通省の対策に対する要請・期待	40
(2) 新たな対策に対する期待等	42
V. コンプライアンスの徹底	43
おわりに	43
委員名簿	44
委員会開催状況	45

[参考資料]

資料-1 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移	47
資料-2 低入札価格調査件数の推移	48
資料-3 国土交通省の平均落札率の推移	49
資料-4 地方公共団体における公共工事の状況	50
資料-5 土木工事・安値受注ランキング	52
資料-6 平成18年度下請代金支払状況等実態調査結果のポイント	54
資料-7 下請法・独禁法・建設業法の比較	66
資料-8 国土交通省における緊急公共工物品質確保対策	75
資料-9 自由民主党公共工事低入札緊急対策会議の決議	79
資料-10 全国知事会・都道府県の公共調達改革に関する指針(抄)	80
資料-11 建設産業政策研究会・建設生産システムの改革(抄)	85
資料-12 注文書及び請書による契約の締結	89
資料-13 建設産業における生産システム合理化指針	90
資料-14 建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準	95

第1章 施工体制事前提出方式（オープブック方式）

の導入に向けて

I. 現状認識

建設投資は、ピーク時に比べ約6割と急速に減少してきており、最近民間設備投資を中心に一部に回復の傾向が見られるものの、公共投資が引き続き大きく減少するなど、全体として減少傾向が続いている。

建設業に係る制度環境は、談合事件の発生や公共工事品確法の施行等を踏まえて、一般競争入札の拡大、総合評価方式の拡充、入札ボンドの導入が行われるなど、入札契約制度の改革が進められている。また、昨年1月には改正独禁法が施行され、更に官製談合防止法改正も行われるなど、コンプライアンスの徹底に向けた取組が広がっている。

一方、建設業を巡っては、一昨年来、相次ぐ官製談合事件や耐震強度偽装事件等の発覚から、建設生産物の品質や建設業の透明性・公正性に対する国民の信頼が大きく揺らいでいる。

昨年1月に入ってから、国・地方自治体発注の公共工事においてダンピングが急増するなど、価格競争が激化している。こうしたダンピングは、品質確保に支障を及ぼすほか、下請業者や技能労働者へのしわ寄せが懸念され、建設業全体の疲弊につながる恐れが大きく、建設業に携わる者も今後の先行きに大きな不安を抱えている。

建設業は、国民に住宅・社会資本の建設生産物を提供する重要な役割を担っており、その必要性は今後も変わることはない。今後の建設業は、大きな変革期にあるからこそ、適正な競争を通じて技術と経営に優れた企業が伸びられる環境整備を図り、建設業に対する国民の信頼を回復するとともに、建設業の活力を回復していく必要がある。

本委員会においては、公共工事に係るダンピングが急増していること、下請業者への指値発注等が恒常化していることを踏まえて、施工体制事前提出方式（オープブック方式）の導入に向けた基本的方向と課題の整理などを進めたところであり、今回、その検討結果を報告書に取りまとめた。

Ⅱ. オープンブック方式の制度概要

(1) 米国における制度概要

公共工事における下請業者リストの提出は、建設工事に係るコスト構成の透明化を確保するため、一定規模以上の工事について、カリフォルニア州等 8～9 州で管工事、機械、電気等 5～6 分野において、州法により元請に義務付けている制度である。*1

入札時において落札した場合に契約する下請業者リストを提示させる主な理由は、ビット・ショッピングを防止することである。*2

入札書類として下請業者リストを提出した後は、リストに載っている下請を元請が変更しようとする場合は、発注者の承認が必要となり、正当な理由の説明が求められる。従って、元請は落札後において下請業者リストに記載した下請を使うことが前提となる。

但し、米国では元請下請関係は対等であり、契約社会・訴訟社会、元請の直接施工指定、政府の下請保護政策、ユニオンの存在など、日本とは異なる制度・商習慣の中で実施されていることに留意する必要がある。*3・*4

- *1 カリフォルニア州民は全米国民の 1 / 7 を占めており、その影響が大きいことに留意する必要がある。
- *2 工事を落札した元請が、入札前に見積を提出させた下請とは別の下請から見積を取り、入札前に見積を提出させた下請に価格を引き下げるよう働きかける行為である。
- *3 現場における元請・下請の役割分担は契約書によって明確化されているため、下請の自立性は高く、日本で見られるような元下間における上下関係というものは無い。また、公共工事において発注者による元請の直接施工指定は、建築工事で 10～30% 程度であり、土木工事は建築工事よりも大きい割合である。
- *4 政府の下請保護政策の一つにメカニクスリエン法 (Mechanics' Liens) がある。この法律は、主に民間工事において、下請が契約どおりに作業遂行したにもかかわらず元請が適切な支払をしなかった場合に、下請が作業遂行した部分の所有権を裁判所に申し立てることができる権利である。従って、元請は完成した建造物の所有権が認められないため、発注者への引渡はできなくなる。この権利は、元請又は直接発注者に対して行使ができる。

(サンフランシスコ市の場合)

カリフォルニア州の「公共工事における下請適正化法」により、元請は、公共工事の入札時において、入札金額の 0.5% を超える額の下請契約を行う予定の全ての一次下請業者のリストを作成し、提出することが義務付けされている。

下請業者リストには、下請業者名、当該下請業者が請負う建設工事の具体的内容、下請負代金、下請業者許可番号等が記載される。*5

下請業者リストにない建設工事は、元請が直接施工するものと解されており、発注者の承認を経ないで、下請業者リストに記載していない下請と請負金額全体の0.5%を超える契約締結を行った場合は、発注者が元請に罰金を科すことができる。

入札に関する情報は全て公開の対象となり、下請業者リストの内容を含めて公表される。公表された工事費内訳書や下請業者リストによると、同一の下請業者が複数の元請業者に対して見積書を提出しており、提出された見積金額は元請業者によって異なっているケースも見られる。

下請負代金は、元請が入札前に下請から見積を徴収した金額が書かれるものであり、発注者が指定した入札期限の直前（2～3時間前）に提出される下請の最終見積書によるものである。従って、元請が落札して下請と下請負契約を締結すれば「下請の受注金額」となる。

なお、公共工事では、発注者が少数民族経営企業、女性経営企業、中小企業を下請業者として推薦したり、これらの企業と工事の一定割合を契約することを要求する場合がある。

*5 下請業者リストの様式は図1のとおりである。

*6 米国における制度概要は、第17次米国調査報告書第1編元請下請関係実態調査（平成13年2月・(財)建設経済研究所）、米国におけるボンド制度及び元請下請関係に関する実態調査（平成18年4月・国土交通省）から引用した。

(2) 宮城県における制度概要

宮城県では、公共工事の発注を巡る度重なる不祥事の再発を防止すべく、不正行為の排除、公正な競争の確保、透明性の確保という観点から、一般競争入札の拡大、予定価格の事前公表、低入札価格調査制度の拡大など、様々な入札・契約制度の改善が行われている。

宮城県における施工体制事前提出方式（オープンブック方式）は、平成13年度の予定価格事前公表に伴い、積算能力のない不良不適格業者の参入を排除することや、極端な低価格による応札を排除することなどを目的に導入された制度である。

オープンブック方式は、平成15年度に設計額3千万円以上の工事を対象に試行され、平成17年度には設計額1千万円以上の全ての工事を対象に本格導入したものであり、全ての入札参加者に対して入札時に工事費内訳書の提出を義務付けたものである。工事費内訳書は、工事費内訳書と労務賃金調書のふたつの様式で構成されている。このうち工事費内訳書には、全ての一次下請負人名、許可番号、下請負金額等が記載される。*7

平成17年度には低入札価格調査制度（履行能力確認調査）において数値的判断基準（失格判断基準）が導入され、その後、調査基準価格及び数値的判断基準の見直しが行われている。*8

発注者は、入札時に提出された工事費内訳書を用いて、調査基準価格を下回る入札における落札候補者の選定、調査基準価格を下回る入札における落札候補者に対する履行能力確認調査、落札後における公正な元請下請関係を築くための施工体制確認調査が実施されている。施工体制確認調査は、工事費内訳書を保存しておき、工事請負契約締結後に落札者から提出される下請通知書、下請関係者一覧表について、元請下請の施工体制確認、一次下請承認の適否確認、良好な元請下請関係を構築するための調査を行うものである。*9

工事費内訳書に記載されている一次下請負人や下請負金額を変更しようとする場合は、理由書の提出が義務付けされている。なお、調査基準価格を下回る入札において落札者となった元請負人が、工事着手後に下請割合を概ね工事請負額の3割を超えて増やしたいとする場合も同様である。

但し、オープンブック方式に対するヒアリング調査によれば、宮城県庁、(社)宮城県建設業協会、(社)宮城県建設専門工事業団体連合会において、制度に対する評価や認識が現状では一致していないことに留意する必要がある。

*7 工事費内訳書の様式は図2・図3・図4のとおりである。

*8 履行能力確認調査における数値的判断基準(失格判断基準)は下記のとおりである。

調査基準価格 純工事費×0.8+現場管理費×0.6+一般管理費×0.5
但し、設計額の75%以上の金額

数値的判断基準 ①入札参加下位5者の純工事費平均額×0.95
②設計額の現場管理費×(0.3+下請割合×0.14)
③設計額の一般管理費×0.35

①~③の全てをクリアしないと当該応札は失格となる。

*9 発注者による履行能力確認調査及び施工体制確認調査のフローチャートは図5のとおりである。

(3) 長野県における制度概要

長野県では、県が発注する受注希望型競争入札のうち、積算根拠の明確化と施工体制の適正化を図ることを目的とする内訳書等の提出及び下請要件を付して発注する入札方式として平成17年度から試行している。

対象工事は、予定価格が概ね2億円以上の大規模工事(土木・建築を除く)、予定価格が8千万円以上の土木・建築工事、発注機関の長が必要と認めた工事である。

発注者は、入札書の提出に併せて全ての入札参加者から、工事費内訳書(下請負人名を記載)、積算根拠書、一次下請負人見積書、下請負人の商号・代表者名・住所を記載した施工体制台帳及び施工体系図などを提出させている。但し、建築工事で下請業種が多岐にわたる場合や工期が長期にわたる場合は、下請工種の範囲を予め入札公告で指定す

ることになっている。

発注者は、入札時に提出させた工事費内訳書等を用いて、入札時に最低価格入札者が要件を満たしていることの審査を行い（最低価格入札者が調査基準価格を下回った場合は、さらに詳細な審査を実施する）、また、落札後に履行状況の確認を行っている。履行状況確認により不適切と認められる場合は、契約解除、指名停止、工事成績評点の減点などの措置を行うことになっている。

なお、入札時に提出した下請負人及び下請負金額は、契約後において原則として変更できず、合理的な理由を記した施工協議書を提出し、発注者の承認を得る必要がある。

受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度として、2億円以上の工事には75%の調査基準価格が、2億円未満の工事には失格基準価格及び77.5%の調査基準価格が設定されている。

***10** 宮城県、長野県、水資源機構、サンフランシスコ市における施工体制事前提出方式（オープンブック方式）の概要は、図6のとおりである。

Ⅲ. オープンブック方式導入の基本的方向

いわゆるダンピング受注は、建設業の健全な発展を阻害するとともに、特に、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすいことから、公共工事入札契約適正化法に基づく適正化指針においても、その排除を図ることとされている。国土交通省は、平成13年6月、平成15年2月、本年4月と相次いで緊急ダンピング対策を措置してきたが、現在に至っても一向にダンピング受注が収まる気配は見えてこない。このため、現在行っている公共工事調達の流れの入札契約段階において、新たに施工体制事前提出方式（オープンブック方式）を導入することにより、様々な問題解決につながることを期待できる。以下に、オープンブック方式の導入に向けた基本的な方向性を示すことにする。

(1) コスト構成の透明化と施工体制の適正化

① 本来、建設生産物の品質確保等を図るため、施工体制、工期、コストなどが良く組み合わされることが大切である。コストについては、発注者が予定価格として作成している。予定価格は、不当に高い価格で契約することを防止するため、発注者が会計法、地方自治法に基づいて「上限拘束性」を持たせて設定するものである。予定価格の積算は、設計図書（設計図、仕様書、数量表等）で定められた通りに工事目的物をつくる標準的な価格として、標準積算基準や各種単価等を使用して算出される。具体的には、直接工事費（材料費、労務費、直接経費）と間接工事費（共通仮設費、現場管理費）を合算して工事原価とし、これに一般管理費と消費税を加えた金額としている（直接工事費と共通仮設費の合算額が純工事費である）。そして現場管理費と一般管理費を除き、工種別標準歩掛、機械損料、労務単価、市場価格等を使用し積上方式で積算されている。

しかしながら、元請業者と下請業者との契約に当っては詳細な積上積算が行われず、下請業者に係る現場管理費や一般管理費を含んで、いわゆる㎡単価、トン単価などを使用するケースが多く見られる。その結果、工事施工に伴うコスト構成が不明確になり、指値発注、追加・変更代金の未精算、下請現場管理費の未計上など、様々な問題を発生させている。

このためオープンブック方式を導入し、発注者、元請業者、下請業者の各段階におけるコスト構成を透明化することにより、工事施工に伴う純工事費はもとより、下請業者に係る現場管理費、一般管理費も計上され、これらの経費を含む金額が下請工事代金として支払われているかを確認することが可能となる。また、下請業者のコスト管理能力（積算、交渉、施工中等）の向上、コストダウンへの提案、生産性の向上、品質の確保、適正な競争環境の整備などに結びつくことが期待できる。

また、本来は需要と供給の関係の中でコストが決まっていく仕組みであるが、建設

業界の場合は、旧来からのしきたりや商習慣の中で決められてきた経緯がある。コストの決定に市場原理を適正に機能させこれを検証するためにも、コスト構成の透明化を図る必要がある。

- ② 建設業の生産活動は、発注者、設計者、施工者がそれぞれ負うべき役割と責任を明確化し、かつ、施工に当っては、管理監督機能を担う元請業者と直接施工機能を担う下請業者が、相互に組み合わされる方式が基本になっている。

現在の公共工事調達の流れは、入札契約段階、工事施工段階、工事完成段階に大きく区分される。元請業者は、一般的に入札書を提出する段階では施工体制などを考慮せず、自社の経営戦略（工事量確保、前払金確保、経審での優位性確保など）に基づいて行動を起こしている。下請業者を含む施工体制づくりは、発注者と契約締結後の工事施工段階になって初めて構築している。こうした公共工事調達の流れの中でダンピングが発生し、それを背景に工事原価を割るような指値発注が恒常化している。その結果、下請業者側もリスク回避を行おうとすることにより必要以上の重層下請構造を生じさせることになり、責任所在の不明確化、雇用労働条件の悪化、生産性や品質の低下などを招いている。

このためオープンブック方式を導入し、元請業者が落札した場合の施工体制を事前に提出させて発注者の確認を徹底することにより、それぞれ負うべき役割と責任が明確化し、適正な施工体制の構築が可能となる。その結果、必要以上の重層下請構造の是正とそれに伴う様々な問題解決に結びつくことが期待できる。

(2) 行政による確認体制の構築

仮に、オープンブック方式を導入したとしても、行政（発注者、業担当者）による確認体制の構築がなければ実質的にその効果は期待できない。行政による確認は、元請業者から事前に提出される工事費内訳書を活用し、入札契約段階を始めとして、工事施工段階や工事完成段階においても適宜実施することが必要である（入札契約の入口段階だけでなく、施工段階における下請業者や下請代金の変更、出口段階である下請代金支払いまでチェックする）。これを行うことにより、積算根拠の明確化、施工体制の適正化、元請下請関係の適正化、確実な下請代金支払いなどに結びつくことが期待できる。

国土交通省は、業担当者による下請代金支払等実態調査に基づく立入調査や、施工体制Gメンによる立入調査などを行っているほか、発注者による施工体制台帳等を活用した一斉点検が実施されている。発注者による施工体制台帳等を活用した点検は、建設現場における施工体制の確認（監理技術者・主任技術者の専任制や雇用関係、下請施工体制等）を中心に実施されているが、今後は施工体制台帳に添付された下請負契約書の金額点検（二次下請以下を含む）を徹底するだけでもコスト構成の透明化が期待できる。

また、弁護士や大学教授など外部委員で構成する入札監視委員会などの第三者機関が

設置されている。低価格入札があった場合にはこれらの委員会の意見も聴取することで、落札者決定の過程の中でより公正性や透明性が高まるものと期待できる。

(3) 三者協議会の設置と運営

現在、国土交通省地方整備局においては、発注者、設計者、元請業者で構成する三者協議会が試行的に設置され、工事に伴う施工条件変更、設計変更などの協議が行われている。

オープンブック方式の導入に当たり、発注者、元請業者、下請業者で構成する三者協議会を建設現場に設置し運営していくことも必要である。これにより、各主体間の役割と責任の明確化、施工情報等の共有化、リスク分担の公平化などが図られることから、円滑な施工確保、生産性の向上、品質の確保、安全対策の徹底、施工に伴う問題解決などに結びつくことが期待できる。

(4) 数値的判断基準（失格判断基準）の設定

国発注工事で低価格入札があった場合は、会計法の規定により「低入札価格調査制度」に基づく重点調査が実施され、その調査結果に基づいて落札者が決定されている。一方、地方自治体発注工事の場合は、地方自治法の規定により国と同様の「低入札価格調査制度（但し、失格判断基準の例あり）」があるほか、「最低制限価格制度」が設定できている。平成16年度における最低制限価格の設定件数は、全地方自治体発注工事総件数の約半数を占めている。

国土交通省では、低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査が実施されている。調査基準価格を下回った入札者を対象に、工事費内訳書等の提出を求めてヒアリング調査を実施しているが、主として履行能力の有無を確認するだけの仕組みであるため、元請業者が積算に当って違算した場合などを除き「この価格でもできる」といえば、原則として契約締結を行っている。現在の低入札価格調査制度では履行能力の有無を判断する客観的な判断基準がないため、極端な低価格入札を十分に排除できていない。

このためオープンブック方式に数値的判断基準（失格判断基準）を導入し、極端な低価格入札を客観的に排除する仕組みを構築することが求められる。数値的判断基準は、純工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費ごとに設定するものとし、その設定レベルは、「工事コスト調査」の分析結果などを踏まえ発注者の責任において決定する。これにより、国発注工事の場合でも会計法によって設定できない最低制限価格制度を導入した場合と同様な効果が期待できる。但し、極端な低価格入札は排除できるものの、一方では調査基準価格或いは数値的判断基準に近い低価格入札を呼び込む危険性があることに留意する必要がある。また、低価格による落札が長期間にわたって続けば積算価格が下落し、結果として予定価格の低下につながる可能性もあることに留意する必要がある。

(5) 法令順守の徹底

建設業者としてコンプライアンスを徹底することは当然のことである。建設業に関する法律は数多くあるものの、特に、関係が深い建設業法や独禁法を順守させることが必要である。

現在、元請下請間の契約取引において様々な片務的な問題が存在しており、その是正を図っていく必要がある。例えば、ダンピングを背景に工事原価を割るような指値発注が恒常化しているが、これは建設業法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）に違反する可能性が高いものと考えられる。

国土交通省は、元請下請間の請負契約締結に当たり、元請業者が取引上の地位を不当に利用したか、又は通常必要と認められる原価に満たない金額かの立証が相当困難であるとして、これまで同規定を適用した実績がなく、公正取引委員会へ措置請求をしたこともない。指値発注以外でも追加・変更工事代金の未払い、赤伝処理に基づく一方的差引きなどもこの規定に違反する可能性が高い行為であると言える。

オープンブック方式を導入しても、元請業者からの見積り依頼の時点で厳しい価格を要求されることが想定されるため、発注者と業担当者が連携を密にしつつ取締り強化を行うことで、工事原価を割るような厳しい価格要求を排除することが期待される。また、厳しい価格要求を行った元請業者については、オープンブック方式導入工事の入札において競争参加を認めない仕組みについても検討を行う必要がある。

(6) 発注者責任の確立

国土交通省は、低入札価格調査制度対象工事に関して、工事施工後において「工事コスト調査」を実施している。工事コスト調査の分析結果によると、低入札工事は様々な問題点を発生させていることが明らかになっている。このためオープンブック方式の導入に伴って、発注者の責任において低価格入札を排除することが必要である。

建築工事の場合は、発注時点での設計図書（設計図、仕様書、数量表等）が必ずしも明確ではないといわれている。特に、設計図の精度と数量表が提示されないことが問題となっている。このためオープンブック方式を導入する場合には、発注者の責任において設計図の精度を高めるとともに、数量表の提示を行っていく必要がある。

また、予定価格について国民から「予定価格の積算自体が甘く、業者が予定価格に近い金額で落札することで、不当な利益を上げているのではないか」という批判があることに對し、予定価格の持つ意味合いを発注者が積極的に説明し誤解を解くための努力を行うべきである。

地方自治体の中には、予定価格や最低制限価格を事前公表している場合がある。事前公表は、予定価格の漏洩防止や談合防止に役立つ一方、積算能力のない不良不適格業者の参入や抽選落札の増加を助長するなど、公平な競争を阻害する要因にもなっている。このため、事前公表を行っている地方自治体に対して、事前公表の取りやめを含む適切

な対応を要請していく必要がある。

(7) 公共発注者への支援体制構築

オープンブック方式の導入に伴って発注者の事務量が増大することが想定されるが、公共発注者としては、国、特殊法人、都道府県、市町村など多様であり、発注関係事務の処理レベルもまちまちである。特に、市町村においては、発注関係事務などを担う人員として、技術者が不足している又はいないなど、脆弱な公共発注者も存在している。

このため、オープンブック方式の普及・拡大を図るためには、脆弱な公共発注者が発注関係事務を適切に実施できるよう、国や都道府県等が支援する体制を構築することが求められる。なお、支援機関としては、民間コンサルタント会社やCMr（コンストラクション・マネージャー）などを活用することも一つの選択肢である。

IV オープンブック方式導入モデル事業の試行

米国における下請業者リスト制度は、日本とは異なる制度・商習慣の中で実施されているものであり、そのまま日本に導入することには問題がある。また、宮城県が実施しているオープンブック方式については、本委員会が宮城県庁など3機関を対象に実施したヒアリング調査により、それぞれの立場で制度に対する評価や認識にギャップが存在している。以下に掲げる課題等に対する検証・分析等を行うため、オープンブック方式導入モデル事業の試行を行う必要がある。

(1) 事務量増大への対応

オープンブック方式の導入に伴い、発注者は工事費内訳書等を活用した各種の確認業務、元請業者は事前に施工体制を構築する業務（下請見積依頼等を含む）、下請業者は受注に結びつかないリスクがある中での見積業務など、三者ともそれぞれ事務量が增大することが想定される。

このため、様式の統一化・標準化、数値的判断基準の設定など、事務量の軽減に向けた検討を行う必要がある。

(2) 見積・交渉能力の向上

オープンブック方式の導入に伴い、元請業者から下請業者への見積依頼時において、数量表の作成や厳しい価格での見積提出を要求されることが想定される。

このため、行政による確認・監視体制を強化するとともに、下請業者としての見積能力や交渉能力の向上を目指して努力することが必要である。また、ペナルティのない見積辞退の自由も確立する必要がある。

(3) 公告期間の設定

宮城県では、オープンブック方式における入札公告期間として、建設業法施行令で定められた見積期間（例・5,000万円以上は15日以上）を準用し、これに1～2日程度加えた日数を設定している。一般的に土木工事の場合は、発注時点において設計図の精度が高く数量表も提示されており、かつ、関係する職種も比較的少ないことからこの公告期間でも対応は可能と考えられる。しかしながら、建築工事の場合は、発注時点における設計図の精度が低い上に数量表も提示されず、かつ、関係する職種が多いことからこの公告期間で対応することは、非常に厳しいものと考えられる。

このため、建築工事の場合や工事規模の大小などにより、公告期間を適切に設定する必要がある。但し、長野県の場合は、公告期間が原則として42日以上とされている。

(4) 適用工事の選択

オープnbック方式の導入は、コスト構成の透明化、施工体制の適正化、ダンピングの抑止、下請業者へのしわ寄せ防止などの効果が期待できるものの、一方では上記にあるような課題等も抱えているため、適用する公共工事について絞り込みを行う必要がある。

V 宮城県のオープンブック方式について（実態調査報告として）

宮城県が実施するオープンブック方式（以下、宮城方式¹）の概要はⅡ（2）で紹介した。本編では、以下の2点を目的とした本委員会の検討内容を報告する。

- 目的1 宮城方式に期待される「効果」を抽出する
- 目的2 上記の効果を有効とするための「要望」を抽出する

目的1では、宮城方式を前提として、オープンブック方式に期待される効果を抽出する。ただし、オープンブック方式は、発注者、元請企業および数次にわたる下請企業のすべてのプロジェクト関係者に影響するしくみであり、各関係者によって主張する利害が異なる可能性がある。したがって、本編では、あくまでも一次下請の専門工事企業（以下、一次下請企業）の立場で検討するものとする。

目的2では、目的1で抽出した効果を具体化するために有効と思われる手続き、チェック体制等を要望として抽出する。なお、オープンブック方式に関する手続き、チェック体制等の検討にあたっては、長野県が試行するオープンブック方式（以下、長野方式²）の手続き、チェック体制等を一部参考とする。

なお、本編の記述はⅢ編およびⅣ編の記述と重複する部分がある。Ⅲ編およびⅣ編は、オープンブック方式一般に関する検討であり、本編はあくまでも宮城方式を前提とした検討である点につき留意されたい。

（1）宮城方式に期待される「効果」

効果1 事後変更不可の効果	応札段階から落札時の受注と金額が保証される
効果2 適正な競争の効果（建築）	応札者数が少なくても競争性は担保される
効果3 客観性の効果	低入調査制度に最低制限価格の機能を付加できる

宮城方式に期待される効果として、上記の3点を抽出する。効果1は、一般にオープンブックが有するビッド・ショッピング防止効果であり、必ずしも宮城方式に依存しない。また、効果2および効果3は、宮城方式による入札結果の分析によって判明した知見をも

¹ 宮城県は、設計価格1千万円以上のすべての工事案件を対象にオープンブック方式を適用している。（平成15年4月1日、3千万円以上一部案件で試行→平成17年4月、1千万円以上の全工事案件に適用開始）

² 長野県は、平成17年度より、予定価格8千万以上の土木一式および建築一式工事（受注希望型競争入札）を対象に、一次下請企業の見積書添付による内訳書等事前提出を試行している。

とに検討したものである。以下に各効果の概要を述べる。

a. 効果 1. 事後変更不可の効果について

オープンブック方式は、応札時点で外注を予定する一次下請企業が明示されるため、応札企業が落札すれば、当該一次下請企業の受注が保証される制度である。従来、元請企業から一次下請企業に要請される応札前の下見積提出は、必ずしも当該一次下請企業の受注を保証するものではなかった。しかし、オープンブック方式は事前提出の施工体制に記名される一次下請企業の事後変更を原則禁じており、したがって応札段階から落札時の受注が保証されるという効果が期待できる。

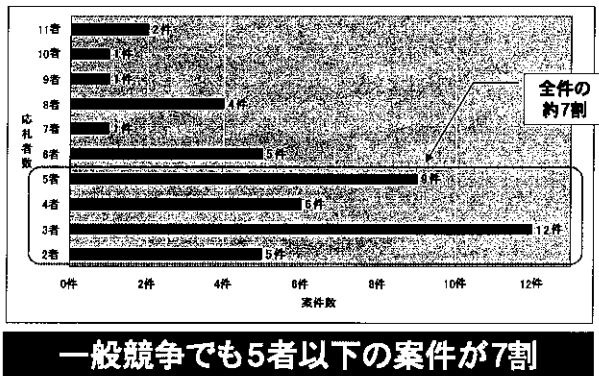
また、オープンブック方式は一次下請企業の請負契約金額についても、所定の範囲を超えた変更を禁じる。³ しばしば、一次下請企業は、応札前に提出した下見積をたたき台とする再見積合わせ（ビッド・ショッピング）に応じざるをえない場合があるとされるが、オープンブック方式では、金額の事後変更に関する制度的な歯止めをかけるため、当初の見積書が受注金額となる効果が期待できる。

以上により、一次下請企業はオープンブック方式が有する下請企業ならび請負金額の事後変更不可の効果を期待することができる。

b. 効果 2 適正な競争の効果（建築一式工事）について

宮城方式の建築一式工事における入札結果を見ると、平成 18 年 4 月～10 月に発注された宮城方式対象 46 件のうち 32 件（69.6%）において、一般競争入札でありながら応札者が 5 者以下となっている。（図 1）また、応札者数と落札金額の有意な相関関係も見られない。（図 2）以上のことから、宮城方式は、建築一式工事に関して工事規模にかかわらず応札者数の少ない入札（以下、少数入札）となっている可能性がある。さらに、同 46 件の平均落札率が 82.7%となっていることから、少数入札でありながら競争性を確保している可能性も指摘できる。

³ 宮城県は、事前提出の金額について、事後 30%以上の変更を禁じている。



一般競争でも5者以下の案件が7割

図1 建築一式工事の応札者数
(宮城県 H18.4～10月の46件について)

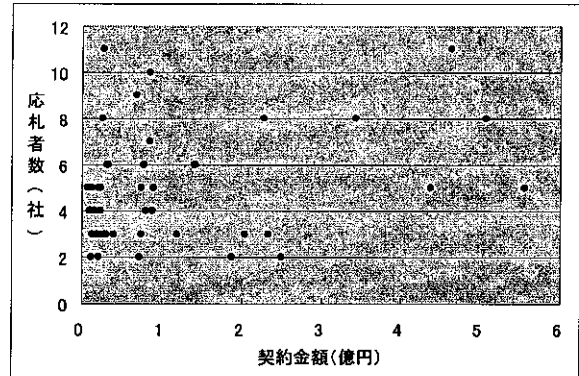


図2 46件(図1)の工事規模と応札者数
(6億円以上の1案件を除く)

全国の発注者で実施されている一般競争入札においては、中小規模の案件等において応札者数が過大に増加するケースが散見されるが、宮城方式に基づく一般競争入札（建築一式工事）においては、工事規模に関係なく、競争性を維持しつつ応札者数の減少が生じている。公共工事においては、競争性確保のために適正な応札者数を基準、要領等で規定する場合があるが、すくなくとも宮城方式（建築一式工事）の入札結果を見る限り、少数の応札者数でも競争性の問題を指摘するにあたらぬ。

以上により、宮城方式の建築一式工事については、応札者数に依存しない競争性の確保という効果が期待できる。特に建築一式工事においては、多数の応札者で行われる入札の背景に、積算・見積の無償協力をする、さらに多くの一次下請企業の存在があることから、本効果は一次下請企業にとって有効であると思われる。

c. 効果3 客観性の効果について

低入札価格調査制度（以下、低入調査）では低入札価格を排除しにくいとの指摘がある。しかし、宮城方式は調査基準価格を下回る案件（以下、低入案件）を客観的に排除しうる制度となっている。宮城方式の客観基準である「数値的判断基準」はⅡに紹介したとおりであるが、改めて図3に図示する。⁴ 図3から明らかなおとおり、宮城方式は低入調査において恣意性を経ずに失格企業を決定している。

⁴ 調査基準価格を下回った札は、純工事費、現場管理費、一般管理費の順番にチェックされ、ひとつでも基準を下回った場合は、ただちに失格となるしくみである。

なお、基準1の純工事費基準には留意が必要である。他の基準がすべて対設計価格の割合で決定されるのに対し、純工事費は下位5者の平均値をメルクマールとしている。すなわち、1番札がその他の下位4社との関係でどの程度低価格側に乖離しているかを問題としている。⁵ 長野方式においては「変動最低制限価格制」と呼ばれており、実質的には最低制限価格の効果を有する。

以上により、宮城方式には、低入札価格調査制度において最低制限価格設定の機能を付加する効果を期待することができる。

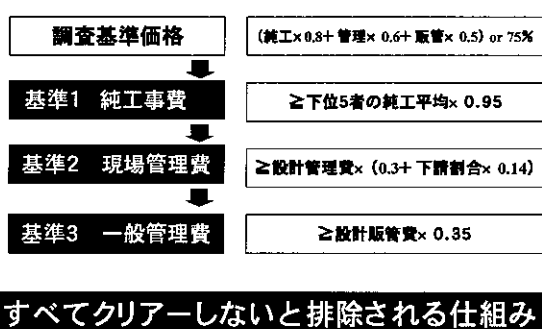


図3 宮城方式の失格基準（建築一式工事）

d. 留意点 いわゆるダンピング対策の効果について

しばしば、オープンブック方式には、落札率アップを前提とする、いわゆるダンピング対策の効果が期待される。しかし、前項cより明らかなおと、宮城方式は落札率アップを保証する制度ではない。実際、宮城県公表のデータによれば、オープンブック方式を本格運用した平成17年度実績で平均落札率は75.3%（一般競争入札1,369件の平均）となっており、依然として全体的な落札率の水準は低い。

一方で、同じ宮城県公表のデータによれば、平成17年度に履行能力確認調査を行った低入案件数420件のうち、数値的判断基準で失格者が生じた案件数は126件（30.0%）に達しており、高い排除実績を示している。すなわち、宮城方式のいわゆるダンピング対策効果は、落札率ではなく、低入排除率（＝1番札を落札者とししない案件数／低入案件数）で実現されている。

⁵ たとえば1番札のみが調査基準価格の50%で応札し、その他の下位4者が75%付近で応札する場合は1番札が失格となるが、下位5者がすべて50%付近に集中する場合は、1番札が失格とならず落札率は50%付近となる。いわば、下位5者の純工事費平均の95%が、ある種の最低制限価格として機能することになる。したがって、低入排除のしくみは客観的であるが、いわゆるダンピング対策の効果を保証しているわけではない。

ところで、参考として建築一式工事における数値的判断基準の適用事例（図4）を見ると、調査基準価格（77%）以下の低入案件（1番札から5番札まで）がすべて失格となっており、調査基準価格以上の価格帯における1番札（実際は6番札）が落札者となっている。前述のとおり、宮城方式の数値的判断基準が、実質的に最低制限価格の機能を果たしている事例である。

価格順位	第1回入札		落札	応札率
	金額	結果		
1	49,700,000	不適格		56%
2	60,600,000	不適格		69%
3	61,427,000	不適格		70%
4	63,000,000	不適格		71%
5	67,170,000	不適格		76%
6	68,500,000	落札	○	78%
7	69,800,000			79%
8	74,997,000			85%
9	78,950,000			89%

図4 宮城県オープンブック方式の失格事例
（平成18年7月6日開札の建築一式工事）

（2）前項の効果を有効とするための要望

本項では、前項で抽出した効果1～効果3について、各効果を有効とするために必要と思われる要望を列記する。全体として、事前審査の客観性に優れる宮城方式に、長野方式の事後チェックに関する規定を盛り込むという制度づくりを要望する。

a. 効果1「事後変更不可の効果」に対する要望

事後変更不可の効果は、事後のチェック体制と事後変更に対するペナルティによって発揮される。チェック体制とペナルティについて、以下のような要望が考えられる。

① 支払状況の事後チェック

宮城方式では、事前に提出された一次下請企業との契約金額が、額面どおりに履行されたかどうかの事後チェックが保証されない。事後変更不可の効果は事後チェックが大前提である。国交省「下請業者への適正な支払確認等のための立入調査の強化等」⁶あるいは長野方式の履行状況確認⁷を参考として、実効性ある事後チェックを要望する。

⁶ 「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」（国交省、平成18年4月14日）より

⁷ 「内訳書の提出および下請要件を付する受注希望型競争入札試行要領」（長野県、平成17年4月制定）の第9条（履行状況の確認および措置）に明記されている

② 見積書の真正性チェック

宮城方式では、予定下請企業の見積金額の真正性が確認できない。応札者から発注者に事前提出される工事費内訳シートが応札者の転記で作成されるためである。したがって、実際に履行能力確認調査が実施されるまで、一次下請企業の見積書の真正性が確認できない。オープブック方式では、一次下請企業の請負金額に、当該一次下請企業の真正の見積書を添付することが必須である。なお、長野方式では、試行要領において予定下請負企業の作成した見積書の提出を義務付けている。後述のとおり、虚偽記載等が発覚した場合はペナルティも措置されている。宮城方式に、長野方式と同様の見積書の真正性確認規定を要望する。

③ 虚偽記載等へのペナルティ

見積金額の転記、および見積書の真正性に虚偽等が判明した場合には、業法および関連指針に規定される措置に加えて、特段のペナルティを要望する。参考までに長野方式は、以下の各措置を試行要領に規定している。

- ・事前提出資料の内容に契約後著しい差異が生じた場合 → 契約解除
 - ・虚偽記載等が明らかに悪質な行為があった場合 → 指名停止等の措置
 - ・上記以外でも、合理的な理由なき変更が生じた場合 → 工事成績評点の減点
- ただし、上記の虚偽行為に下請企業が意図的に協力する場合には、下請企業側にも所定のペナルティが必要である。

④ 一次下請企業の受発注者協議への参加

事後の大幅な数量変更が生じる場合、下請企業が受発注者間の協議に参加することの意義は大きい。しかし、受発注者間の協議は、発議から承認・承諾に至るまで、専ら発注者と元請企業との間で行われており、下請企業の参加の場がない。よって、受発注者協議に下請企業が参加できるように要望する。たとえば、すでに国交省および一部の地公体において実施されている、発注者、建設コンサルタント、施工者の着工前3者協議に一次下請企業が参加すること等が考えられる。あるいは、監督職員、現場技術員等の立会いを要する施工段階確認において、一次下請企業が立ち会うことも考えられる。発注者には、着工前ならびに施工中のしかるべき時点で、一次下請企業が受発注者協議に参加する方策を検討するよう要望する。

⑤ 指値前倒しの防止

事後変更不可の結果、指値あるいはビッド・ショッピングが入札前に前倒しされているという実態がヒアリング調査で明らかになった。この問題は、単に指値が前倒しされるというだけでなく、当該指値価格をオープブックに記載するために、一次下請企業の提示価格として明示されることを意味する。その後の契約で基準化される場合

には、さらに下値を誘うこととなり、オープンブック方式の深刻な副作用となりえる。宮城方式は、工事費内訳シートを事前提出させるのであるから、履行能力確認調査の段階で直接一次下請企業をヒアリングし、指値の有無を確認することが可能である。指値を行った応札企業に対しては、落札・失格のいかんに関わらず、業法および関連指針に規定される措置に加えて、特段のペナルティを要望する。

⑥ 低入案件以外への拡大

本来、適正な施工体制をチェックするのは低入案件のみにとどまらない。品質確保の観点からは、低入案件に限らず、通常案件でも支払状況がチェックされるべきである。オープンブック方式による事前提出の情報を、事後の品質確保に関して有効活用する方策を要望する。

b. 効果2「適正な競争の効果」に対する要望

⑦ 応札者数と競争性の関係見直し

指名競争入札においては、発注者内部（指名業者選定基準あるいは要領等と呼ばれる内規）において、1案件あたりの適正な応札者数（10社以上など）が規定される場合がある。こうした規定の背景には、少数の応札者では競争性が確保できないとする一般的な了解があるものと思われる。昨今の一般競争および公募型の入札においても、一定数以上の応札者を確保する観点から地域要件の設定を行うことが考えられる。しかし、(1) b で述べたとおり、オープンブック方式は少数入札であっても競争性を確保しうる制度である。オープンブック方式の適用にあたっては、応札者数に依存することなく、少数であってもいかなる企業の応札を受けるかを重視する入札公告のあり方を期待する。

⑧ 無償業務の有償化

オープンブック方式では事後の金額変更が原則不可であるため、応札者としては事前の正確な積算・見積が必須となる。したがって、従来以上に下請企業側に対する積算業務の支援（発注図面および仕様のチェック、数量拾い等）を要請する可能性がある。こうした業務支援は、しばしば有償ではなく無償であり、これまでも頻繁にその問題が指摘されてきたところである。オープンブック方式は、建設生産の重層構造に入り込む無償業務問題を拡大させる可能性を有しており、下請企業の利益をさらに圧迫させる制度となることが懸念される。オープンブック方式の適用に際しては、同時に下請企業による無償業務の有償化に向けた施策が必須である。

c. 効果3「客観性の効果」に対する要望

⑨ 工種別コスト構成のチェック

公共工事では、国においては会計法⁸が、また地公体においては財務規則あるいは契約規則等が総価を前提とした予定価格の設定を義務付けている。したがって、宮城方式の数値的判断基準も、総価との関係で直接・間接工事費ならびに一般管理費等の適正性をチェックするものとなっている。しかし、工事目的物の品質確保の観点からは、総価に対する直接・間接工事費等の構成に加えて、工種別のコスト構成も極めて重要であり、チェックの対象とする意義がある。建築一式工事であれば、基礎、躯体、設備、仕上げの各工種でコスト構成に著しい偏在がないかをチェックする、という可能性である。オープンブック方式では、事前に応札者の工種別のコストを明示させることができるため、今後は工種別のコスト構成をチェックする点につき、その有効性も検討を要望する。

⑩ 工種別の数値的判断基準

前号に加えて、工種別の間接経費および一般管理費のチェックも有効である。オープンブック方式は、総価との関係で元請企業のコスト内訳のみにについて適正性をチェックするが、品質確保の観点からは、すべての一次下請企業について、適切な間接経費および一般管理費の確保をチェックすることも重要である。その際には、各工種別の数値的判断基準の適用も有効である。オープンブック方式の導入にあたっては、元請企業だけでなく、下請企業のコスト内訳の適正性についても、工種別に数値的判断基準等を設けて確認する点につき、その有効性の検討を要望する。

⁸ 予定価格の決定方法について、国は予決令第八十条で、また宮城県は財務規則第一百一条で次の規定を持つ。「予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし以下は略」

表 オープンブック方式に期待する効果と要望(まとめ)

効果1 事後変更不可の効果	宮城方式に期待される「効果」	上記の効果を有効とするための「要望」
<p>■オープンブック方式は、応札時点で外注を予定する一次下請企業が業が明示されるため、応札企業が落札すれば、当該一次下請企業の受注が保証される制度である。従来、元請企業から一次下請企業に要請される応札前(の下見積提出は、必ずしも当該一次下請企業の受注を保証するものではなかった。しかし、オープンブック方式は事前提出の施工体制に記名される一次下請企業の事後変更を原則禁止しており、したがって応札段階から落札時の受注が保証されるという効果が期待できる。</p> <p>■また、オープンブック方式は一次下請企業の請負契約金額について、所定の範囲を超えた変更を禁じる。しほしは、一次下請企業は、応札前に提出した下見積をたたき台とする再見積合わせ(ビッド・ショッピンング)に応じるをえない場合があるとされるが、オープンブック方式では、金額の事後変更により制度的な歯止めをかけるため、当初の見積書が受注金額となる効果が期待できる。</p> <p>■以上により、一次下請企業はオープンブック方式が有する下請企業ならびに請負金額の事後変更不可の効果も期待することができる。</p>	<p>要望01 支払状況の事後チェック</p> <p>宮城方式では、事前に提出された一次下請企業との契約金額が、額面どおりに履行されたかどうかの事後チェックが保証されない。事後変更不可の効果は事後チェックが大前提である。国交省「下請業者への適正な支払確認等のための立入調査の強化等」あるいは長野方式の履行状況確認を参考として、実効性ある事後チェックを要望する。</p>	<p>要望02 見積書の真正性チェック</p> <p>宮城方式では、予定下請企業の見積金額の真正性が確認できない。応札者から発注者に事前提出される工事費内訳シートが応札者の転記で作成されるためである。したがって、実際に履行能力確認調査が実施されるまで、一次下請企業の見積書の真正性が確認できない。オープンブック方式では、一次下請企業の請負金額に、当該一次下請企業の真正の見積書を添付することが必須である。なお、長野方式では、試行要領において予定下請負企業の作成した見積書の提出を義務付けている。後述のとおり、虚偽記載等が発覚した場合はペナルティも措置されている。宮城方式に、長野方式と同様の見積書の真正性確認規定を要望する。</p>
<p>■以上により、一次下請企業はオープンブック方式が有する下請企業ならびに請負金額の事後変更不可の効果も期待することができる。</p>	<p>要望03 虚偽記載等へのペナルティ</p> <p>見積金額の転記、および見積書の真正性に虚偽等が判明した場合には、業法および関連指針に規定される措置に加えて、特段のペナルティを要望する。参考までに長野方式では、以下の各措置を試行要領に規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前提出資料の内容に契約後著しい差異が生じた場合 → 契約解除 ・虚偽記載等が明らかになり悪質な行為があった場合 → 指名停止等の措置 ・上記以外でも、合理的な理由なき変更が生じた場合 → 工事成績評価点の減点 <p>ただし、上記の虚偽行為に下請企業が意図的に協力する場合には、下請企業側にも所定のペナルティが必要である。</p>	<p>要望04 一次下請企業の受発注者協議への参加</p> <p>事後の大幅な数量変更が生じる場合、下請企業が受発注者間の協議に参加することの意義は大きい。しかし、受発注者間の協議は、発議から承認・承諾に至るまで、専ら発注者と元請企業との間で行われており、下請企業の参加の場がない。よって、受発注者協議に下請企業が参加できるように要望する。たとえば、すでに国交省および一部の地公体において実施されている、発注者、建設コンサルタン、施工者の着工前3者協議に一次下請企業が参加すること等が考えられる。あるいは、監督職員、現場技術員等の立会いを要する段階施工確認において、一次下請企業が立ち会うことも考えられる。発注者には、着工前ならびに施工中のしかるべき時点で、一次下請企業が受発注者協議に参加する方策を検討するよう要望する。</p>
<p>■以上により、宮城方式の建築一式工事については、応札者数に依存しない競争性の確保という効果が期待できる。特に建築一式工事においては、多数の応札者で行われる入札の背景に、積算・見積の無償協力を促す。さらに多くの一次下請企業の存在があることから、本効果は一次下請企業にとって有効であると思われる。</p> <p>■なお、基準1の純工事費基準には留意が必要である。他の基準がすべて対設計価格の割合で決定されるのに対し、純工事費は下位5社の平均値をメルクマールとしている。すなわち、1番札がその他の下位4社との関係でどの程度低価格側に乖離しているかを問うている。長野方式においては「変動最低制限価格制」と呼ばれており、実質的には最低制限価格の効果を有する。</p> <p>■以上により、宮城方式では、低入札価格調査制度において最低制限価格設定の機能を付加する効果を期待することができる。</p>	<p>要望05 指値前倒しの防止</p> <p>事後変更不可の結果、指値あるいはビッド・ショッピンングが入札前に前倒しされているという実態がヒアリング調査で明らかになった。この問題は、単に指値が前倒しされるといっただけでなく、当該指値価格をオープンブックに記載するために、一次下請企業の提示価格として明示されることを意味する。その後の契約で基準化される場合には、さらに下値を誘うこととなり、オープンブック方式の深刻な副作用となりえる。宮城方式は、工事費内訳シートを事前提出させるのであるから、履行能力確認調査の段階で直接一次下請企業をヒアリングし、指値の有無を確認することが可能である。指値を行なった応札企業に対しては、落札・失格のいかんに関わらず、業法および関連指針に規定される措置に加えて、特段のペナルティを要望する。</p>	<p>要望06 低入案件以外への拡大</p> <p>本来、適正な施工体制をチェックするのは低入案件のみにとどまらない。品質確保の観点からは、低入案件に限らず、通常案件でも支払状況がチェックされるべきである。オープンブック方式による事前提出の情報を、事後の品質確保に関して有効活用する方策を要望する。</p>
<p>■全国の発注者で実施されている一般競争入札においては、中小規模の案件等において応札者数が過大に増加するケースが散見されるが、宮城方式に基づく一般競争入札(建築一式工事)においては、工事規模に関係なく、競争性を維持しつつ応札者数の減少が生じている。公共工事においては、競争性確保のために適正な応札者数を基準、要領等で規定する場合があるが、すくなくとも宮城方式(建築一式工事)の入札結果を見る限り、少数の応札者数でも競争性の問題を指摘するにあたらぬ。</p> <p>■以上により、宮城方式の建築一式工事については、応札者数に依存しない競争性の確保という効果が期待できる。特に建築一式工事においては、多数の応札者で行われる入札の背景に、積算・見積の無償協力を促す。さらに多くの一次下請企業の存在があることから、本効果は一次下請企業にとって有効であると思われる。</p>	<p>要望07 応札者数と競争性の関係原直し</p> <p>指名競争入札においては、発注者内部(指名業者選定基準あるいは要領等と呼ばれる内規)において、1案件あたりの適正な応札者数(10社以上など)が規定されている場合がある。こうした規定の背景には、少数の応札者では競争性が確保できないとする一般的な理解があるものと思われる。昨今の一般競争および公募型の入札においても、一定数以上の応札者を確保する観点から地域要件の設定を行うことが考えられる。しかし、(1) bで述べたように、オープンブック方式は少数入札であっても競争性を確保しうる制度である。オープンブック方式の適用にあたっては、応札者数に依存することなく、少数であってもいかになる企業の応札を受けを重視する入札公告のあり方を期待する。</p>	<p>要望08 無償業務の有償化</p> <p>オープンブック方式では事後の金額変更が原則不可であるため、応札者としては事前の正確な積算・見積が必須となる。したがって、従来以上に下請企業側に対する積算業務の支援(発注区画および仕様のチェック、数量拾い等)を要請する可能性がある。こうした業務支援は、しほしは有償ではなく無償であり、これまでも頻繁にその問題が指摘されてきたところである。オープンブック方式は、建設生産の重層構造に入り込む無償業務問題を拡大させる可能性を有しており、下請企業の利益をさらに圧迫させる制度となることが懸念される。オープンブック方式の適用に際しては、同時に下請企業による無償業務の有償化に向けた施策が必須である。</p>
<p>■低入札価格調査制度(以下、低入調査)では低入札価格を排除しないという指値がある。しかし、宮城方式は調査基準価格を下回る案件(以下、低入案件)を客観的に排除しうる制度となっている。宮城方式の客観基準である「数値的判斷基準」はⅡ章に紹介したとおりであるが、改めて図3に図示する。図3から明らかとなっており、宮城方式は低入調査において恣意性を極度に抑制し、失格企業を決定している。</p> <p>■なお、基準1の純工事費基準には留意が必要である。他の基準がすべて対設計価格の割合で決定されるのに対し、純工事費は下位5社の平均値をメルクマールとしている。すなわち、1番札がその他の下位4社との関係でどの程度低価格側に乖離しているかを問うている。長野方式においては「変動最低制限価格制」と呼ばれており、実質的には最低制限価格の効果を有する。</p> <p>■以上により、宮城方式では、低入札価格調査制度において最低制限価格設定の機能を付加する効果を期待することができる。</p>	<p>要望09 工種別コスト構成のチェック</p> <p>公共工事では、国においては会計法が、また地公体においては財務規則あるいは契約規則等が総価を前提とした予定価格の設定を義務付けている。したがって、宮城方式の数値的判斷基準も、総価との関係で直接・間接工事費ならびに一般管理費等の適正性をチェックするものとなっている。しかし、工事目的物の品質確保の観点からは、総価に対する直接・間接工事費等の構成に加えて、工種別のコスト構成も極めて重要であり、チェックの対象とする意義がある。建築一式工事でたとえれば、基礎、躯体、設備、仕上げの各工種でコスト構成に著しい偏在がないかをチェックする。という可能性である。オープンブック方式では、事前に応札者の工種別のコストを明示させることができるため、今後は工種別のコスト構成をチェックする点につき、その有効性の検討を要望する。</p>	<p>要望10 工種別の数値的判斷基準</p> <p>前号に加えて、工種別の間接経費および一般管理費のチェックも有効である。オープンブック方式は、総価との関係で元請企業のコスト内訳のみに基づいて適正性をチェックするが、品質確保の観点からは、すべての一次下請企業について、適切な間接経費および一般管理費の確保をチェックすることも重要である。その際には、各工種別の数値的判斷基準の適用も有効である。オープンブック方式の導入にあたっては、元請企業だけでなく、下請企業のコスト内訳の適正性についても、工種別に数値的判斷基準等を設けて確認する点につき、その有効性の検討を要望する。</p>

DOCUMENT 00435

SUBCONTRACTOR LIST

Pursuant to section 6.21.A.9 of the San Francisco Administrative Code, Bidder shall submit the following information regarding Subcontractors that Bidder intends to employ to perform Work in an amount in excess of one-half of one percent, or \$10,000, whichever is greater. Bidder shall list only one such Subcontractor for each portion of the Work. Bidder shall complete and submit this Subcontractor List form with its Bid.

Subcontractor Name: _____

Address: _____

Portion of Work: _____

Amount of Subcontract: _____

Contractor's License No.: _____

San Francisco Business Tax Registration No.: _____

Subcontractor Name: _____

Address: _____

Portion of Work: _____

Amount of Subcontract: _____

Contractor's License No.: _____

San Francisco Business Tax Registration No.: _____

Subcontractor Name: _____

Address: _____

Portion of Work: _____

Amount of Subcontract: _____

Contractor's License No.: _____

San Francisco Business Tax Registration No.: _____

出所：米国におけるボンド制度及び元請・下請関係に関する実態調査報告書
(下請業者リストの様式)

工事費内訳書

工事名 ○○橋(上部工)工事
 工事番号 H16工国国道改00-001号
 工種 02:河川・道路構造物工事
 市町村 0401:仙台市

単価採用年月 2005年4月

許可番号 04:宮城県 123456

企業ランク S

会社名・番号	直接元請負人:1	下請負人:2	下請負人:3
	AAA橋梁(株)	BBB建設(株)	CCC工業(有)
	建設業許可番号を入力		04-654321
許可番号が無い場合は電話番号を入力			

配置技術者相当職の年収(円)	直接元請負人:1	下請負人の主任技術者相当職の年収		
	現場代理人相当職	主任技術者相当職	下請負人:2	下請負人:3
	5,000,000	6,000,000	6,000,000	5,000,000

所要工期(日間)	直接元請負	下請負人:2	下請負人:3
	700	120	100
現場施工期間(日間)	300	120	100
現場の施工管理に従事する期間(日)	300		

工事区分・工種・種別・細別	規格名称	単位	数量	金額	AAA橋梁(株)	BBB建設(株)	CCC工業(有)
鋼橋上部工				561,300,000	470,100,000	83,300,000	7,900,000
鋼橋上部		式	1	330,000,000	330,000,000	0	0
工場製作工		式	1	330,000,000	330,000,000	0	0
桁製作工		式	1	300,000,000	300,000,000	0	0
製作加工		t	700	300,000,000	300,000,000	0	0
工場塗装工		式	1	30,000,000	30,000,000	0	0
前処理		m2	11000	20,000,000	20,000,000	0	0
下塗		m2	11000	10,000,000	10,000,000	0	0
工場純工事費		式	1	330,000,000	330,000,000	0	0
工場管理費		式	1	60,000,000	60,000,000	0	0
(工場製作原価)		式	1	390,000,000	390,000,000	0	0
鋼橋架設工		式	1	75,000,000	0	70,000,000	5,000,000
工場製品輸送工		式	1	6,000,000	0	6,000,000	0
輸送		式	1	6,000,000	0	6,000,000	0
輸送		t	700	6,000,000	0	6,000,000	0
鋼橋架設工		式	1	64,000,000	0	64,000,000	0
架設工・クレーン		式	1	30,000,000	0	30,000,000	0
桁架設		式	1	30,000,000	0	30,000,000	0
現場継手工		式	1	34,000,000	0	34,000,000	0
現場溶接		m	4000	4,000,000	0	4,000,000	0
本締めボルト		本	25000	30,000,000	0	30,000,000	0
橋梁現場塗装工		式	1	5,000,000	0	0	5,000,000
現場塗装工		式	1	5,000,000	0	0	5,000,000
下塗		m2	500	3,000,000	0	0	3,000,000
中塗		m2	500	1,000,000	0	0	1,000,000
上塗		m2	500	1,000,000	0	0	1,000,000
直接工事費		式	1	75,000,000	0	70,000,000	5,000,000
共通仮設		式	1	15,800,000	12,000,000	3,100,000	700,000
共通仮設費		式	1	5,000,000	5,000,000	0	0
運搬費		式	1	5,000,000	5,000,000	0	0
重機分解組立輸送		式	1	5,000,000	5,000,000	0	0
共通仮設費(率計上)		式	1	10,800,000	7,000,000	3,100,000	700,000
運搬費	(内容説明)	式	1	1,600,000	1,000,000	500,000	100,000
準備費	(内容説明)	式	1	1,600,000	1,000,000	500,000	100,000
安全費	(内容説明)	式	1	2,000,000	1,000,000	800,000	200,000
技術管理費	(内容説明)	式	1	4,000,000	3,000,000	800,000	200,000
営繕費	(内容説明)	式	1	1,600,000	1,000,000	500,000	100,000
純工事費		式	1	90,800,000	12,000,000	73,100,000	5,700,000
現場管理費		式	1	30,500,000	18,100,000	3,200,000	1,200,000
労務管理費	(内容説明)	式	1	1,200,000	1,000,000	100,000	100,000
安全訓練等に要する費用	(内容説明)	式	1	1,200,000	1,000,000	100,000	100,000
租税公課	(内容説明)	式	1	1,300,000	1,000,000	200,000	100,000
保険料	(内容説明)	式	1	1,300,000	1,000,000	200,000	100,000
従業員給料	(内容説明)	式	1	12,500,000	10,000,000	2,000,000	500,000
退職金	(内容説明)	式	1	1,300,000	1,000,000	200,000	100,000
法定福利費	(内容説明)	式	1	1,300,000	1,000,000	200,000	100,000
福利厚生費・通信費・交通費	(内容説明)	式	1	1,300,000	1,000,000	200,000	100,000
外注経費	(内容説明)	式	1	9,000,000	1,000,000	0	0
工事登録費	(内容説明)	式	1	100,000	100,000	0	0
(現場原価)		式	1	121,300,000	30,100,000	76,300,000	6,900,000
工事原価		式	1	511,300,000	420,100,000	76,300,000	6,900,000
一般管理費	(内容説明)	式	1	50,000,000	50,000,000	7,000,000	1,000,000
工事価格		式	1	561,300,000	470,100,000	83,300,000	7,900,000
消費税額及び地方消費税額		式	1	28,065,000	23,505,000	4,165,000	395,000
工事費計		式	1	589,365,000	493,605,000	87,465,000	8,295,000

工事価格(合計)	561,300,000
消費税額及び地方消費税額(合計)	28,065,000
工事費計(合計)	589,365,000

AAA橋梁(株)	470,100,000
BBB建設(株)	83,300,000
CCC工業(有)	7,900,000

出所：宮城県におけるオープンブック方式（例：土木工事）

工事費内訳書

工事名 ○○建築工事
工事番号 H16○○建築00-001号
工程 83 建築工事
市町村 0401:仙台市
単価適用年月 2005年1月

123456

許可番号 04-587854
企業ランク S

Main table with columns: 工分区分・工程・種別・細別, 規格名称, 単位, 数量, 金額, and 12 columns of subcontractors (下請人1-12).

Summary table for 工事費内訳書 (合計) and 別表費内訳書 (合計).

出所: 宮城県におけるオープンブックス方式 (例: 建築工事)

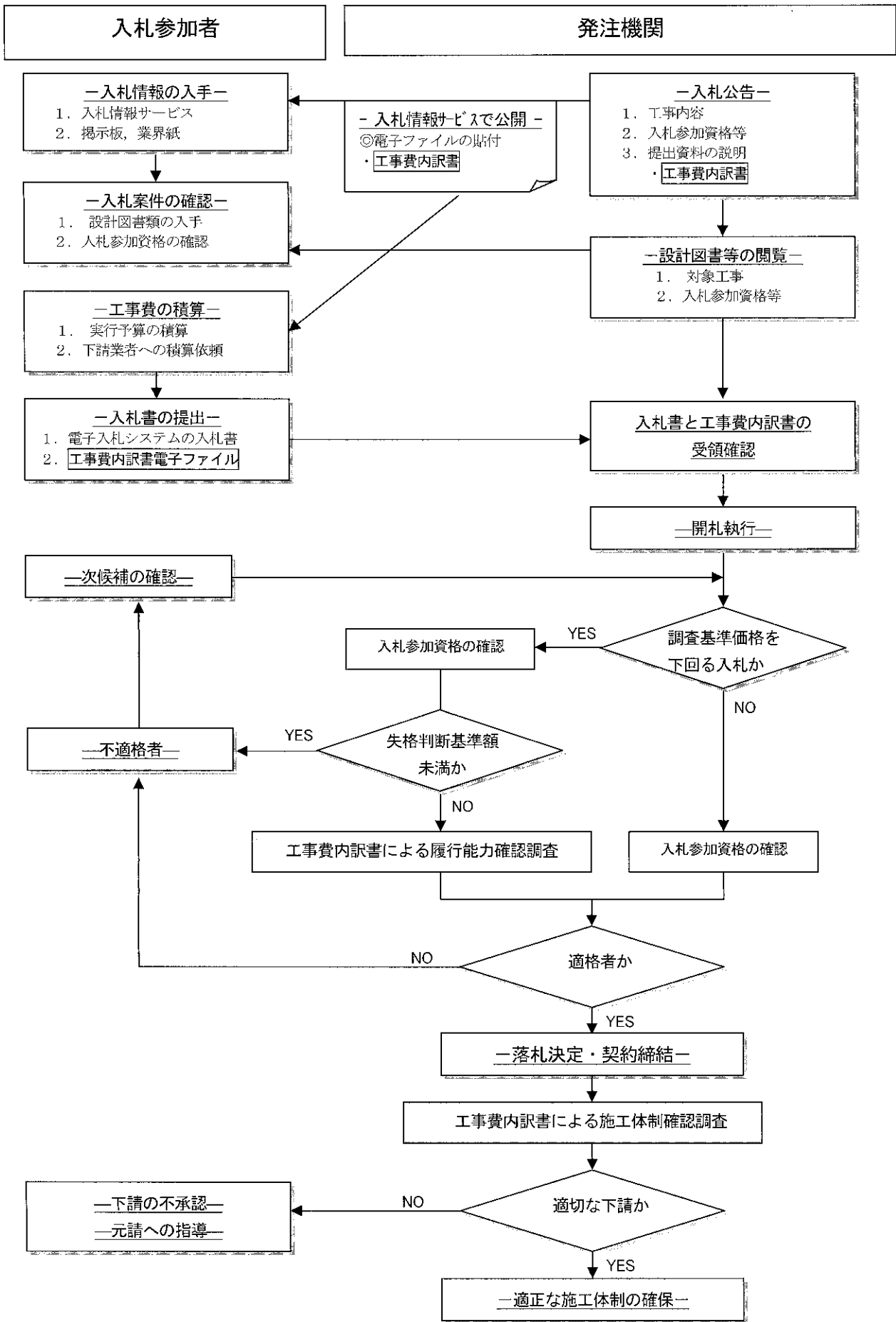
労務賃金調査

[質問] 1. 当工事に従事予定労働者の日当り賃金について下表に記入して下さい。

注1) 職種毎の最低額と最高額を記入して下さい。
 注2) 日当り賃金とは1日当り8時間労働に換算した賃金として下さい。
 注3) 該当職種の労働者が1名の場合や全員が同額である場合は、最低額と最高額の両方に記入して下さい。

職 種	AAA建設(株)		BBB工業(株)		(有)CCC鉄筋		(株)DDD組		(株)EEE建設		(有)FFF防水		(株)G&G建設		HHH機具(有)		JJJガラス(株)		(株)KKK塗装(有)		(株)LLL内装		(株)MMM外装	
	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額
1) 特殊作業員	13,000	20,000	12,000	18,000	12,000	18,000	12,000	18,000	12,000	18,000	10,000	18,000	9,000	17,000	10,000	18,000	10,000	18,000	11,000	19,000	11,000	19,000	11,000	19,000
2) 普通作業員	9,000	17,000	9,000	18,000	9,000	18,000	10,000	17,000	10,000	17,000	10,000	18,000	9,000	17,000	10,000	18,000	10,000	18,000	11,000	19,000	11,000	19,000	11,000	19,000
3) 軽作業員	7,000	15,000	7,000	15,000																				
4) 大工	10,000	18,000																						
5) 型枠工			15,000	21,000																				
6) 土工	10,000	19,000	12,000	16,000																				
7) 石工																								
8) はつり工	11,000	17,000					13,000	19,000																
9) 建築プランク工																								
10) 鉄筋工	12,000	19,000			13,000	19,000	12,000	17,000					11,000	17,000										
11) 鉄骨工							10,000	16,000																
12) 筋交工																								
13) 鉄金工																								
14) 屋根ふき工																								
15) 防水工												10,000	17,000											
16) 左官												10,000	17,000											
17) 塗装工												10,000	17,000											
18) 建具工																								
19) サッシ工																								
20) ガラス工																								
21) 内装工																								
22) 内装工																								
23) 運搬工	15,000	25,000	12,000	18,000																				
24) 特殊運転手			14,000	22,000																				
25) 一般運転手	10,000	20,000																						
26) 車工																								
27) 助業工																								
28) 仮当工																								
29) 仮当工																								
30) 設備整備工	15,000	25,000																						
31) 世話係	7,000	12,000																						
32) 交通誘導員																								

出所：宮城県におけるオープンブックス方式（例：建築工事）



工事費内訳書の利用イメージ（電子入札の場合）

出所：宮城県における施工体制事前提出方式（オープンブック方式）

施工体制を事前に明らかにさせている発注機関の例(オープンブック方式)

(国土交通省調べ)

項目	宮城県	長野県	水資源機構	サンフランシスコ市(米国)
対象工事	設計価格1000万以上の全工事	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格が概ね2億円以上の工事(土木・建築を除く) ・予定価格が8000万円以上の土木・建築工事 ・その他発注機関の長が必要と認めた工事 	大山ダム建設工事で試行 (入札公告日 平成18年7月10日 入札日 平成19年3月26日)	全ての公共工事 (「公共工事における下請適正化法」(カリフォルニア州法)により、元請は下請業者リストの提出が義務付けられている。)
制度の目的	対等な立場における合意に基づく公正な契約の促進、工事目的物の品質の確保、安全性の確保及び適切な労働条件の確保を目的として、工事請負契約締結に先立ち、積算内容及び工事の施工体制を明らかにさせる。	積算根拠の明確化と施工体制の適正化を図ることを目的として、内訳書等の提出及び下請要件を付して発注する。	適切な工事の履行確保の参考資料とするため、施工体系図等を入札時に求める。	いわゆる「ビッド・ショピング(※)」を防止することを目的として、入札時に落札した場合に契約する下請業者のリストを提示させる。
入札時に提出させる資料	工事費内訳書	○ (下請業者名を記載)	○	○
	施工体制台帳	—	—	—
	施工体系図	—	○ (配置予定技術者までは求めていない)	—
	一次下請負人の見積書	—	○ (見積書は封印されており、調査基準価格を下回った場合のみ開封)	—
	一次下請負人の配置予定技術者の資格証	—	○	—
	その他	労務賃金調書 (工種毎の日当り賃金を記載したもの)	県内下請比率(20%~40%)が設定されている場合は、落札候補者に対して二次下請以下の見積書も提出させる。	—
明らかにさせる施工体制の範囲	建設工事に係る全ての一次下請負人(警備会社、運搬会社等は含まない。)	全ての一次下請負人(警備会社、運搬会社、測量・調査会社も含む。)	建設工事に係る全ての一次下請負人(警備会社、運搬会社等は含まない。)	入札金額の0.5%を超える額の下請契約を結ぶ予定の全ての一次下請業者

項目	宮城県	長野県	水資源機構	サンフランシスコ市(米国)
発注者の確認内容	入札時	<ul style="list-style-type: none"> 最低価格入札者が調査基準価格を下回った場合に工事費内訳書を確認。 失格判断基準を定める際に、最低入札者の提出した工事費内訳書の下請純工事費を確認。 落札候補者に対して工事費内訳書を利用した詳細な調査を実施。(履行能力確認調査) 	<ul style="list-style-type: none"> 最低価格入札者が調査基準価格を下回った場合に、工事費内訳書や一次下請業者の見積書等を審査し妥当性を確認。(低入札価格調査) 	不明
	落札後	<ul style="list-style-type: none"> 工事費内訳書と元下一覧表(施工体系図)を照査し、施工体制を確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工体制台帳と、事前に提出させた施工体系図を確認し、相違点が見つかれば照会。 	<ul style="list-style-type: none"> 下請業者リストに掲載された業者と記載された下請金額で契約しているかを確認。
事前に提出させた施工体制と実際の施工体制が異なった場合の対応		<ul style="list-style-type: none"> 事前に提出させた資料に記載されている下請金額や下請業者等の変更有る場合には、理田書やその他の必要書類を提出してもらい、変更内容が妥当であるかを確認。必要があれば改善。 	<ul style="list-style-type: none"> 実際の施工体制が異なった場合、下記のよう罰則あり。(H17.10～) 悪質な虚偽記載→指名停止等 著しい差異があり、契約の目的を達成できない→契約解除 下請負人や下請金額が合理的な理由なく変更→成績評定の減点 	<ul style="list-style-type: none"> 下請業者リストを変更するには、発注者の承認が必要。所定の手続きを経ないうで、請負金額全体の0.5%を超える下請契約を結んだ場合は罰金を科することができる。 新たな施工体系図を提出させる。
	事前に提出させた施工体系図に係る資料の公表	<ul style="list-style-type: none"> 公表しない(発注者が確認するために利用) 	<ul style="list-style-type: none"> 公表しない(発注者が確認するために利用) 	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加者の工事費内訳書、下請りリスト(下請金額を含む)をホームページ上で公表。
備考	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度から、当該制度に数値的判断基準(失格判断基準)を導入し、極端に低い価格での応札を排除。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年10月から、実際の施工体制が異なった場合には罰則を導入。 		

※ビッド・ショッピング(bid shopping) … 落札後に、入札前に見積りを提出させた下請業者とは別の下請業者から見積りを取り、入札前に見積りを提出させた下請業者に価格を引き下げるよう働きかける行為

第2章 元請下請取引の書面契約に向けて

I. 現状認識

我が国における建設生産活動は、昭和30年代前半までは総合工事業者が技術者、技能労働者を直接雇用し、建設機械や資材等も所有して直営方式で工事施工を行ってきた。しかしながら、経済社会環境の変化の中で技術の高度化・専門化への対応や経営効率化の要請などから、昭和30年代後半以降は、総合工事業者が自ら担ってきた機能を切り離し、外注化を押し進めたことにより、いわゆる今日の専門工事業者が生まれている。

現在では、外注比率（元請完成工事高に占める下請完成工事高の割合）が約7割まで上がり、専門工事業者が建設生産プロセスの中でいわば中核的ともいえる役割を担うようになってきている。さらに専門工事業者の中でも、外注化が進み、施工管理に特化するものも出てくるなど、その役割分担が大きく変わってきており、重層下請構造も生じている。

現在の建設生産システムは、管理監督機能を担う総合工事業者（元請業者）と直接施工機能を担う専門工事業者（下請業者）が、それぞれ対等の協力者として、その負うべき役割と責任を明確にした上で、分業関係を基本に実施されている。

建設業界では、これまで名義人制度や協会の組織が元請下請関係の中で中核的な役割を果たすとともに、長期継続的な取引関係を前提とした信頼関係によって成立してきた。しかしながら、建設投資の減少、コストダウンの要請などにより、現在では元請業者、下請業者を問わず、大変厳しい受注競争環境にある中でその役割も変質しており、従来の枠組みを前提とした元請下請取引が困難になっている。

元請業者と下請業者の関係は、一つの仕事を分担して作り上げるパートナーであるにもかかわらず、現状では対等な関係となっていない。元請下請取引の中で、未契約着工、指値発注、追加・変更工事代金の未払い、赤伝処理による一方的差引きなど、元請業者の優越的地位利用ともいえる片務的な契約が存在している。

元請下請間の紛争発生を未然に防止するとともに、契約取引関係の適正化を行うためには、元請下請取引に係る出来事を書面化することが大切であり、建設業法に基づく書面契約の徹底を図ることと、さらには建設工事標準下請契約約款に基づき、工事施工に伴う元請下請間の協議、承諾、指示等の場合でも書面化を進めることが必要である。

本委員会においては、元請下請取引に係る書面化を促進させることを中心に検討を進めてきたところであり、今回、その検討結果を報告書に取りまとめた。

II. 建設工事の請負契約

民法の請負契約は、両当事者の合意によって成立する「諾成契約」であり、なんらの形式も必要としない（口頭でも契約は成立する）。しかしながら、それでは契約内容が不明確・不正確となる結果、紛争を未然に防ぐことができず、後日紛争になった時にも困ることになる。

このため下請契約の締結に当っては、建設業法の規定に基づき請負代金額、施工条件・責任範囲、請負代金支払条件など14項目の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、工事着工前に署名又は記名押印して、元請下請の双方が相互に交付するとなっている。

書面契約の徹底に関しては、建設業法第19条の規定を始め、建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月、建設省建設経済局長通達）、注文書及び請書による契約の締結について（平成12年6月、建設省建設経済局建設業課長通達）、建設生産システム合理化推進協議会の「契約締結に至るまでの適正な手順に関する指針（平成5年3月）」、「条件変更時の適正な手順に関する指針（平成6年3月）」、「見積条件の明確化に関する指針—「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）—（平成14年3月）」などが示されている。

(1) 建設工事標準下請契約約款の見直しと活用促進

- ① 建設工事標準下請契約約款は、一次下請段階における標準的な工事請負契約を念頭において、下請段階における請負契約の標準的約款として中央建設業審議会が昭和52年4月に作成した（最終改正は平成15年10月）。

建設工事標準下請契約約款に関しては、現在、建設生産システム合理化推進協議会契約適正化専門委員会（主査・大森東洋大学法学部教授）において、約款の解釈・具体的な運用等について協議が進められている。*1

協議内容としては、第1条（総則）で定める設計図書に「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）を明記する、第18条（条件変更等）で定める請負代金額の変更に関し軽微な変更（概ね5%の範囲）も反映する、第20条（乙の請求による工期の延長）に関し必要最低施工日数を配慮する、第32条（部分払）に関し現場搬入した工事材料等も請求・支払に加える、などである。

これらの協議結果や、国土交通省の建設産業政策研究会での対等で透明性の高い公共調達の実現を目指す「多様な調達手段の活用」に関する標準契約約款の整備の検討などを踏まえ、今後、当連合会としても建設工事標準下請契約約款の見直しについて要請していく必要がある。*2

*1 建設生産システム合理化推進協議会は、「建設産業における生産システム合理化指針」に基づき、合理的な建設生産システムの確立等を図るため、総合工事業者、専門工事業者、有識者、行政関係者等で構成する建設業者団体の自主的協議機関

として平成3年8月に設立された。同協議会には基本政策専門委員会と契約適正化専門委員会が設置され、これまでに様々な申し合わせが行われている。

- *2 建設産業政策研究会は、建設産業に対する国民の信頼の回復を図るとともに、建設産業の活力の回復を目指し、今後の建設産業政策のあり方について検討を行うため、有識者、発注者、設計者、施工者（元請、下請）等で構成する研究会として平成18年6月に設置された。

- ② 建設工事の下請契約の締結に当っては、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約締結が基本である。標準下請契約約款に準拠したものとしては（社）全国建設業協会が作成した工事下請基本契約約款や個別工事下請契約約款があるほか、元請業者が独自に作成した契約書も存在している。

建設業法第19条では原則として建設工事ごとに請負契約書を締結することになっている。しかしながら、建設業者間の実際の取引現場においては、注文書及び請書の形態で請負契約が締結されている場合が多いことを踏まえて、平成12年6月には「注文書及び請書による契約の締結について（建設省建設経済局建設業課長通達）」が発出されている。その内容は、イ）基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合 ロ）注文書及び請書の交換のみによる場合は、それぞれに基本契約約款を添付又は印刷するとなっている。

元請業者が独自に作成した契約書の中には片務的な内容が織込まれているケースが多く、極端なケースとしては「施主が請負代金を支払った場合のみ下請業者に支払う」などの記載もあるため、今後とも建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した契約書の活用による適正な契約締結を元請業者へ要請していく必要がある。

(2) 元請下請取引を巡る課題等

本委員会においては、下請契約締結に当って元請下請間で様々な課題が発生していることが指摘されたところであり、以下にその課題と今後の解決に向けた基本的な方向性を示すことにする。

① 見積条件の明確化

元請業者の見積依頼は、建設業法第20条により、工事内容、工期、工法、支払条件など具体的な見積条件を提示して依頼を行うことになっている。しかしながら、下請業者の施工責任範囲及び施工条件が不明確のままで見積依頼する場合や、書面ではなく口頭やメモで見積依頼する場合もあり、その結果として、後日元請下請間で紛争が起こる要因となっている。

このため、見積依頼の際には建設生産システム合理化推進協議会が工事見積条件の明確化を目指して作成した「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の活用を元請業者へ要請していく必要がある。また、標準モデルの未作成団体に対しては、早急に整備

に向けた検討に着手するよう呼び掛ける必要もある。

② 請負代金の決定

請負代金の決定に当っては、責任施工範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものにする必要がある。しかしながら、国土交通省の専門工事業下請取引実態調査（平成16年度）によれば、指値発注があったと回答した下請業者の割合は32%あり、指値による値引額が見積金額に対して4割以上あったと回答した下請業者の割合は42%に上っている。また、当連合会が実施した元請下請取引等に関する調査（平成17年度）では、指値発注があったと回答した下請業者の割合は74%あり、指値による値引額が見積金額に対して4割以上あったと回答した下請業者の割合は20%に上っている。

建設業法第19条の3で不当に低い請負代金の禁止が規定されている。同法に違反していないかを視野に入れた建設業許可行政庁による立入調査を始め、公共発注者による予定価格の積算内訳書、元請業者の工事費内訳書、施工体制台帳に添付された下請負契約書の金額点検などを通じて、請負代金の決定を合理的なものにしていく必要がある。

国土交通省は、平成17年度に発注した直轄工事で落札率が65%以下の超低価格入札工事について、著しい低価格で応札できた主な理由を調べた結果、超低価格で応札した元請業者の8割が「取引業者の協力」を挙げている。取引業者の協力とはいうものの、事実上は元請業者の優越的な地位を利用した下請業者へのしわ寄せにほかならない。

③ 下請契約書の締結時期

下請契約書は、建設業法などにより工事着手前に契約締結をすることになっている。また、変更契約書についても変更部分の工事着手前に契約締結をすることになっている。しかしながら、国土交通省の下請代金支払状況等実態調査（平成18年度）によれば、元請業者を対象とした支払調査では当初契約時の適正比率は96%と高いものの、変更契約時の適正比率は62%にとどまる。しかも、下請業者を対象とした受取調査（反面調査）では当初契約時（84%）、変更契約時（46%）とも元請業者を対象にした支払調査よりも適正比率がさらに低い。未契約着工に当っては、元請業者から口頭指示あるいは着工命令書、内示書などが交付されるケースも多く、この場合に本来は注文書に織り込まなければならない事項の大半が割愛された曖昧なものになっている。

このため、当初工事の契約に当っては主として請負金額を巡る紛争が発生し、また、施工途中の追加・変更工事の契約に当たっても、請負金額の変更がなされず一部不払いなどの紛争が起こっている。特に、第1章—Ⅲ—（6）発注者責任の確立の中で記述

したように、建築工事の場合は、発注時点での設計図の精度が高くなく、かつ、数量表も提示されないことによる未契約着工問題や、追加・変更工事代金の未払問題が発生するなど、発注者との協議が整っていないことをもって下請業者に対する協議に応じないことは、建設業法上問題となる恐れがあることに留意する必要がある。

④ 注文書・請書の交換

元請下請業者間の実際取引においては、基本契約書に基づく、あるいは基本契約約款を添付又は印刷した注文書・請書の交換で契約締結がされている場合が圧倒的に多くなっている。しかしながら、元請業者の注文書で本来は記載すべき事項の一部が欠落しているケース、特記事項として片務的契約内容を記載したケース、注文書に下請見積書や見積条件書等が添付されないケース、下請見積条件書に替えて元請業者の一方的な発注条件書が添付されるケースなど、実際の注文書・請書の交換に当り様々な課題が指摘されている。

このため、注文書及び請書による契約の締結について（建設省建設経済局建設業課長通達）、建設生産システム合理化推進協議会が作成した契約締結に至るまでの適正な手順に関する指針、条件変更時の適正な手順に関する指針などについて、元請業者・下請業者への周知徹底を図り、適正な契約締結を行うよう要請していく必要がある。

⑤ 下請代金の支払条件

下請代金の支払については、建設業法第24条の3に加え、特に、特定建設業者が注文者となった下請契約については第24条の5に規定されているほか、建設産業における生産システム合理化指針や、毎年資金需要が増大する時期に国土交通省から建設業団体の長へ適正な支払について通達が行われている。

建設産業における生産システム合理化指針では、請負代金支払の適正化を図るため、イ) 請求書締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること ロ) できる限り現金払いとし、現金払と手形払を併用する場合でも現金比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分は現金払とすること ハ) 手形期間は120日以内で、できる限り短い期間とすることとされている。

しかしながら、実際の元請下請取引に伴う下請代金の支払条件として、労務費、材料費、機械費を問わず一律70%手形払とするケース、出来高締切日を月末とし手形振出日はその締切日の翌々月25日とするケース、手形期間を150日とするケースなど、様々な課題が指摘されている。特に、手形期間が120日を超える場合は、建設業法第24条の5で禁止している一般金融機関で割引困難な手形に該当する恐れもある。

下請業者は毎月定期的に労務賃金を支払わなければならないが、かつ、工事施工に伴う運転資金等も確保する必要があり、融資姿勢が慎重な金融機関から有利子資金を借り

ざるを得ない状況である。その意味で下請代金の適正な支払は絶対条件であるにも関わらず、現在の元請下請取引に当っては下請業者側が一方的に不利な立場になっている。

このため、下請代金支払条件の明確化と確実な支払履行を目指して元請業者へ要請を行っていく必要がある。

⑥ いわゆる赤伝処理による一方的差引行為

建設工事の施工に伴い、建設現場で発生する様々な諸問題に関して元請下請間での費用負担を巡って紛争になる場合がある。例えば、工事施工に伴う建設廃棄物の処理問題、下請従業員の駐車場問題、運搬・揚重問題、安全対策問題、元請手配労務問題などがある。これらの処理費用を元請業者が立替えを行ったとして、下請代金精算時に赤伝処理により一方的に差引く行為がある。また、赤伝処理金額が下請負金額に占める割合は、当連合会が実施した元請下請取引等に関する調査（平成17年度）によれば概ね2%程度に上っている。特に、建設廃棄物処理費用については、民間工事の場合は施主が計上しているか不明確であるものの、少なくとも公共工事の場合は、公共発注者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）に基づく排出事業者の責務として、予定価格の中で建設廃棄物処理費用を積算・計上し、元請業者との請負契約の中で支払っている。その意味で費用負担を含む建設廃棄物処理責任は、公共発注者から元請業者へ移管されたことになる。ただ、元請業者とは総価請負契約であり処理費用が見えにくくなっていることから、下請業者からも処理費用を徴収するケースがあるなど問題が多い。

また、元請業者によっては、差引きに関する内容取極書、差引通知書、立替金請求書などを下請業者へ交付する場合もあるが、この場合でも元請業者が優越的な地位を利用して下請業者の自由な意思決定を阻害する形で行われているのが実態であり、元請下請の力関係の中で一方的に記名押印して提出させているものである。さらに、元請企業の中には全くこのような書類すらないまま一方的に差引く行為もある。こうしたいわゆる赤伝処理による一方的な差引行為は、建設業法第19条の3で禁止している請負代金の減額に当る恐れがあるなど、建設業法上問題が大きいものと考えられる。このため、元請業者、特に現場代理人、主任技術者等に対してコンプライアンスの徹底を要請していく必要がある。

⑦ 保留金の問題

建設工事標準下請契約約款第32条（部分払）では、下請業者が出来高部分に相当する請負代金相当額の10分の〇以内の額について、部分払を請求することができる。通常は〇の部分に9の数字が記入される。出来高の一部を保留する理由は、過払い防止と瑕疵の問題等に対応するためとされている。保留金を出来高の10%と

する妥当性については元請下請間で見解の相違はあるものの、合理的な理由があれば一部保留もやむを得ないと考えられる。

しかしながら、保留金の問題としては、当該下請契約に基づく工事目的物が完成し、元請業者の検査と工事目物物の引渡し後においても全体工期が終了するまで保留される場合があり、極端な場合は他の建設現場まで保留金が持ち越されることもある。例えば、建築物の全体工期としては12ヶ月ある場合に、建築の前工程である基礎工事、鉄筋工事や型枠工事などは、当該下請契約に基づく工事目的物が当初工期の2～3ヶ月で完成し、元請業者の検査合格と引渡しした後も全体工期の残りである9～10ヶ月間は保留金請求が解除されず、下請代金の全額支払が受けられない。特に、特定建設業者が注文者となった下請契約は、建設業法第24条の5の規定により、発注者からの代金支払があるか否かに関わらず、検査・引渡しの申出の日から起算して50日以内で、できる限り短い期間において下請代金を支払わなければならない。従って、この期間が経過した後は、本来、支払遅延日数に応じた遅延利息が発生するものである。

⑧ 共同企業体制度の問題

共同企業体には、大規模かつ技術的難度の高い工事の安定的な施工を目的に、特定工事施工ごとに結成される特定建設工事共同企業体（特定JV）と、中小・中堅建設業者が継続的協業関係を確保し経営力・施工力の強化を目的に、経常的に結成される経常建設共同企業体（経常JV）の二種類がある。

特定JVの場合は、地元業者への技術移転の目的はあるものの、小規模工事での活用、予備指名、いわゆる縦型JVなどの問題が発生しており、かつ、単体発注の原則、混合入札の活用など適切な運用確保の必要性も指摘されている。経常JVの場合でも、受注機会確保の仕組みとの受け止め方が強い一方、経営力・技術力の効果に対する疑問や、企業合併等につながらないなどが指摘されている。また、特定JVや経常JVは、現在ではその役割が終わっているのではないかとの声も聞かれる。

共同企業体との取引を巡る課題として、共同企業体代表者の倒産に伴う他の構成員による責任回避や、共同企業体代表者によるスポンサーメリットの要求などがある。下請代金債権などは、代表者が倒産した場合でも本来は他の構成員が共同して責任を果たすべきであるが、その責任を回避するケースが多い。また、代表者によるスポンサーメリットの要求は、特定JVによる工事発注であるにも関わらず、下請契約に当たっての注文者としては代表者とし、下請契約書に記載された金額とは別の金額で下請代金の精算行為を行うものであり、その差額がスポンサーメリットとなる。スポンサーメリットは、特定JVを構成する他の構成員には知らせず、代表者のみに帰属させるものである。下請業者にとっては、スポンサーメリットとして下請代金から一方的に差引されるほか、差引額に対し交際費課税されることもある。

こうした状況を踏まえ、「共同企業体の適正な運用について」（平成11年2月10

日付け建設省経振発第20号) などにより、共同企業体との下請契約は、共同企業体の名称を冠して共同企業体代表者及びその他構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者名義で契約締結するよう建設業者団体長あて通達されている。

従って、この指導通達に沿った適正な契約締結を行うよう元請業者へ要請していくとともに、共同企業体運用準則の遵守徹底並びに共同企業体協定書による標準下請契約約款の整備を行うよう行政機関へ要請していく必要がある。

Ⅲ. 下請法・独禁法の不公正取引

建設業者に関係する法律としては、建設業法、公共工事入札契約適正化法、公共工物品質確保法、建築基準法、住宅品質確保法、労働基準法、労働安全衛生法など、数多く存在している。

これらの法律とは別に、元請下請間の不公正取引を規制する法律として、公正取引委員会が所管する独禁法や下請代金支払遅延等防止法（下請法）がある。下請法は主に製造業及びサービス業が対象とされ、建設産業の中では設計コンサル、測量、地質調査などの建設関連業も対象とされている。

(1) 下請法と建設業法の関係

下請法は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護することを目的にしたものである。平成16年4月に施行された改正下請法により、ソフト作成・サービス業など対象範囲の拡大、役務の利用強制・不当なやり直しなど禁止行為の追加、勧告公表・罰金額の引上げなど措置の強化が図られている。

下請法では、親事業者に対して、注文書の交付、書類作成・保存、下請代金支払期日の決定、遅延利息の支払などを義務付けており、さらには、受領拒否、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買ったたき、購入・利用の強制、報復措置、割引困難な手形の交付、利益提供の要請などの禁止行為も定めている。

下請法と建設業法との相違点等については、下請法で規定されている各項目のうち、下請代金の減額、返品、報復措置、利益提供の要請、内容の変更・やり直しなどについては建設業法に該当する条文が存在しない。また、親事業者が子会社を設立し、この子会社を窓口で製造委託等を行ういわゆるトンネル会社の規制や、検査の有無にかかわらず下請事業者の給付を受領した日から起算して支払期日を定めること、違反行為に対する罰金額が少額であるなど、元請下請間の不公正取引を規制する法律としては、下請法に比べて建設業法の規定が不十分な面もあるものと考えられる。

(2) 建設業法と独禁法の関係

公正取引委員会は、従来、下請取引の規制について独禁法違反にまで至らないような事案については、独禁法の補完法である下請法に基づいて措置してきた。しかし下請法は、前述したように製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託に係る下請取引のみに適用され、建設業には適用がない。

このため建設業の下請取引に関する問題には、公正取引委員会として、独禁法の不公正な取引方法によらざるを得ず、下請法のような機動的な対応ができていない状態にある。

なお、建設業法第42条及び第42条の2において、建設業許可行政庁（国土交通大臣、都道府県知事）や中小企業庁長官が公正取引委員会に対し、独禁法の規定に従い適当な措置をとることを請求することができることとされており、公正取引委員会としても建設業の下請取引に対する独禁法の適用についての基準を明確にし、その規制を迅速かつ適格に行うため「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準（昭和47年4月）」を作成している。

(3) 建設業法の積極的な運用

先般、耐震強度偽装事件などに関連して、エンドユーザーと発注者が異なる場合等の民間工事における一括下請負を禁止するなどを内容とする建設業法の改正が行われたところである。現在、建設生産システムの改革に向けて建設産業政策研究会等で検討が進められているが、国土交通省など建設業許可行政庁においては、一括下請負のほか、建設業法における元請下請関係の適正化等に向けた諸規定の積極的な運用が求められる。

IV. 建設業行政等に対する要請・期待

建設業を巡って最近多発しているダンピング受注や談合事件などを受けて、政府は平成18年5月に公共工事入札契約適正化指針の改正を閣議決定したのを始め、国土交通省では平成17年7月に入札談合の再発防止対策、平成18年4月にダンピング受注に係る公共工事品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除対策、同年12月に緊急公共工事品質確保対策を、自由民主党は同年10月に決議を採択、全国知事会は同年12月に都道府県の公共調達改革に関する指針を決定するなど、各機関において様々な対策が講じられた。また、国土交通省に建設産業政策研究会が設置され、現在、建設生産システムの改革に向けた議論が展開され、同年10月には第1次中間取りまとめを行った。こうした各種の対策などに対して要請したいことと、対策による効果に期待することを示すことにする。

(1) 国土交通省の対策に対する要請・期待

前述したように、ダンピング受注や談合事件などを受けて国土交通省は最近相次いで様々な対策を講じている。平成18年12月には緊急公共工事品質確保対策が打ち出されているが、その中には、施工体制確認型総合評価落札方式の試行実施、低入札価格調査制度に基づく特別重点調査の試行実施、公正取引委員会との連携強化などが謳われている。

① 施工体制確認型総合評価落札方式は、従来の技術評価点に、技術提案加算点の上限引き上げ（50点→70点へ）と、施工体制評価点（品質確保と施工体制確保）30点を新規追加したものである。この結果、総合評価落札方式を行う際の技術評価点が従来に比べて大幅に高まることにより、低価格入札が排除される効果が期待される。*3

これは本委員会がオープンブック方式の導入に向けて提言したものとは若干違うものの、低価格入札があった場合に元請業者に対して事前に施工体制を明らかにさせ、発注者が確認するものであり、大いに評価できるものである。

なお、今回の対策で新規追加した施工体制評価点のうち、施工体制確保の審査等に関連して、発注者による恣意性を排除しつつ透明性をもって公正・公平な審査を行うため、専門工事業者がもつ施工力を中心にした客観的な評価制度（専門工事業者版第二経審制度）の創設と、評価結果に基づくデータを活用した公共発注者のチェックシステム（下請業者承認制度）の構築を行うよう要請したい。

*3 施工体制確認型総合評価落札方式は、技術評価点を入札価格で除して得た評価値が最高の者が落札者となるシステムである（技術評価点÷入札価格＝評価値）。

（例）A社の入札価格が9億円で技術評価点が150点の場合、評価値は16.7

B社の入札価格が10億円で技術評価点が180点の場合、評価値は18.0
従って、A社より入札価格が高かったにも関わらずB社が落札者となる。

② 低入札価格調査制度に基づく特別重点調査は、予定価格2億円以上の工事で、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合を下回る入札をした者を対象に、厳格な特別重点調査を実施するものである。*4 *5

特別重点調査の実施に当っては、極端な低価格入札を行った者から最大28種類の書類提出を求めることにしており、極端な低価格でも品質確保等ができることを受注予定者側に説明責任を課したものである。説明責任を十分に果たせなければ当該低価格入札は失格となる。

今回、特別重点調査の判断材料として初めて客観的な数値基準を設定したが、これは、当委員会がオープンブック方式導入の基本的方向として提案した数値的判断基準(失格判断基準)の設定に合致するものであり、大いに評価できるものである。

但し、国土交通省直轄土木工事における調査基準価格の現状は、予定価格に対して概ね77～82%の水準であり、また、今回の特別重点調査の対象となる価格は、予定価格に対して概ね65%の水準である。

この調査基準価格と特別重点調査の数値基準に係る設定水準が低すぎるのではないかと考えられるため、過去に国土交通省が実施した工事コスト調査の結果などを踏まえて、調査基準価格と特別重点調査の数値基準の双方について、設定水準の引上げを行うよう要請したい。*6

なお、特別重点調査に数値基準を設定したことで、極端な低価格入札は排除できるものの、特別重点調査の数値基準に近い低価格入札を誘導してしまう危険性があることに留意する必要がある。

*4 調査基準価格は、直接工事費+共通仮設費+現場管理費×1/5の合算額で発注工事毎に定められる。その価格が予定価格に対して2/3以下の場合は2/3に、8.5/10以上の場合は8.5/10に設定される。

*5 特別重点調査における一定割合は、直接工事費×75%、共通仮設費×70%、現場管理費×60%、一般管理費×30%である。この4項目のうち1項目だけでも下回る低価格入札がある場合には特別重点調査の対象となる。

*6 工事コスト調査は、国土交通省直轄土木工事で低入札価格調査制度に基づく調査基準価格を下回る金額で契約が行われた低入札工事を対象に、当該工事施工後においてコスト調査を行うものである。その調査結果によると、落札率が概ね85%未満では、下請業者が黒字の工事かつ工事成績評定点以上の工事が大幅に減り、下請業者の赤字が急増する。また、落札率が概ね65%未満では、下請業者の黒字の工事かつ工事成績評定点以上の工事はない。などの大きな弊害が起きていることが判明している。

- ③ 公正取引委員会との連携強化が実施される。平成18年10月の自由民主党公共工事低入札緊急対策会議の決議で、公正取引委員会の役割としては談合事件等の告発のほか、不当廉売（ダンピング）、不公正取引等の取締りを担うものとされた。

このため、公共工事を巡る低価格入札案件情報を始め、建設業法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）も視野に入れた建設業許可行政庁による立入調査結果、元請下請間の不公正取引事例などを踏まえて、建設業許可行政庁による公正取引委員会への措置請求を積極的に行うことを要請したい。

(2) 新たな対策に対する期待等

国土交通省に建設産業政策研究会が設置され、現在、建設生産システムの改革に向けた議論が展開されている。この中で、公正・公平な競争基盤の確立を目指して、公共工事・民間工事を問わず法令違反行為の是正を徹底するために、通報窓口としての「駆け込み寺」（仮称）を各地方整備局等に設置する、施工体制Gメンを拡充し「建設業法令遵守推進本部」（仮称）の設置による立入調査件数の大幅増加、繰り返し違反した者への加重措置の強化、告発の積極的な実施等のペナルティの強化対策などのほか、法律の不知から自覚のない法令違反を惹起している可能性があることから「法令遵守ガイドライン」（仮称）を作成・周知する。また、極端な低価格入札を防止するため技術評価点の拡大による総合評価方式の拡充、本委員会が提言した施工体制事前提出方式導入の検討、日本型パートナーリングの検討、標準下請契約約款の普及促進などを行うことにしている。

このうち「駆け込み寺」の設置に当っては、弁護士や学識者等で構成する第三者機関が積極的に関与する仕組みを構築するとともに、下請業者が通報した場合に元請業者による報復措置を排除する必要がある。また、「建設業法令遵守推進本部」の設置による立入調査の強化に当っては、大半を占める知事許可業者や民間工事などに対する対応方針を決定し実施することが必要である。

これらの対策はいずれも元請下請取引の適正化などに結びつくものであり、それを早急実現することを期待したい。

V. コンプライアンスの徹底

建設業は、国民に住宅・社会資本の建設生産物を提供する重要な役割を担っており、その必要性は今後も変わることはない。今後の建設業は、大きな変革期にあるからこそ、適正な競争を通じて技術と経営に優れた企業が伸びられる環境整備を図り、建設業に対する信頼を回復するとともに、建設業の活力を回復していく必要がある。

このため、建設投資の減少に伴う建設業界の過剰供給構造や重層下請構造などがある中で、談合事件、ダンピング、不公正取引などの課題を是正しつつ、魅力ある建設産業に転換させるためには、建設産業に従事する全ての関係者（発注者、設計者、元請業者、下請業者、資機材提供者等）が、建設業法や独禁法を始めとして、建設産業に関連する各種法令の順守を徹底すれば、現在の建設業界内で起こっている様々な問題が解決に向かうものであり、関係者が共に知恵を出して努力すべきである。

おわりに

公共工事で一般競争入札の対象拡大が行われている。国と地方自治体の契約は明治時代から、会計法などにより一般競争入札が原則と定められているが、実際には例外として認められた指名競争入札が広く使われてきた。しかしながら、相次ぐ談合事件や政府調達に関する協定締結などを受けて、旧建設省（国土交通省）は、平成6年度にWTO対象工事（7.3億円）など大規模工事に限って一般競争入札を導入した。その後は、平成17年10月に3億円以上に、平成18年4月には2億円以上に拡大させた（地方整備局の独自対策では2億円未満も一部対象）。また、全国知事会は相次ぐ官製談合事件の発生を受けて、都道府県発注の1千万円以上の工事に一般競争入札を導入することにした。これらを踏まえ、国土交通省としても一般競争入札の対象工事をさらに拡大する方針である。

また、課徴金の引上げ、課徴金減免制度の導入、公取への強制捜査権付与を柱とする改正独禁法が平成18年1月に施行された。法施行後2年以内の見直しを前提に、現在、内閣官房長官の私的諮問機関である「独禁法基本問題懇談会」において本格的な検討が進められている。その主な内容は、談合等に課す課徴金を不当廉売（ダンピング）まで拡大するか、課徴金と刑事罰の二重制裁の可否、公取が担う審判制度の廃止見直しである。

こうした一般競争入札の対象拡大や独禁法の見直しの動きに注目していく必要がある。

本委員会ではダンピング防止対策等や、元請下請取引の契約書面化などを中心に検討を行ってきたが、今後においては、建設生産システムにおける各主体間の役割と責任の明確化、無償協力への適正な報酬支払、重層下請構造の是正、下請事業主の雇用責任、技能労働者の確保・育成などについて、引き続き検討を継続させていく必要がある。

取引慣行是正委員会委員名簿

委員の区分	氏 名	所 属	役 職 名	所属団体
専門家委員 委員長	蟹澤 宏剛	芝浦工業大学工学部	助 教 授	
専門家委員	平 智之	(有) アドミックス	代表取締役	
業界側委員	大木 勇雄	(株) 大木組	代表取締役	日本躯体
業界側委員	三野輪賢二	三成建設 (株)	代表取締役	日建大協
業界側委員	内山 聖	(株) 小黒組	代表取締役	全鉄筋
業界側委員	新津 政通	扶桑工業 (株)	取締役会長	全室協
業界側委員	高橋 忠夫	高山工業 (株)	常務取締役 管理本部長	全防協
業界側委員	佐藤三樹夫	丸泰土木 (株)	営業部長	全基連
業界側委員	向井 敏雄	向井建設 (株)	代表取締役社長	日機協
オブザーバー	長谷川周夫	国土交通省建設業課	建設業構造改善 対策官	
オブザーバー	三浦 文敬 (第2回～) (木下 慎哉) (第1回)	国土交通省建設振興課	専門工事業高度 化対策官	

取引慣行是正委員会開催状況

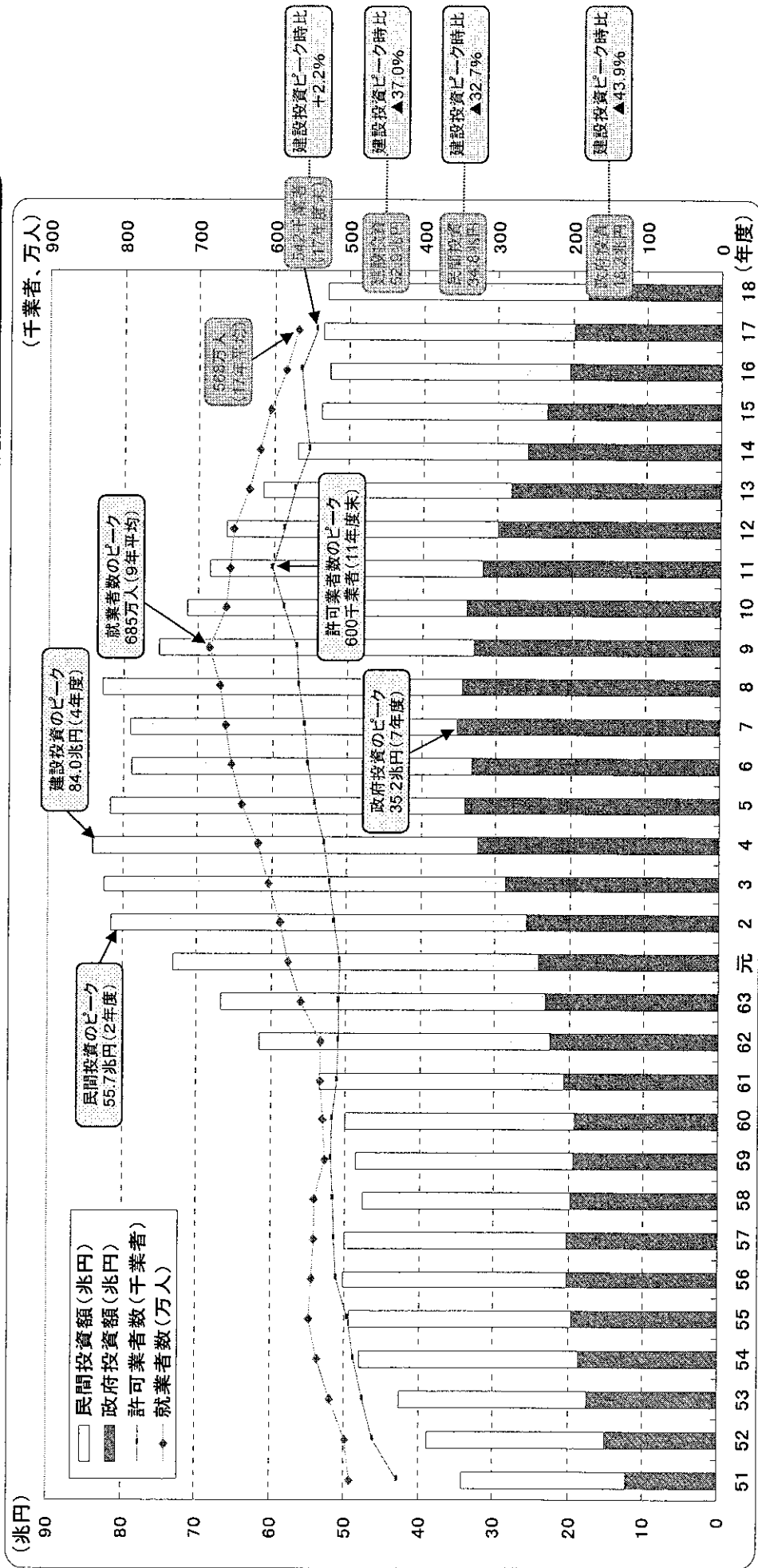
第一回委員会	平成18年 8月 8日 (火)
第二回委員会	平成18年 8月28日 (月)
第三回委員会	平成18年 9月25日 (月)
現地調査実施	平成18年10月13日 (金)
	宮城県庁 (出納局契約課、土木部事業管理課)
	(社) 宮城県建設業協会 (事務局、1社)
	(社) 宮城県建設専門工事業団体連合会 (事務局、3社)
第四回委員会	平成18年10月19日 (木)
第五回委員会	平成18年11月16日 (木)
第六回委員会	平成18年12月 6日 (水)
第七回委員会	平成18年12月20日 (水)
第八回委員会	平成19年 1月25日 (木)
第九回委員会	平成19年 2月13日 (火)

【参 考 資 料 編】

資料－1	建設投資、許可業者数及び就業者数の推移	47
資料－2	低入札価格調査件数の推移	48
資料－3	国土交通省の平均落札率の推移	49
資料－4	地方公共団体における公共工事の状況	50
資料－5	土木工事・安値受注ランキング	52
資料－6	平成18年度下請代金支払状況等実態調査結果のポイント	54
資料－7	下請法・独禁法・建設業法の比較	66
資料－8	国土交通省における緊急公共工事品質確保対策	75
資料－9	自由民主党公共工事低入札緊急対策会議の決議	79
資料－10	全国知事会・都道府県の公共調達改革に関する指針（抄）	80
資料－11	建設産業政策研究会・建設生産システムの改革（抄）	85
資料－12	注文書及び請書による契約の締結	89
資料－13	建設産業における生産システム合理化指針	90
資料－14	建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準	95

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額：18年度投資額(見通し)はピーク時(4年度)の約6割
- 建設業者数：ほぼ横ばい(4年度末:約53万業者→17年度末:約54万業者)
- 建設業就業者数：17年は4年から約8%減の568万人(全就業者の約1割占める)



出所：国土交通省「建設投資見通し」、「建設業許可業者数調査」、「建設業「労働力調査」

注1 投資額については平成15年度まで実績、16年度・17年度は見込み、18年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

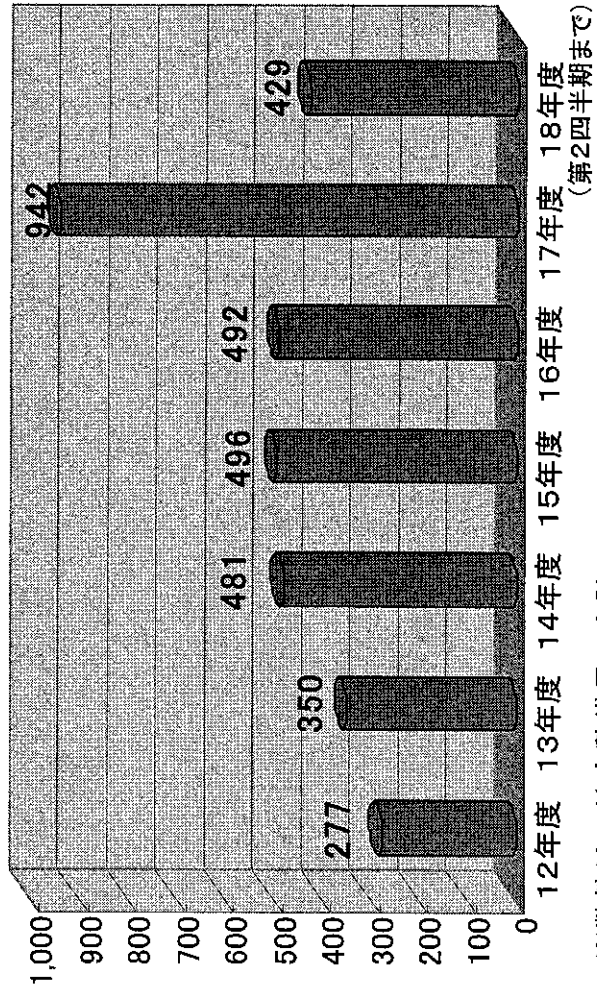
注3 就業者数は年平均

低入札価格調査件数の推移

近年、極端な低価格での入札が増加しており、いわゆるダンピング受注が問題視されている。

なお、地方公共団体においては、最低制限価格制度を採用しているケースも多い。
 (最低制限価格制度を導入している地方公共団体は平成17年10月現在1,360団体)

国土交通省地方整備局発注工事



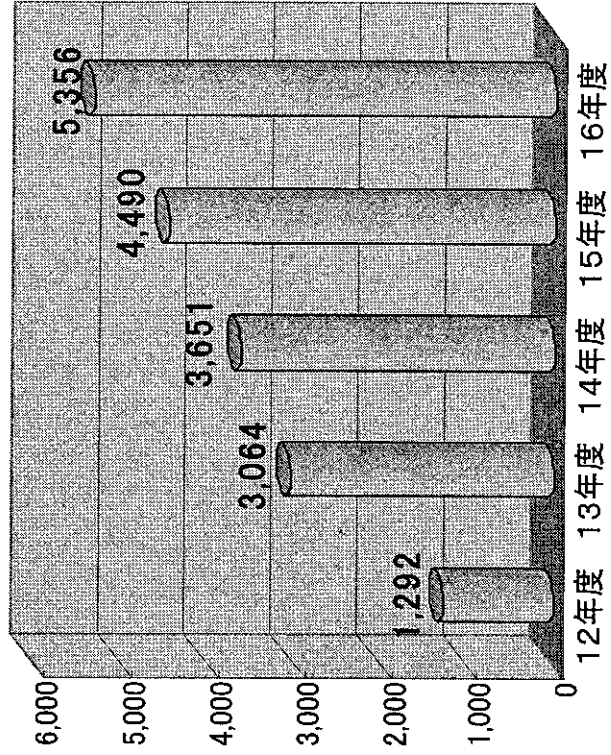
※数値は8地方整備局の合計。

ただし、平成12・13年度は港湾空港関係を除く。

平成14～17年度は港湾空港関係を含む。

平成18年度は港湾空港関係を除く数値であり、かつ速報値。

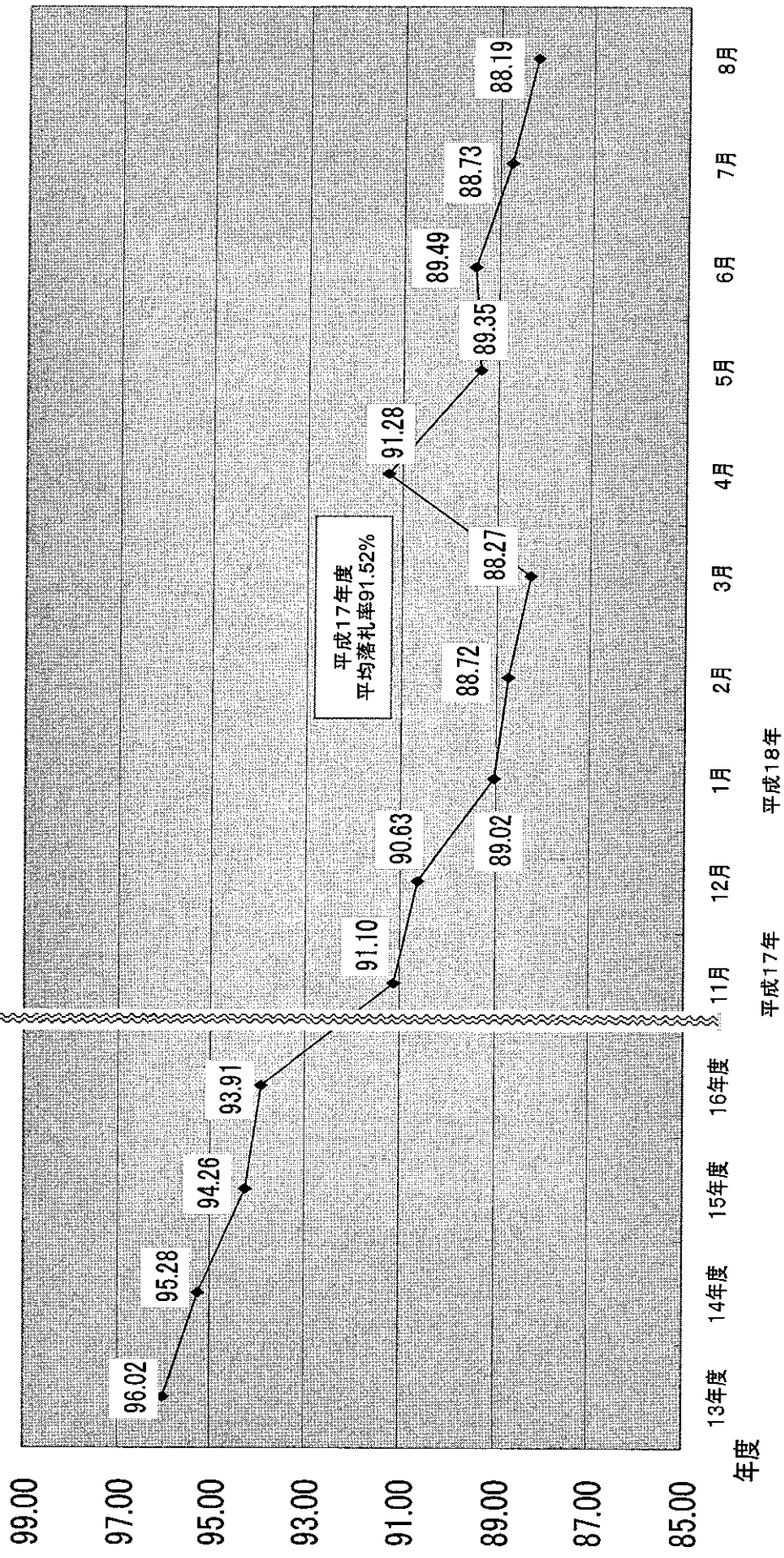
地方公共団体発注工事



(国土交通省調べ)

国土交通省(地方整備局)の平均落札率の推移

(%)



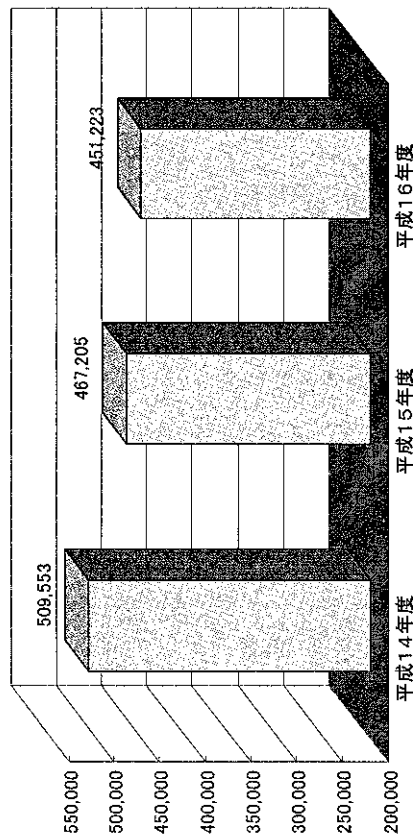
※契約金額100万円以上の工事を対象として集計しており、随意契約を除く。
 平成18年5月分までは港湾空港関係を除く。
 平成17・18年度の落札率は速報値である。

地方公共団体における公共工事について

1 公共工事低入札について

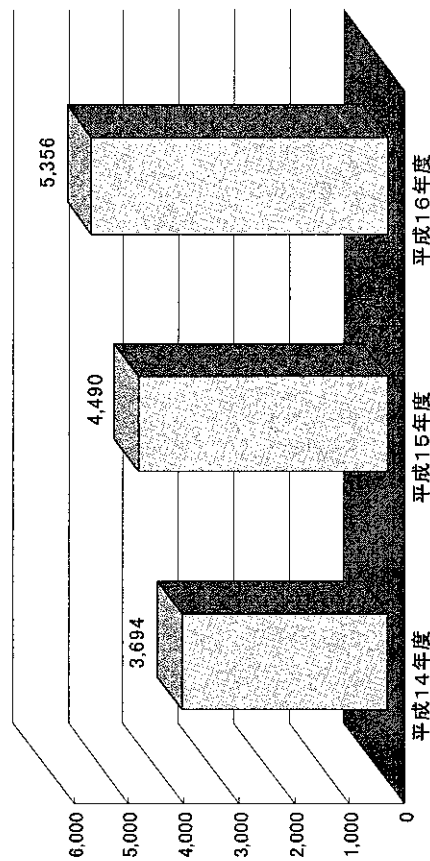
地方公共団体が行う公共工事については、その品質の確保を図ることが、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及び国民生活の安全の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与し、国民の利益となることから、その契約の適正な履行の確保を図ることが重要。

地方公共団体における公共工事発注件数



※国土交通省・総務省調べ

地方公共団体における低入札価格調査件数



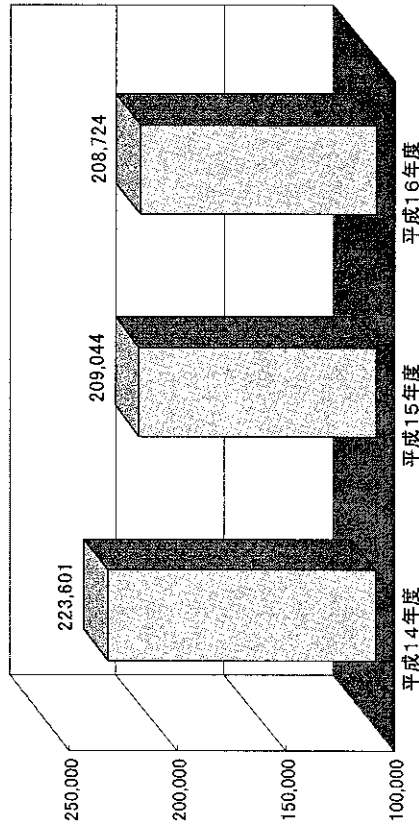
○低入札価格調査制度とは

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2 公共工事低入札への対応について

- 公共工事の品質を確保するためには、工期・機能、安全性などの価格以外の要素も総合的に評価して最も評価が高い者を落札者として決定する入札の方法である「総合評価方式」が有効であり、実施体制の整備を図り、同方式の導入拡大を図ることが重要。
- ダンピングの防止等を図るためには、入札に参加しようとする者の経営状況や工事等の実績などの入札参加資格の審査を十分に行うとともに、「低入札価格調査制度」や「最低制限価格制度」を活用することが有効な方策。

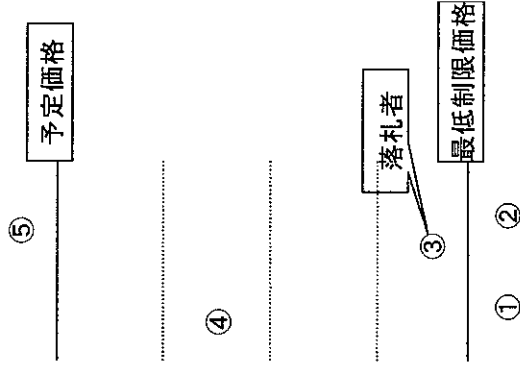
地方公共団体における最低制限価格設定件数



※国土交通省・総務省調べ

○最低制限価格制度とは
 契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。
 なお、最低制限価格制度は地方公共団体独自の制度。

<イメージ図>



総務省では、国土交通省と連携し、地方公共団体における公共工事の入札・契約について毎年度調査を実施し、この結果に基づき、地方公共団体に対し入札・契約の適正化を図るため、総合評価方式の導入拡大や最低制限価格制度の活用、厳正な低入札価格調査の実施等によるダンピングの排除、又は不良・不適格業者の排除の徹底等について要請を行っているところ。

土木工事・安値受注ランキング(予定価格5億円以上)

順位	入札日	発注者	件名	落札価格 (百万円)	予定価格 (百万円)	落札率 (%)	落札者
1	8月21日	東京都下水道局	東尾久浄化センター主ポンプ棟その2工事	3,329	7,238	45.9	清水建設
2	11月21日	沖縄県	真地久茂地線識名トンネル(仮称)新設工事	2,220	4,799	46.2	大成建設JV
3	3月8日	北海道開発局	夕張ニューパロダム堤体建設1期工事	2,370	5,082	46.6	大成建設JV
4	9月14日	成田国際空港	国道51号切替その他工事	3,495	7,381	47.3	ハザマJV
5	10月3日	中国地方整備局	萩・三隅道路明石改良その4工事	777	1,628	47.7	日本国土開発
6	8月10日	関東農政局	中信平二期農業水利事業梓川頭首工建設工事	984	2,038	48.2	鹿島
7	9月27日	大分県	平成18年度道改国第2-2号道路改良工事	2,280	4,721	48.2	熊谷組JV
8	6月14日	中部地方整備局	平成18年度四日市港霞ヶ浦北ふ頭地区道路地盤改良工事	627	1,237	50.6	ハザマ
9	8月24日	静岡県	静岡空港空港整備工事(本体用地造成工 第2工区)	547	1,070	51.1	西松建設JV
10	5月26日	千葉市	新港横戸町線2工区ボックス他築造工事	2,168	4,202	51.5	ハザマJV
11	5月9日	横浜市	水場から減圧水槽φ1500mm導水管布設替工事(その14)	1,380	2,669	51.7	ハザマ
12	8月11日	兵庫県	余部道路船越トンネル(矢田工区)建設工事	1,347	2,601	51.7	ハザマJV
13	9月21日	西日本高速道路 中国支社	中国自動車道 口金北工事	599	1,151	52.0	東洋建設
14	7月24日	近畿地方整備局	第二京阪(大阪北道路)倉治中地区PC上部工事	3,100	5,918	52.3	大成建設
15	10月5日	長崎県	主要地方道長崎南環状線道路改良工事(唐八景トンネル)	2,850	5,388	52.8	フジタJV
16	10月4日	八千代市	最終処分場恒久対策工事	898	1,694	53.0	大成建設
17	9月29日	西日本高速道路 中国支社	山陰自動車道知谷トンネル工事	1,351	2,521	53.5	西武建設
18	11月8日	日本下水道事業団	福井市月見・みのり雨水貯留管建設工事	1,238	2,288	54.1	熊谷組JV
19	8月23日	東京都下水道局	小台幹線工事	820	1,515	54.1	大豊建設
20	10月20日	東京都財務局	街路築造工事に伴う道路構造物設置工事	829	1,526	54.3	清水建設JV
21	2月22日	石狩川開発建設部	夕張ニューパロダム骨材製造第1期工事	1,700	3,117	54.5	大林組JV
22	9月27日	東京都水道局	江東区豊洲二丁目から同区豊洲六丁目地先間送水管新設工事	1,576	2,872	54.8	佐藤工業JV
23	8月17日	中日本高速道路 中部地区	東海北陸自動車道 神路トンネル	1,250	2,257	55.3	鴻池組JV
24	6月8日	関東地方整備局	外郭放水路第2工区トンネル覆工工事	878	1,564	56.1	青木あすなろ建設
25	4月17日	大阪府	都市計画道路 和泉中央線街路築造工事(府中工区)	1,144	2,028	56.4	戸田建設
26	10月17日	関東地方整備局	付替国道145号3号橋上部工事	1,658	2,932	56.5	三井住友建設
27	9月22日	仙台市交通局	仙台市高速鉄道東西線六丁目の目工区	5,390	9,459	56.9	熊谷組JV
28	5月9日	成田国際空港	第2PTBカーブサイド共同溝設置工事	627	1,091	57.4	前田建設工業JV
29	10月2日	北陸地方整備局	松浜橋上流橋下部工事	870	1,500	58.0	銭高組
30	3月7日	関東地方整備局	国道1号原宿交差点立体工事	1,940	3,343	58.0	大成建設
31	10月3日	中日本高速道路 横浜支社	第二東名高速道路 入野西工事	1,400	2,407	58.1	大成建設
32	8月1日	大阪府	寝屋川流域下水道 大東門真増補幹線(第2工区)下水管渠築造工事	4,580	7,789	58.8	三井住友建設JV
33	9月28日	近畿地方整備局	大阪港夢洲トンネル夢洲側アプローチ部(Y2工区)築造工事	2,380	4,033	59.0	竹中土木
34	3月8日	九州農政局	曾於北部(一期)農業水利事業谷川内ダム第一期建設工事	1,380	2,325	59.3	佐藤工業
35	7月18日	中部地方整備局	上田坂城BP半過トンネル工事	837	1,402	59.7	ハザマ
36	3月9日	東海農政局	宮川用水第二期農業水利事業斎宮調整池建設工事	4,180	6,998	59.7	ハザマJV
37	4月17日	大阪府	都市計画道路 和泉中央線街路築造工事(肥子工区)	1,239	2,066	59.9	日本国土開発
38	5月29日	中部地方整備局	平成18年度 三遠南信大島地区道路建設工事	303	501	60.4	地崎工業
39	10月17日	関東地方整備局	打越地区工事用トンネル工事	622	1,027	60.5	熊谷組
40	8月17日	中日本高速道路 中部地区	東海北陸自動車道 小瀬子トンネル工事	1,090	1,792	60.8	三井住友建設
41	10月20日	東京都財務局	平成18年度新海面処分場Gブロック西側護岸建設工事	597	975	61.2	清水建設JV
42	7月10日	東日本高速道路 新潟支社	日本海東北自動車道 中条北工事	1,360	2,218	61.3	北野組
43	10月20日	奈良県	一般国道308号大宮道路交通連携推進事業(国道結節点改築)	760	1,239	61.3	戸田建設JV
44	3月31日	広島防衛施設局	岩国飛行場中央地区地盤改良	915	1,491	61.3	家島建設
45	6月15日	九州地方整備局	熊本3号 花岡トンネル新設工事	730	1,183	61.7	大豊建設
46	8月23日	近畿地方整備局	紀の川築港地区堤防強化工事	830	1,340	61.9	西松建設
47	9月28日	中国地方整備局	呉港阿賀地区道路(1号線)北側護岸地盤改良等工事	355	568	62.5	大林組
48	7月21日	和歌山県	国道424号(仮称:修理川1号トンネル)道路改築工事	733	1,172	62.5	本間組JV
49	10月17日	関東地方整備局	湯西川ダム仮排水路トンネル工事	695	1,110	62.6	西松建設
50	3月31日	東北地方整備局	一般国道45号両石高架橋工事	595	946	62.8	清水建設
51	3月23日	沖縄総合事務局	平成17年度若狭高架橋下部工(P12~P15)工事	880	1,390	63.3	鹿島

順位	入札日	発注者	件名	落札価格 (百万円)	予定価格 (百万円)	落札率 (%)	落札者
52	3月7日	中国四国農政局	中海干拓事業 彦名工区調整池建設工事	540	852	63.3	大成建設
53	3月15日	北陸地方整備局	赤岩トンネルその1工事	2,507	3,946	63.5	大成建設
54	8月21日	鉄道・運輸機構	北陸新幹線、庄川橋りょう他	2,180	3,416	63.8	三井住友建設JV
55	7月11日	東北地方整備局	一般国道13号中川トンネル工事	1,021	1,597	63.9	三井住友建設
56	8月3日	東日本高速道路 北海道支社	北海道横断自動車道 占冠トンネル東工事	4,143	6,475	63.9	前田建設工業JV
57	6月27日	東日本高速道路 北海道支社	北海道横断自動車道 久留喜工事	969	1,509	64.2	前田建設工業
58	9月22日	仙台市交通局	仙台市高速鉄道新寺工区	4,710	7,308	64.4	佐藤工業JV
59	9月28日	茨城県	国補那久流下第18-09-070-Z-003号水戸幹線管渠工事	545	840	64.8	竹中土木JV
60	9月22日	仙台市交通局	仙台市高速鉄道東西線連坊工区	6,450	9,928	64.9	戸田建設JV
61	5月26日	千葉市	新港横戸町線6工区ボックス築造工事	582	894	65.1	大本組JV
62	9月5日	九州地方整備局	福岡201号 烏尾トンネル新設2期工事	674	1,029	65.5	前田建設工業
63	8月22日	福岡県	主要地方道 筑紫野太宰府線 トンネル新設工事	595	908	65.5	鉄建JV
64	5月18日	福井県	地方道路交付金工事(道路改良)ノ遊子トンネル(仮称)	599	914	65.5	西村組JV
65	6月12日	大東市	東部第二配水場建設等	693	1,054	65.7	銭高組
66	3月3日	中部地方整備局	平成17年度153号足助第2トンネル工事	700	1,064	65.7	木原建設
67	10月31日	川崎市	渋川6号雨水幹線工事	933	1,415	65.9	村本建設JV
68	8月1日	大阪府	淀川右岸流域下水道 高槻島本雨水幹線下水管渠築造工事	2,248	3,391	66.2	浅沼組JV
69	3月7日	中国四国農政局	中海干拓事業 弓浜工区調整池建設工事	645	969	66.5	大成建設
70	9月19日	中日本高速道路 中部地区	第二東名高速道路 豊川工事	1,380	2,070	66.6	鴻池組
71	7月21日	西日本高速道路 九州支社	東九州自動車道 加草工事	1,193	1,785	66.8	不動建設
72	10月17日	広島県	仁賀ダム 仁賀ダム本体工事	2,735	4,084	66.9	鴻池組JV
73	7月26日	平塚市	馬入雨水貯留管築造工事その1	1,018	1,517	67.1	戸田建設JV
74	3月2日	北陸地方整備局	大河津可動堰改築本体I期工事	6,280	9,357	67.1	大成建設JV
75	2月8日	山梨県	国道139号松姫トンネル大月工区建設工事	1,998	2,960	67.5	ハザマJV
76	7月21日	東京都下水道局	新宿区戸山二丁目、新宿六丁目付近再構築工事	838	1,241	67.5	清水建設
77	10月2日	徳島県	緊急地方道路整備工事 神山鮎喰線	919	1,359	67.6	若築建設JV
78	7月12日	神戸市	RC4西側ヤード改修工事	548	803	68.2	鹿島道路JV
79	9月21日	沖縄総合事務局	那覇港(那波ふ頭地区)道路(空港線)沈埋函製作工事	2,386	3,491	68.3	大成建設
80	5月25日	宇治市	小倉汚水幹線系統(米阪地区)管渠建設工事	946	1,384	68.3	前田建設工業
81	3月24日	神戸市	京橋遮集幹線築造工事	538	785	68.5	銭高組JV
82	10月11日	四国地方整備局	徳島飛行場用地造成工事(その5)	618	900	68.6	熊谷組
83	8月21日	東京都下水道局	砂町水再生センター東陽Ⅲ-2系水処理施設工事	1,440	2,090	68.8	前田建設工業
84	3月10日	仙台市	七郷堀幹線工事1	1,535	2,222	69.0	清水建設JV
85	9月6日	鉄道・運輸機構	北陸新幹線、糸魚川大和川高架橋	2,043	2,933	69.6	奥村組JV
86	8月23日	鳥取県	県道河原インター線(2号トンネル)工事	1,280	1,836	69.7	ハザマJV
87	9月26日	鉄道・運輸機構	九州新幹線(鹿児島)、西安寺川橋りょう外10箇所(PCI付)	536	767	69.8	銭高組JV
88	9月14日	水資源機構本社	豊川用水二期西部幹線併設水路上平井工区工事	832	1,190	69.9	戸田建設
89	5月25日	徳島県	旧吉野川流域下水道建設事業鳴門松茂幹線渠工事	769	1,099	69.9	大豊建設JV
90	8月29日	鉄道・運輸機構	九州新幹線(鹿児島)、船小屋駅高架橋	1,760	2,515	69.9	大成建設JV
91	6月9日	四国地方整備局	徳島飛行場用地造成工事(その4)	1,369	1,950	70.2	大林組JV
92	9月11日	中部地方整備局	平成18年度 1号中野町東道路建設工事	407	564	72.1	国土総合建設
93	10月11日	中部地方整備局	平成18年度 1号三日月橋下部工事	869	1,187	73.2	大日本土木
94	4月28日	四国地方整備局	徳島飛行場用地造成工事	443	597	74.2	西松建設JV
95	5月10日	四国地方整備局	徳島飛行場用地造成工事(その3)	525	677	77.5	鹿島JV

2006年1月以降に入札が行われた土木工事(予定価格5億円以上)を対象にして、落札率(落札価格/予定価格)の低い順にランキング表を作成した。落札者が中堅以上のゼネコンとなった案件に絞って掲載した。

出展:週刊ダイヤモンド(2007/01/20)

平成18年度下請代金支払状況等実態調査結果のポイント

1. 下請代金支払状況等実態調査（特定建設業許可業者対象）の結果

(1) 見積・契約関係

【下請契約金額決定の方法】

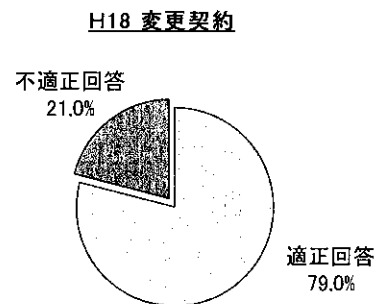
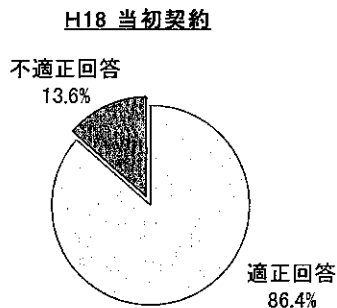
下請業者からの見積書をもとに両者の協議により金額を決定している割合は9割超。変更契約は当初契約に比べてやや低い。

	H17		H18
当初契約	95.9%	→	97.1%
変更契約	93.8%	→	95.0%

【書面による契約締結】

書面で契約を締結している割合は、当初契約は8割半ばであるが、変更契約は7割後半で当初契約に比べて低い。

	H17		H18
当初契約	85.4%	→	86.4%
変更契約	76.5%	→	79.0%



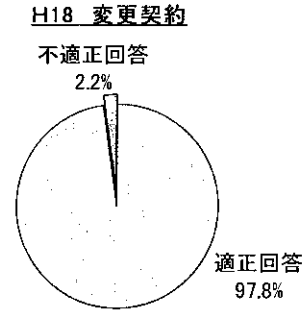
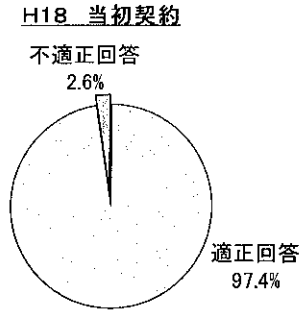
(H18 当初契約内訳)

工事ごとの請負契約書	11.6%	} 適正回答	86.4%
基本契約書に基づいた注文書・請書の交換	40.7%		
基本契約約款を添付又は印刷した注文書・請書の交換	34.1%		
注文書・請書の交換のみ	12.3%	} 不適正回答	13.6%
注文書又は請書の一方的な送付	0.5%		
メモ又は口頭	0.7%		

【使用している基本契約約款（当初契約）】

適正な基本契約約款を定めている割合は、9割強と引き続き高い。

	H17		H18
当初契約	97.3%	→	97.4%
変更契約	97.5%	→	97.8%



(H18 当初契約内訳)

建設工事標準下請契約約款	23.5%	} 適正回答 97.4%
建設工事標準下請契約約款に準じた約款 (建設業団体等で作成した実施約款等)	25.3%	
自社独自に作成した約款 (建設工事標準下請契約約款に準じたもの)	48.6%	
自社独自に作成した約款 (上記以外)	2.6%	不適正回答 2.6%

(2) 支払関係

【引渡しの申し出から下請代金支払までの期間】

代金支払までの期間が適正（50日以内）である割合は9割後半。

	H17		H18
公共工事	98.2%	→	97.9%
民間工事	97.7%	→	97.8%

【発注者の支払を受けてから下請代金支払までの期間】

発注者から支払を受けてから下請業者に支払うまでの期間が適正（1月以内）である割合は9割超。昨年度に比べてやや増加。

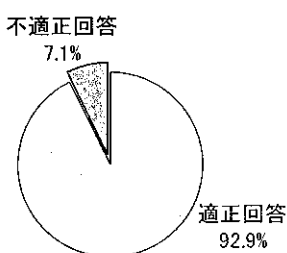
	H17		H18
公共工事	92.8%	→	95.2%
民間工事	91.2%	→	93.9%

【下請代金の支払方法】

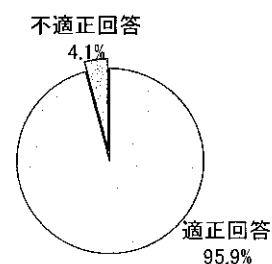
労務請負で下請代金を全額現金で支払っている割合は、9割超。昨年度と比べてやや増加。

		H17		H18
公共工事	(労務)	92.9%	→	95.9%
民間工事	(労務)	91.2%	→	94.6%

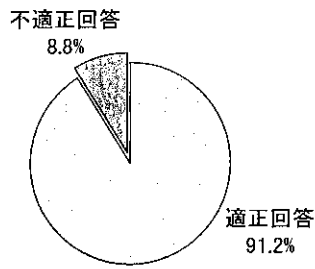
H17 公共工事(労務)



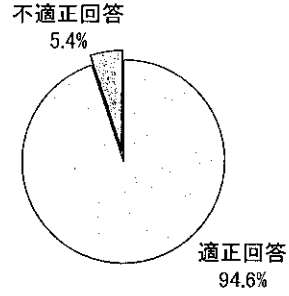
H18 公共工事(労務)



H17 民間工事(労務)



H18 民間工事(労務)



材工一式請負で適正回答（全額現金又は現金手形併用）である割合は、90%後半と高い水準。

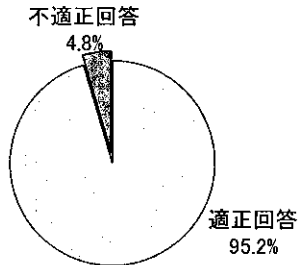
	H17	H18
公共工事（材工一式）	98.6%	→ 99.3%
民間工事（材工一式）	97.9%	→ 98.8%

【手形期間】

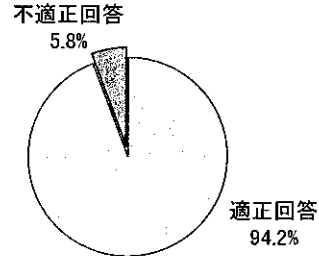
手形期間が120日以内である割合は昨年度に比べ増加。通常期間は9割超、最長期間についても8割超と高い。

	通常	最長
公共工事（材工一式）	95.2%	91.4%
民間工事（材工一式）	94.2%	89.7%

H18 公共工事(材工一式)



H18 民間工事(材工一式)



(3) 低入札価格調査対象工事の受注業者の特徴

【見積りの明示方法】

業法に基づく見積もりの明示方法をとっている割合は、当初・変更契約ともに低入札価格調査対象となったケースが低くなっている。

	全体	低入札
(当初)	89.2%	83.0%
(変更)	88.8%	83.3%

【手形期間】

手形期間が通達に準拠した120日以内である割合が増加。

	全体	低入札
公共工事（労務・通常）	96.2%	100.0%
公共工事（材工・通常）	95.2%	97.2%

(4) 帳簿・台帳等の整備について

【施工体制台帳の整備】

施工体制台帳を適正に整備している割合は9割超。公共工事が民間工事よりやや高い。

	H17		H18
公共工事	96.9%	→	98.0%
民間工事	92.8%	→	95.2%

【施工体系図の整備】

施工体系図を適正に整備している割合は8割超～9割。公共工事が民間工事よりやや高い。

	H17		H18
公共工事	85.4%	→	90.9%
民間工事	82.3%	→	87.7%

【建設業法第40条の3に基づく帳簿について】

帳簿を適正に整備している割合は8割超。保存期間が適正な割合は約9割。前年度と比較して適正割合が増加。

	H17		H18
帳簿の備付	82.2%	→	88.7%
保存期間	89.7%	→	94.3%

2. 下請代金受取状況等実態調査（1次下請業者対象反面調査）の結果について
支払側（元請）と受取側（1次下請）での調査結果の乖離が大きい項目を中心に整理。

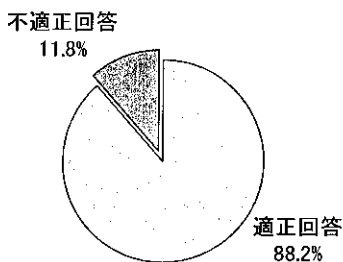
【書面による契約締結】

書面で契約を締結している割合は、支払側と受取側で大きな乖離はない。

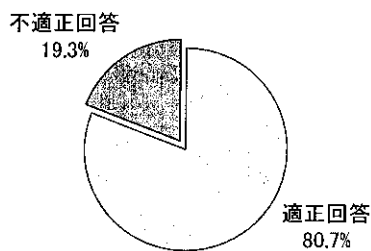
当初契約 支払（元請）側 86.4% → 受取（1次下請）側 88.2%

変更契約 支払（元請）側 79.0% → 受取（1次下請）側 80.7%

H18 当初契約(受取側)



H18 変更契約(受取側)



(H18 当初契約（受取側）内訳)

工事ごとの請負契約書	18.2%	} 適正回答 88.2%
基本契約書に基づいた注文書・請書の交換	45.1%	
基本契約約款を添付又は印刷した注文書・請書の交換	24.9%	
注文書・請書の交換のみ	9.8%	
注文書又は請書の一方的な送付	1.7%	} 不適正回答 11.8%
メモ又は口頭	0.3%	

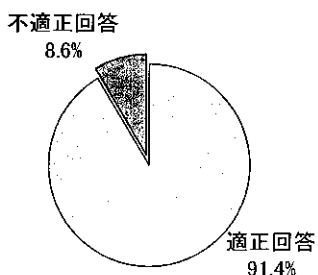
【使用している基本契約約款】

適正な基本契約約款を定めている割合は、当初契約・変更契約ともに支払側と受取側で約6%の乖離がある。

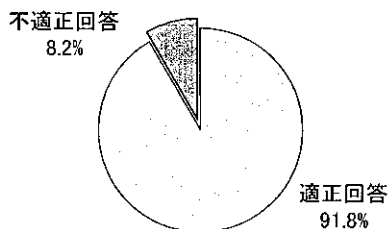
当初契約 支払（元請）側 97.4% → 受取（1次下請）側 91.4%

変更契約 支払（元請）側 97.8% → 受取（1次下請）側 91.8%

H18 当初契約(受取側)



H18 変更契約(受取側)



(H18 当初契約（受取側）内訳)

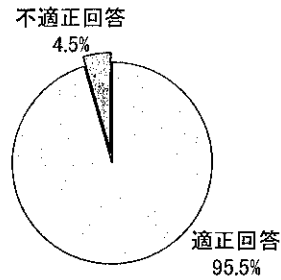
建設工事標準下請契約約款	15.0%	} 適正回答 91.4%
建設工事標準下請契約約款に準じた約款 (建設業団体等で作成した契約約款等)	17.3%	
自社独自に作成した約款 (建設工事標準下請契約約款に準じたもの)	59.1%	
自社独自に作成した約款 (上記以外)	9.7%	
		} 不適正回答 9.6%

【契約締結の時期】

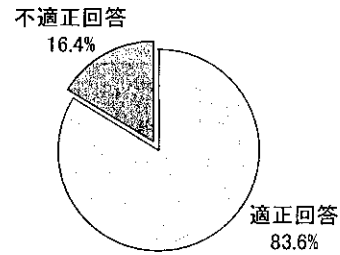
工事着手前に契約締結を行っている割合は、当初契約の場合支払側と受取側で約10%、変更契約の場合支払側と受取側で約20%の乖離がある。

当初契約 支払（元請）側 95.5% → 受取（1次下請）側 83.6%
 変更契約 支払（元請）側 61.8% → 受取（1次下請）側 46.0%

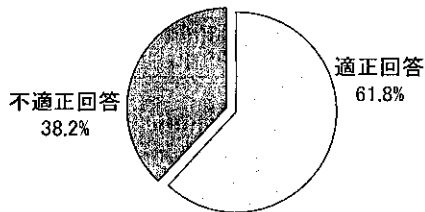
H18 当初契約 支払側



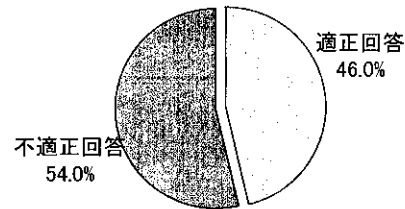
H18 当初契約 受取側



H18 変更契約 支払側



H18 変更契約 受取側

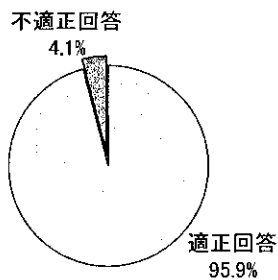


【下請代金の支払（受取）方法】

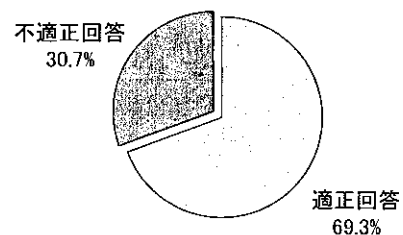
労務請負で下請代金を全額現金で支払っている（受け取っている）割合は、支払側と受取側で約30%の乖離がある。

公共工事（労務） 支払（元請）側 95.9% → 受取（1次下請）側 69.3%
 民間工事（労務） 支払（元請）側 94.6% → 受取（1次下請）側 60.6%

H18 公共工事(労務)支払側



H18 公共工事(労務)受取側



材工一式請負で適正に支払を行っている（全額現金、又は現金手形併用）9割後半と高い水準。

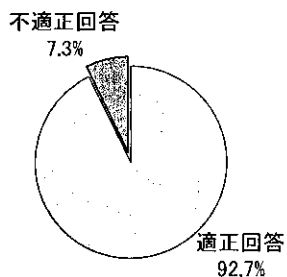
公共工事（材工一式） 支払（元請）側 99.3% → 受取（1次下請）側 98.1%
 民間工事（材工一式） 支払（元請）側 98.8% → 受取（1次下請）側 96.5%

【手形期間（最長）】

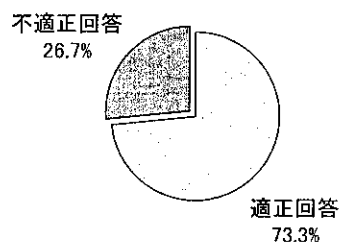
手形期間を最長の場合でも120日以内としている割合は、労務請負の場合で支払側と受取側で約20%、材工一式請負の場合で約30%の乖離がある。

公共工事（労務）	支払（元請）側	92.7%	→	受取（1次下請）側	73.3%	
	（材工一式）	支払（元請）側	91.4%	→	受取（1次下請）側	72.0%
民間工事（労務）	支払（元請）側	87.1%	→	受取（1次下請）側	59.3%	
	（材工一式）	支払（元請）側	89.7%	→	受取（1次下請）側	60.2%

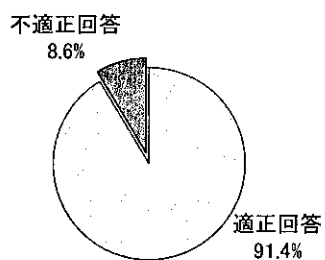
H18 公共工事(労務)支払側



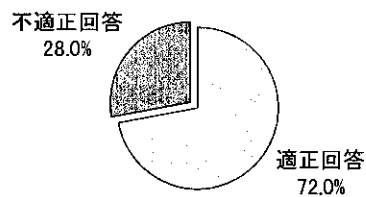
H18 公共工事(労務)受取側



H18 公共工事(材工一式)支払側



H18 公共工事(材工一式)受取側



3. 支払状況実態調査（一般建設業者対象）の結果について
 特定建設業者対象調査結果と乖離の大きい項目を中心に整理。

(1) 見積・契約関係

【下請契約金額決定の方法】

下請業者からの見積書をもとに両者の協議により金額を決定している割合は、特定建設業者と一般建設業者で約10%の乖離がある。

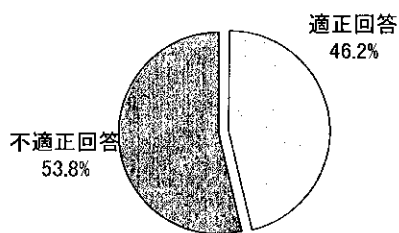
当初契約	特定建設業者	97.1%	一般建設業者	89.1%
変更契約	特定建設業者	95.0%	一般建設業者	86.4%

【書面による契約締結】

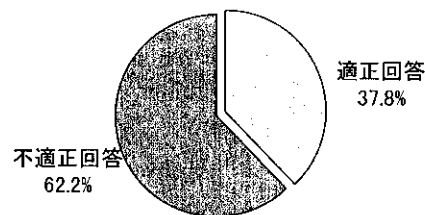
書面で契約を締結している割合は、一般建設業調査対象が約40%の乖離がある。

当初契約	特定建設業者	86.4%	一般建設業者	46.2%
変更契約	特定建設業者	79.0%	一般建設業者	37.8%

H18 当初契約 一般建設業者



H18 変更契約 一般建設業者



(H18 当初契約 (一般建設業者) 内訳)

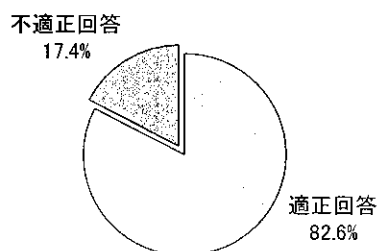
工事ごとの請負契約書	7.1%	} 適正回答	46.2%
基本契約書に基づいた注文書・請書の交換	30.8%		
基本契約約款を添付又は印刷した注文書・請書の交換	8.3%		
注文書・請書の交換のみ	38.3%	} 不適正回答	53.8%
注文書又は請書の一方向的な送付	6.7%		
メモ又は口頭	8.7%		

【使用している基本契約約款 (当初契約)】

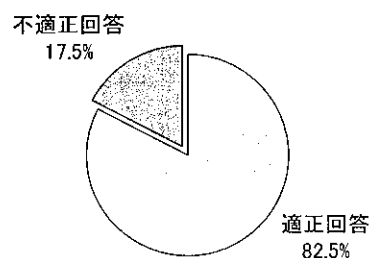
適正な基本契約約款を定めている割合は、特定建設業者と一般建設業者で約15%の乖離がある。

当初契約	特定建設業者	97.4%	一般建設業者	82.6%
変更契約	特定建設業者	97.8%	一般建設業者	82.5%

H18 当初契約 一般建設業者



H18 変更契約 一般建設業者



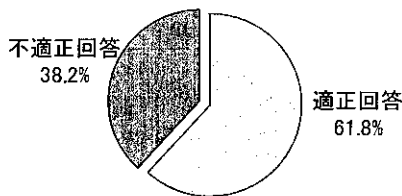
(H18 当初契約 (一般建設業者) 内訳)			
建設工事標準下請契約約款	21.6%	}	適正回答 82.6%
建設工事標準下請契約約款に準じた約款 (建設業団体等で作成した実施約款等)	14.8%		
自社独自に作成した約款 (建設工事標準下請契約約款に準じたもの)	46.2%		
自社独自に作成した約款 (上記以外)	17.4%		
			不適正回答 17.4%

【契約締結時期】

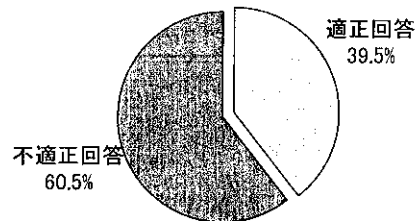
変更部分の工事着手前に契約を行っている割合は、特定建設業者で6割、一般建設業者では4割に留まる。

当初契約	特定建設業者	95.5%	一般建設業者	88.1%
変更契約	特定建設業者	61.8%	一般建設業者	39.5%

H18 変更契約 特定建設業者



H18 変更契約 一般建設業者



(2) 支払関係

【注文者の支払を受けてから下請代金支払までの期間】

発注者から支払を受けてから下請業者に支払うまでの期間が適正 (1月以内) である割合は、公共民間とも、特定建設業者と一般建設業者で約15%の乖離がある。

公共工事	特定建設業者	95.2%	一般建設業者	80.6%
民間工事	特定建設業者	93.9%	一般建設業者	77.9%

【下請代金の支払方法】

労務請負で下請代金を全額現金で支払っている割合は、特定建設業者と一般建設業者で約10%の乖離がある。

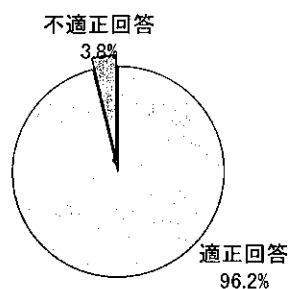
公共工事	(労 務)	特定建設業者	95.9%	一般建設業者	86.4%
民間工事	(労 務)	特定建設業者	94.6%	一般建設業者	81.4%
公共工事	(材工一式)	特定建設業者	99.3%	一般建設業者	95.5%
民間工事	(材工一式)	特定建設業者	98.8%	一般建設業者	93.8%

【手形期間】

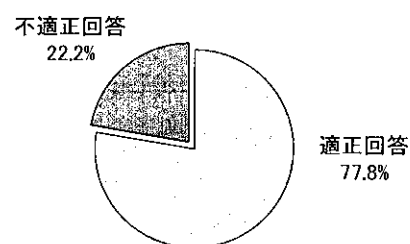
手形期間が120日以内である割合は、特定建設業者と一般建設業者で約20%の乖離がある。

公共工事(労務・通常)特定建設業者	96.2%	一般建設業者	77.8%
(材工一式・通常)特定建設業者	95.2%	一般建設業者	79.2%
民間工事(労務・通常)特定建設業者	95.8%	一般建設業者	79.0%
(材工一式・通常)特定建設業者	94.2%	一般建設業者	81.2%

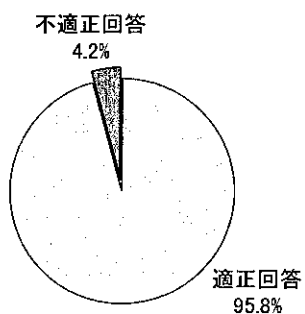
H17 公共工事(労務)特定建設業者



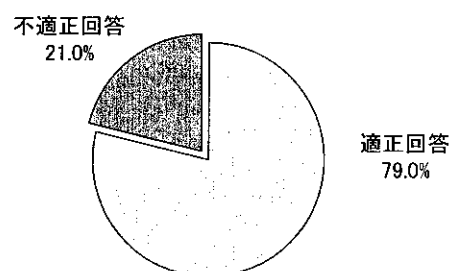
H18 公共工事(労務)一般建設業者



H17 民間工事(労務)特定建設業者



H18 民間工事(労務)一般建設業者



4. その他

(1) 資本金階層別の特徴 (特定建設業者)

【書面による契約締結】

書面で契約を締結している割合は、資本金が少ない階層ほど低い。

	H17		→	H18	
	当初契約	変更契約		当初契約	変更契約
3,000万円未満	75.5%	65.7%		74.0%	64.3%
3,000万円以上	81.3%	70.7%		85.5%	75.2%
5,000万円以上	88.8%	77.6%		90.3%	83.3%
1億円以上	95.1%	90.0%		96.0%	93.0%
20億円以上	96.2%	91.8%		97.4%	96.6%
100億円以上	98.1%	94.3%		99.2%	95.9%

【工事請負契約の締結時期】

工事着手前に契約を締結している割合は、資本金が少ない階層ほど低い。特に変更契約についてその傾向が顕著。

	H17		→	H18	
	当初契約	変更契約		当初契約	変更契約
3,000万円未満	91.3%	37.0%		93.2%	45.6%
3,000万円以上	92.5%	44.6%		94.0%	54.1%
5,000万円以上	95.0%	49.7%		95.8%	68.5%
1億円以上	95.5%	56.9%		99.1%	79.8%
20億円以上	96.2%	68.3%		99.3%	76.7%
100億円以上	98.1%	68.6%		100.0%	86.9%

【前払金の支払方法】

発注者から受けた前払金を下請業者に全額現金で支払っている割合は、概して資本金が大きい階層ほど低い。

	公共工事 (労務)	公共工事 (材工一式)
	3,000万円未満	73.1%
3,000万円以上	76.3%	65.3%
5,000万円以上	80.8%	69.9%
1億円以上	72.6%	62.6%
20億円以上	57.4%	53.0%
100億円以上	53.4%	44.9%

【施工体制台帳・施工体系図の整備】

民間工事において施工体制台帳及び施工体系図を適正に整備している割合は、資本金が少ない階層ほど低い。

	H17		→	H18	
	施工体制台帳 (民間工事)	施工体系図 (民間工事)		施工体制台帳 (民間工事)	施工体系図 (民間工事)
3,000万円未満	87.7%	67.6%		88.0%	74.5%
3,000万円以上	90.5%	78.1%		94.3%	85.4%
5,000万円以上	93.7%	84.3%		97.3%	90.5%
1億円以上	96.0%	91.0%		98.4%	95.7%
20億円以上	96.4%	93.6%		100.0%	96.3%
100億円以上	96.3%	96.3%		96.1%	94.2%

(2) 各種通達に関する内容の認知、遵守

特に、「建設産業における生産システム合理化指針」および、「建設生産システム合理化推進協議会がこれまで行ってきた申し合わせ」は、一般建設業者の認知度が低い。

【建設産業における生産システム合理化指針】

	特定建設業者 (支払側)	一次下請業者 (受取側)	一般建設業者 (支払側)
内容を知っており遵守している	69.7%	40.6%	36.9%

【下請契約における代金支払の適正化等について】

	特定建設業者 (支払側)	一次下請業者 (受取側)	一般建設業者 (支払側)
内容を知っており遵守している	82.7%	51.6%	57.9%

【建設生産システム合理化推進協議会がこれまで行ってきた申し合わせ】

(工事見積条件の明確化について「施工条件・範囲リスト」(平成14年3月)など)

	特定建設業者 (支払側)	一次下請業者 (受取側)	一般建設業者 (支払側)
内容を知っており遵守している	70.8%	41.2%	40.5%

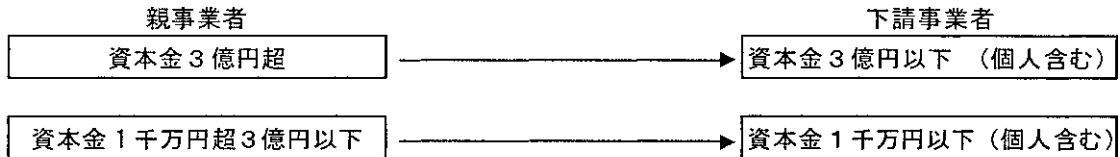
下請法の概要

※下線部分は、平成15年の法改正により新たに追加・改正されたもの。

1 目的（第1条） 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

2 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

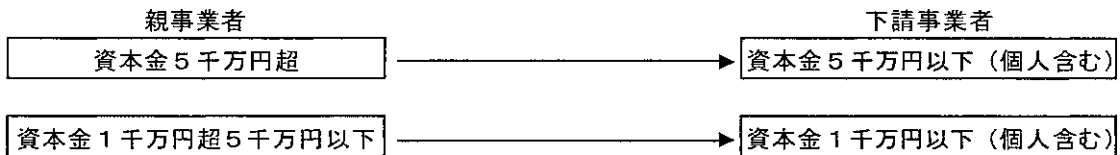
(1) 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

(2) 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※。）

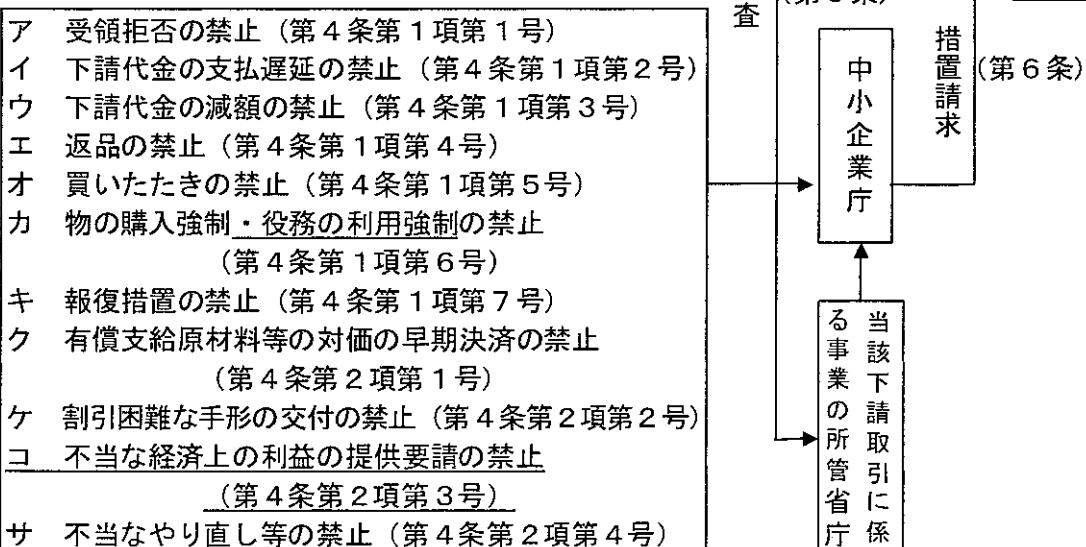


3 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止行為（第4条第1項、第2項）並びに調査権（第9条）及び排除措置（第7条）

(1) 義務



(2) 禁止行為

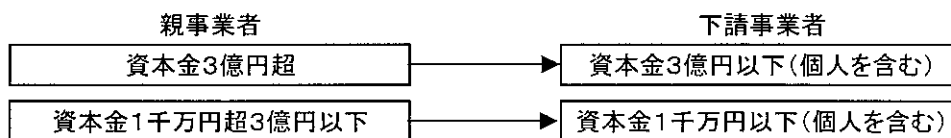


建設業法と下請法の比較

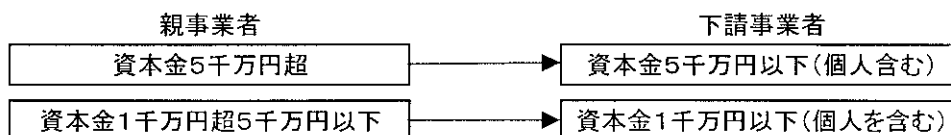
項目	建設業法	下請法
受領拒否	検査及び引渡し (第24条の4)	下請事業者の給付の受領拒否の禁止 (第4条第1項第1号)
下請代金の支払遅延	下請代金の支払 (第24条の3) 特定建設業者の下請代金の支払期日等 (第24条の5)	下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないことの禁止 (第4条第1項第2号)
下請代金の減額	—	下請業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減ずることの禁止 (第4条第1項第3号)
返品	—	下請業者に給付に係る物を引き取らせることの禁止 (第4条第1項第4号)
買ったたき	不当に低い請負金額の禁止 (第19条の3)	著しく低い下請代金の額を不当に定めることの禁止 (第4条第1項第5号)
購入・利用の強制	不当な使用資材等の購入強制の禁止 (第19条の4)	自己の指定する物の強制購入、又は役務の強制利用の禁止 (第4条第1項第6号)
報復措置	—	公正取引委員会又は中小企業庁長官に事実を通知したことを理由とする不利益な取扱いの禁止 (第4条第1項第7条)
有償支給原材料等の対価の早期決済	—	下請代金の額から原材料等の対価の一部又は全部を控除し、又は支払わないことの禁止 (第4条第2項第1号)
割引困難な手形の交付	割引困難な手形の交付の禁止 (第24条の5第3項)	割引困難な手形の交付の禁止 (第4条第2項第2号)
利益提供の要請	—	自己のために金銭、役務その他の経済上の利益の提供の禁止 (第4条第2項第3号)
内容の変更・やり直し	—	下請事業者の給付の内容の変更、又は給付を受領した後の給付のやり直しの禁止 (第4条第2項第4号)
遅延利息	特定建設業者遅延利息の支払 (第24条の5第4項)	遅延利息の支払 (第4条の2)
記録及び保存	帳簿の備付け等 (第40条の3)	書類等の作成及び保存 (第5条)

下請法の対象となる親事業者、下請事業者の定義(建設業を営む者が業として請け負う建設工事は除外)

○物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託(注)



○情報成果物・役務提供委託(政令で定めるものを除く(注))



(注) 政令で定める情報成果物作成……プログラム

政令で定める役務提供……運輸、物品の倉庫における保管、情報処理

建設業法と独占禁止法の関係

建設業法	独占禁止法
<p style="text-align: center;">◎不当に低い請負代金の禁止（第19条の3）</p> <p>自己の取引上の地位を不当に利用して、原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。</p> <p style="text-align: center;">◎不当な使用資材等の購入強制の禁止（第19条の4）</p> <p>請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、請負人に購入させて、その利益を害してはならない。</p> <p>※規制対象 注文者（発注者を含む） → 請負人</p>	<p style="text-align: center;">◎不公正な取引方法の禁止（第19条）</p> <p>事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。</p> <p style="text-align: center;">◎不公正な取引方法（第2条第9項）</p> <p>「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。</p> <p style="text-align: center;">2. 不当な対価をもつて取引すること。</p> <p style="text-align: center;">5. 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。</p> <p style="text-align: center;">○不公正な取引方法（告示）（※一般規定）</p> <p style="text-align: center;">6. 不当廉売</p> <p>正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。</p> <p style="text-align: center;">14. 優越的地位の濫用</p> <p>自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。</p> <p>一、継続して取引する相手方に対し、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。</p> <p>三、相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること。</p> <p>四、前三号に該当する行為のほか、取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えること。</p> <p style="text-align: center;">◇建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準（通達）</p> <p style="text-align: center;">1. 検査期間について (建設業法第24条の4第1項に相当) 下請建設工事が完了した旨の通知を受けた日から20日以内に完成検査を完了しないこと。</p> <p style="text-align: center;">2. 工事目的物の引取について (建設業法第24条の4第2項に相当) 完成検査後、下請負人が申し出た場合、直ちに目的物の引渡しを受けないこと（ただし、工事完成時期から20日以内の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がなされているときを除く）。</p> <p style="text-align: center;">3. 注文者から支払を受けた場合の下請代金の支払について (建設業法第24条の3に相当) 元請代金の支払を受けたとき、下請負人に対して出来形部分に相当する下請代金を当該支払を受けた日から1月以内に支払わないこと。</p> <p style="text-align: center;">4. 特定建設業者の下請代金の支払について (建設業法第24条の5第4項に相当) 特定建設業者が下請契約（特定建設業者又は資本金1,000万円以上の法人を除く。）における下請代金を、前記2.の申し出の日（特約がなされている場合は、その一定の日。）から50日以内に支払わないこと。</p> <p style="text-align: center;">5. 特定建設業者の交付手形の制限について (建設業法第24条の5第3項に相当) 特定建設業者が下請代金の支払につき、前記2.の申し出の日から起算して五十日以内に、割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することによって、下請負人の利益を不当に害すること。</p> <p style="text-align: center;">6. 不当に低い請負代金の下請契約の締結について (建設業法第19条の3に相当) 自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額で下請契約を締結すること。</p> <p style="text-align: center;">7. 下請代金の減額について 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、下請代金の額を減ずること。</p> <p style="text-align: center;">8. 資材等の強制購入について (建設業法第19条の4に相当) 自己の取引上の地位を不当に利用して、下請負人に資材又は機械器具又は購入先を指定し、これらを購入させその利益を害すること。</p> <p style="text-align: center;">9. 早期決済について 建設工事に必要な資材を購入させた場合に、下請代金の支払期日より早い時期に、当該資材の対価を支払わせることによって、下請負人の利益を不当に害すること。</p> <p style="text-align: center;">10. 報復措置について 元請負人の前記1.～9.の不正行為を下請負人が公正取引委員会等には知らせたことを理由として、下請負人に対し不利益な取扱いをすること。</p>
<p style="text-align: center;">◎下請代金の支払（第24条の3）</p> <p>元請負人は、注文者から請負代金の支払を受けたときは、下請負人に対する下請代金を1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">◎検査及び引渡（第24条の4）</p> <p style="text-align: center;">○検査（第1項）</p> <p>元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、検査を完了しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">○引渡（第2項）</p> <p>元請負人は、前項の工事完成検査後、下請負人が申し出たときは、直ちに、目的物の引渡しを受けなければならない。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合には、この限りでない。</p> <p>※規制対象 元請負人 → 下請負人</p>	
<p style="text-align: center;">◎特定建設業者の下請代金の支払期日等（第24条の5）</p> <p style="text-align: center;">○支払期日（第1項）</p> <p>特定建設業者が注文者となつた下請契約における下請代金の支払期日は、引渡の申出の日（同項ただし書の場合にあつては、その一定の日。）から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内において定められなければならない。</p> <p style="text-align: center;">○手形（第3項）</p> <p>特定建設業者は、下請契約に係る下請代金の支払につき、割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。</p> <p style="text-align: center;">○支払及び遅延利息（第4項）</p> <p>特定建設業者は、第一項の規定により定められた支払期日又は第二項の支払期日までに支払わなければならない。当該特定建設業者がその支払をしなかつたときは、下請負人に対して遅延利息を支払わなければならない。</p> <p>※規制対象 特定建設業者 → 下請業者 (資本金4,000万円未満の一般建設業者)</p>	
建設業法に基づく措置請求	
<p style="text-align: center;">○許可行政庁による公取委員会への措置請求措置請求（第42条）</p> <p>第19条の3、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4又は第24条の5第3項若しくは第4項の違反している事実があり、その事実が独禁法第19条の規定に違反しているときは、公取委員会に対し措置請求することができる。（第1項）</p> <p>中小企業者である下請負人と下請契約を締結した元請負人について前項の規定により措置請求したときは、遅滞なく、中小企業庁長官にその旨を通知しなければならない。（第2項）</p>	<p style="text-align: center;">○中小企業庁長官による公取委員会への措置請求（第42条の2）</p> <p>第19条の3、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4又は第24条の5第3項若しくは第4項の違反している事実があり、その事実が独禁法第19条の規定に違反しているときは公取委員会に措置請求することができる。（第3項）</p> <p>中小企業庁長官は、前項の規定により措置をとるべきことを求めたときは、遅滞なく、当該元請負人につき第3条第1項の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならない。（第4項）</p>

建設業法と下請法の比較

建設業法抜粋	備考
<p>第1条(目的) この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。</p>	<p>※ 下請法は「下請事業者の利益の保護」を目的として、親事業者の禁止事項を明確に条文化したのに対し、建設業法は「発注者の保護」を目的としているため条文の相違が異なっている。</p>
<p>第2条(定義) 9 資本金の額又は出資の総額が1000万円を超える法人たる事業者から役員、委任、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成又は提供の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合(第7項第1号又は第2号に該当する者がそれぞれ前項第1号又は第2号に該当する者)又は第3号又は第4号に該当する者(第3号又は第4号に該当する者がそれぞれ前項第3号又は第4号に該当する者)に対して情報成果物作成委託又は業務提供委託をする場合を除く。)において、再委託を受ける事業者が、役員、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとすれば前項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は親事業者と、再委託を受ける事業者は下請事業者とみなす。</p>	<p>トネル会社の規制(下請法第2条第9項) 「直接下請事業者に製造委託・修理委託をしない、資本金が3億円以下の子会社(いわゆるトネル会社)等設立し、この子会社を窓口として製造委託・修理委託を行い、本法の規制を免れる」というような脱法的な行為を封ずるために、次に掲げる2つの要件をもとに充足しているときは、その子会社が親事業者とみなされ、本法が適用される。 (ア) 親会社の持株が50%以上の場合、常勤役員数の過半数が親会社の関係者である場合又は実質的に役員が親会社に支配されている場合。 (イ) 親会社から受けた特定の製造委託・修理委託の額又は量の50%以上を常時、再委託している場合</p>
<p>第24条 委託その他何らの名義をもつてするを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。</p>	<p>※ 下請法においては脱法行為を規制し、本法の適用範囲を明確とするために条文が設置されているが、建設業法においては商業ブローカー的の不良建設業者の排除と下請法と同じく本法適用範囲の明確化を目的とした条文が設置されていない。</p>
<p>(下請代金の支払) 第24条の3 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に對する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1ヶ月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の搬入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。(検査及び引渡し) 第24条の4.....P2下段に記載されているため省略する。 (特定建設業者の下請代金の支払期日等) 第24条の5 特定建設業者が注文者となつた下請契約(下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金額が政令で定める金額以上の法人であるものをのぞく。以下、この条において同じ。)における下請代金の支払期日は、前条第2項の申出の日(同項ただし書の場合にあっては、その一定の日。以下この条において同じ。)から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定めなければならない。</p>	<p>※ 「下請法」においては元請事業者による納品検査の有無に関らず下請事業者の納入物品等を受領した日から起算して60日以内に可能な限り短い期間で支払期日を定める義務に対し、 ※ 「建設業法」においては下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けた日から20日以内の可能な限り短い期間で元請負人が検査を完了し、かつ、下請負人から建設工事の目的物の引渡しの申出を受けた日(特約がされている場合には、20日以内の一定の日)から起算して50日以内に可能な限り短い期間で支払期日を定めるため、下請法に比べ建設業法が不利と考えられる(最大で90日以内となる)。</p>
<p>(下請代金の支払期日) 第2条の2 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をすることがあるかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定めなければならない。</p>	<p>2 下請代金の支払期日が定められなかったときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。</p>
<p>2 特定建設業者が注文者となつた下請契約において、下請代金の支払期日が定められなかったときは前条第2項の申出の日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは同条第2項の申出の日から起算して五十日を経過する日(下請代金の支払期日)と定められたものとみなす。</p>	<p>2 特定建設業者が注文者となつた下請契約において、下請代金の支払期日が定められなかったときは前条第2項の申出の日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは同条第2項の申出の日から起算して五十日を経過する日(下請代金の支払期日)と定められたものとみなす。</p>

建設業法と下請法との比較

下請法(下請代金支払遅延防止法)	建設業法抜粋	備考
<p>(書面の交付等)</p> <p>第3条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。</p>	<p>(建設工事の請負契約の内容)</p> <p>第19条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事内容 2 請負代金の額 3 工事着手の時期及び工事完成の時期 4 請負代金の全部又は一部の前払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 5 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め 6 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め 7 価格等(物価統制令(昭和11年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 7の2 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め 7の3 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め 8 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し後の時期 9 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 10 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 11 契約に関する紛争の解決方法 <p>2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。</p>	<p>※ 「下請法」においてこの規定が設けられたらねらいは下請取引において口頭による発注は発注内容・支払条件が不明確でトラブルが生じやすく、トラブルが生じた場合、下請事業者が不利益を受けることが多いので、親事業者から発注内容を明確に記載した書面を発注の都度下請事業者に交付させ、下請取引にかかるトラブルを未然に防止するとともに、親事業者が自主的に本法を遵守することを期待し、下請取引の公正化を図るためである。</p> <p>※ 「建設業法」においても民法によれば請負契約は両当事者の合意によって成立する請負契約とされており(民法第632条)、何らの様式を必要としなない。したがって、いわゆる口約束だけでも効力を生ずる。しかし、それでは、内容が不明確、不正確となり、後日紛争の原因ともなるので、工事の内容その他の契約の内容となるべき重要な事項についてはできるだけ詳細かつ具体的に記載し、当事者間の権利義務関係を明確にしておくことが必要であり、この規定が設けられている。また、このように、あらかじめ契約の内容を書面により明確にしておくことは、いわゆる請負契約の「片務性」を改善することに資することともなり、きわめて重要な意義がある。</p>
<p>(親事業者の遵守事項)</p> <p>第4条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。</p>	<p>2 元請負人は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければならない。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受けられる特約がなされている場合には、この限りでない。</p>	<p>※ 「下請法」において、この規定が設けられた狙いは親事業者が下請事業者へ製造委託等をした物品については、親事業者の規格・仕様等に基づいた特殊なものが多く親事業者に物品の納品を拒否されると他社への転売が不可能であり下請事業者の利益が著しく損なわれることを防ぐために設けられている(ただし、注文との仕様が異なる、汚損品・棄損品等の納入、納期違反等は含まない)。</p> <p>※ 「建設業法」も現地施工および規格・仕様等についての特殊性は同様であるが、下請法においての「受領」は納入した物品等の検査の有無に関らず受け取る行為を指しているのに対し、建設業法では完成通知を受けた日から20日以内に検査を完了するという規定があり下請業者に不利と見受けられる。</p>

建設業法と下請法の比較

下請法(下請代金支払遅延防止法)	建設業法抜粋	備考
<p>3 建設工事の請負契約の当事者は、前2項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができ、この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各行為の規定による措置を講じたものとみなす。</p>	<p>建設工事の請負契約の当事者は、前2項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができ、この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各行為の規定による措置を講じたものとみなす。</p>	<p>備考</p>
<p>二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払われないこと。</p>	<p>該当条文なし</p>	<p>※ 2号は下請法では支払期日が受領日(納品日)を起算日として計算されるので、検査・検収に要する日数に開きなく、支払期日を過ぎて親事業者が未払いとなっている場合は支払遅延となる旨を明確に謳っている。</p>
<p>三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すること。</p>		<p>※ 3号では「決定された契約内容を契約どおり実行することが契約行為の基本である。」として下請取引の場合でも、下請代金が決定され、契約した後に減額が行われると直接的に下請事業者の利益を損なうことになるのでこれを防止するために条文中に条文を設けてある。ただし、別紙のとおり「合理的な理由に基づく」減額(割戻し契約)については下請事業者の利益を損なわないという理由から下請法では合法とされているが、同様に行われている建設業における割戻金(スポンサーメ리트)については違法性があることが公正取引委員会から確認されている。</p>
<p>四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取り取らせること。</p>		<p>※ 4号条文的には基本的には受領拒否の禁止規定と同じであり、返品の場合は納入された後の行為であるため、受領拒否以上に下請事業者の利益が損なわれるのでこれを防止するためである。</p> <p>※ 2号、3号、4号は建設業法には明確に設置されていないが、下請法においては下請事業者の保護を目的として明示されている。</p>
<p>五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。</p>	<p>(不当に低い請負代金の禁止) 第19条の3 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請け負い代金の額とする請負契約を締結してはならない。</p>	<p>※ 本号は「下請法」及び「建設業法」とともに親事業者が発注に際して下請代金を決定するときに、その物品等と同種又は類似の物品等に対し通常支払われる対価に比して著しく低い額を不当に定めることは「買いたたき」として本法違反になる。</p> <p>※ 親事業者が下請事業者と下請代金を決定する際に、限度を超えた低価格を下請事業者に押しつけることは、下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫することになるのをこれを防止するためである。</p>
<p>六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。</p>	<p>(不当な使用資材等の購入強制の禁止) 第19条の4 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。</p>	<p>※ 本号は「下請法」及び「建設業法」とともに、正当な理由がある場合を除き親事業者が指定したものを下請事業者に強制して購入させる事を禁止するものであり、親事業者が自社製品や手持ち余剰材料、機械器具等を下請事業者に押し付け販売することを防止することを目的としている。</p>

建設業法と下請法との比較

下請法(下請代金支払遅延防止法)	建設業法抜粋	備考
<p>七 親事業者が第1号若しくは第2号に掲げる行為をしている場合若しくは第3号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者に対して次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に<u>下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。</u></p>	<p>該当条文なし</p>	<p>※ 親事業者は、下請事業者が親事業者の本法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすることと本法違反となる。 ※ 下請法におけるこの規定が設けられたらねらいは下請取引の性格から、下請事業者が公正取引委員会や中小企業庁に不利益な取扱いを求めていることを申告することは余り期待できない。このため、下請事業者が親事業者との報復を恐れず申告でききようにすることを(報復措置の禁止)を目的として下請法では明確に条文化している。</p>
<p>2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号に掲げる行為をすることによって、<u>下請事業者の利益を不当に害してはならない。</u></p> <p>一 自己に対する給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料(以下「原材料等」という。)を自己から購入させた場合に、<u>下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。</u></p>	<p>該当条文なし</p>	<p>※ 親事業者が下請事業者の給付に必要な原材料を有償で支給している場合に、下請事業者の責に帰すべき理由もないのにこの有償支給原材料等を用いて製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に当該原材料の対価を下請事業者支払わせたり下請代金から控除(相殺)すると本法違反となる。 ※ 下請法でこの規定が設けられたらねらいは親事業者が有償で支給した原材料等の対価を早期に決済することは、支払遅延の場合と同様、下請事業者が受け取るべき下請代金が減少し、資金繰りが苦しくなるなど下請事業者が不利益を被ることによる防止のためである。</p>
<p>二 下請代金の支払につき、<u>当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関(預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。)による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。</u></p> <p>三 <u>自己のために金銭、債務その他の経済上の利益を提供させること。</u></p> <p>四 <u>下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後(債務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた債務の提供をした後に)給付をやり直させること。</u></p>	<p>(特定建設業者の下請代金の支払期日等) 第24条の5 3 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関(現金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。)による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。 3～4号に関する該当条文なし</p>	<p>※ 「下請法」及び「建設業法」ともに同様な条文設定により割引困難な手形の交付を禁止しているが、下請法ではさらに親事業者への金銭・債務等の利益提供の禁止を定め、納品後の仕様変更及びやり直しについても詳細に禁止し、<u>下請事業者の保護を図っている。</u> ※ 公正取引委員会及び中小企業法は昭和41年以降、支払手形の手形期間を繰り業については90日以内、その他の業種については120日以内にするよう「指導」している。</p>
<p>(遅延利息) 第4条の2 親事業者は、<u>下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日から支払いをする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。</u></p>	<p>(特定建設業者の下請代金の支払期日等) 第24条の5 4 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金を第1項の規定により定められた支払期日又は第2項の支払期日までに支払わなければならない。当該特定建設業者がその支払をしなかつたときは、当該特定建設業者は、<u>下請本人に対して、前条第2項の申出の日から起算して50日を経過した日から当該下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に国土交通省令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。</u></p>	<p>※ 「下請法」では親事業者が下請代金を支払期日までに支払わないと下請事業者の資金繰りが悪化し、従業員賃金又は材料費の支払が困難になり最悪の場合、倒産に追い込まれるなどの状態を防止し、<u>下請事業者の経営の安定を目的として設けられている。</u> ※ 「建設業法」では親事業者が注文者から請負代金の支払いを受けた場合のみ一定期間に下請代金を支払うことを義務付けている(第24条の3)が、この条文は注文者から支払を受けたか否かに関らず工事完成の確認後、申出の日から50日以内に支払うことを義務付けている(下請保護)。 ※ 「下請法」では納品検査の有無を問わず60日に対し「建設業法」は20日以内の検査後、申出の日(特約により20日以内の場合もある)から60日以内であるため建設業法が不利と考えられる。 ※ 遅延利息は下請法「公正取引委員会規則」及び建設業法「国土交通省令」ともに年率14.6%となっている。</p>

建設業法と下請法の比較

建設業法抜粋	建設業法抜粋	備考
<p>(書類の作成及び保存) 第5条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領(役務提供委託をした場合)については、下請事業者がした役務を提供する行為の実施)、下請代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成し、これを保存しなければならない。</p>	<p>(帳簿の備付け等) 第40条の3 建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。 ※建設業法施行規則第26条第1項第3号(帳簿の記載事項等)並びに第28条(帳簿の保存期間)に規定されている。</p>	<p>※ 下請法において親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は給付の内容、下請代金の額等について記載した書類を作成し2年間保存する義務がある。 ※ 下請法においてこの規定が設けられねばならないのは親事業者が書類を作成し保存することによって、常に本法違反行為をしないように注意を払うようにさせるとともに、行政機関の検査の迅速さ、正確さを確保するためである。</p>
<p>(中小企業庁長官の請求) 第6条 中小企業庁長官は、親事業者が第4条第1項(親事業者の遵守事項)第1号、第2号若しくは第7号に掲げる行為をしているかどうか若しくは同項第3号から第6号までに掲げる行為をしたかどうか又は親事業者について同条第2項各号の一に該当する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。</p> <p>(勧告等) 第7条 公正取引委員会は、親事業者が第4条第1項(親事業者の遵守事項)第1号、第2号又は第7号に掲げる行為をしていると認めるときは、その親事業者に対し、すみやかにその下請事業者の給付を受領し、その下請代金若しくはその下請代金及び第4条の2(親事業者の遵守事項)の規定による遅延利息を支払い、又はその不利益な取扱いをやめるべきことを勧告するものとする。</p> <p>2 公正取引委員会は、親事業者が第4条第1項第3号から第6号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、すみやかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させたものを引き取るべきことを勧告するものとする。</p> <p>3 公正取引委員会は、親事業者について第4条第2項(親事業者の遵守事項)各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、すみやかにその下請事業者の利益を保護するために必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。</p>	<p>(公正取引委員会への措置請求等) 第42条第1項、第42条の2第3項……P.6上段に記載されているため省略する。 (建設業者を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告) 第41条 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者を営む者又は第27条の37の届出のあった建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業者の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。 2 特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業者を営む者が、当該建設工事の施工のために使用している労働者に対する買金の支払を遅滞した場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、支払を遅滞した買金のうち当該建設工事における労働の対価として適正と認められる買金相当額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。 3 特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業者を営む者が、当該建設工事の施工に關し他人に損害を加えた場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、当該他人が受けた損害につき、適正と認められる金額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。</p>	<p>※ 下請法における「勧告」は親事業者が下請事業者に対して不利益な取り扱いは行っている場合、公正取引委員会が直接親事業者に勧告するものとし、具体的な条文の設置により下請業者の利益を保護する旨が謳われている。</p>
<p>(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係) 第8条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第20条「不公平な取引方法にかかると認められる行為をした場合において、親事業者がその勧告に従ったときに限り、親事業者のその勧告に係る行為については摘要しない。</p>	<p>該当条文なし</p>	<p>該当条文なし</p>

建設業法と下請法の比較

下請法(下請代金支払遅延防止法)	建設業法抜粋	備考
<p>(報告及び検査)</p> <p>第9条 公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託又は修理委託に関する取引(以下単に「取引」という。)を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する主務大臣は、中小企業庁長官の第6条〔中小企業庁長官の請求〕の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>4 前3項の規定により職員が立ち入り、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>(公正取引委員会への措置請求等)</p> <p>第42条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第19条の3、第19条の4、第214条の3第1項、第24条の4又は第214条の5第3項若しくは第4項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第19条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。</p> <p>2 国土交通大臣又は都道府県知事は、中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。次条において同じ。)である下請負人と下請契約を締結した元請負人について、前項の規定により措置をとるべきことを求めたときは、遅滞なく、中小企業庁長官にその旨を通知しなければならない。</p> <p>第42条の2 中小企業庁長官は、中小企業者である下請負人の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、元請負人若しくは下請負人に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に元請負人若しくは下請負人の営業所その他の営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により職員が立ち入り、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 中小企業庁長官は、第1項の規定による報告又は検査の結果中小企業者である下請負人と下請契約を締結した元請負人が第19条の3、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4又は第24条の5第3項若しくは第4項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第19条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。</p> <p>4 中小企業庁長官は、前項の規定により措置をとるべきことを求めたときは、遅滞なく、当該元請負人につき第3条第1項の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。</p>	<p>※ 下請法及び建設業法において、ほぼ同水準の条文が設置されている。</p>
<p>(罰則)</p> <p>第10条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第3条〔書面の交付〕の規定による書面を交付しなかつたとき。</p> <p>二 第5条〔書類の作成及び保存〕の規定による書類若しくは電磁的記録を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類若しくは電磁的記録を作成したとき。</p> <p>第11条 第9条第1項から第3項まで〔報告及び検査〕の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。</p>	<p>第8章 罰則</p> <p>第47条第1項 次の各号の1に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 第31条第1項又は第42条の2第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>6 第31条第1項又は第42条の2第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>第48条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第45条、第46条又は第47条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p> <p>第49条第1項 次の各号の1に該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>5 第40条の3の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者</p>	

国土交通省における緊急公共工事項品質確保対策 概要

平成18年12月8日

既に講じている公共工事項品質確保対策(H18.4実施)

(1)発注者の監督・検査等の強化

施工プロセスを発注者が常時確認。さらに完成後の検査が困難な不可視部分(橋脚の基礎等)について、受注者に施工状況のビデオ撮影及び提出を求め、施工が適正か確認

(2)受注者側の監理体制の強化

過去70点未満の工事成績評定を通知された企業に対し、品質確保のため、配置技術者の増員(1名→2名)を義務化

(3)手抜き工事へのペナルティ強化

粗雑工事を行った受注者は、最低3ヶ月(従来1ヶ月)の指名停止

極端な低入札が急増

公共工事項の品質確保に重大な支障

追加対策の概要

(1)総合評価方式の拡充

○技術評価において、施工内容を確実に表現するための体制を確保できるかを審査要素として加味

(2)品質確保ができないおそれがある場合の具体化

○極端な低入札について特別調査を実施し、契約内容の履行ができないおそれのある者とは契約しない会計法(第29条の6第1項)の仕組みを的確に運用

(3)一般競争参加資格として必要な同種工事項の実績要件の緩和

○実績づくりのために無理な入札を行わなくてもむむむように緩和
過去10年分 → 当面、最大で過去15年分

(4)入札ポンドの導入拡大(市場による与信審査を通じて資力信用を手チェック)

○現在、先行的導入を行っている入札ポンドの対象について、地方公共団体の導入と連携して拡大
(宮城県) 3億円以上に導入 (東北地方整備局) 7.2億円以上 → 2億円以上

(5)公正取引委員会との連携強化

○不当販売に関する審査に資するため、低入札情報を、公正取引委員会に通報

【公共工事項の品質確保の必要性】

良質な社会資本整備を通じて、豊かで安全・安心な国民生活を実現することが重要

○公共工事項品質確保法の制定(平成17年4月施行)

- ・価格及び品質が総合的に優れた者と契約する「総合評価制度」の導入
- ・工事の効率性、安全性、環境への配慮とともに、社会資本の耐久性を確保



【低入札工事項の品質確保等への懸念】

○品質確保への悪影響

落札率が概ね65%未満では、全てが工事成績評定点が平均点未満又は下請企業が赤字の工事

⇨ 工事の品質確保に悪影響が生じている (H15・16竣工コスト調査対象工事等)

(工事手抜き事例)

道路工事において、産業廃棄物である伐採木の一部を、道路予定地に不正に埋め立て処分
(平成16年度 関東地方整備局)

○安全対策の不徹底

- 平成18年度に発生した死亡事故3件のうち2件が低入札工事で発生 (H18.10.31時点)
- 平成18年度の低入札工事項の事故発生率は前年度に比べ約3倍に急増
(H17:1.1% → H18:3.2%)

⇨ 工事の安全対策上の問題が生じている

(事故発生事例)

道路工事において、交通誘導員が一時不在となったため、工事用ダンプトラックが一般車両と衝突
(平成16年度 関東地方整備局)



【公共工事項の品質確保対策が必要】

極端な低入札によって、公共工事項の品質等に影響が及ぶことは避けなければならない

【極端な低入札の増加】

	H16	H17	H18上半期
件数	471件	905件	429件
割合	4.0%	8.1%	9.2%
(極端な低入札の割合)	(0.07%)	(0.55%)	(0.85%)

総合評価方式の拡充

「総合評価方式」：価格と品質が総合的に優れた者を落札者とする方式

技術評価点

= 評価値 ⇒ 評価値が最高の者が落札者

入札価格

〔現行〕

技術評価点 = 標準点100点 + 技術提案加算点 10~50点

品質確保の体制
までは未確認

〔今後〕

技術評価点 = 標準点100点 + 技術提案加算点 10~70点 + 施工体制評価点 30点

入札者の技術力を活かした
提案への配点を引き上げ

品質確保の体制を審査
要素として加味

「品質確保ができないおそれがある場合」の具体化

会計法の制度（第29条の6第1項ただし書）

- ・工事ごとにあらかじめ定めた基準価格※を下回った場合は、「契約内容の履行がされないおそれ」の有無を調査
※ 予定価格の2/3~85%の範囲内で定める
- ・「履行がされないおそれ」のある者とは契約しない（次順位者と契約）

現行の運用状況

- ・「履行がされないおそれ」のある場合とは何か具体化されていない。

このため、年間1,000件弱の調査を行っても、低入札者の排除には至らず、ほとんどの調査対象者（入札者）と契約している。

新たな取組み

現行制度を的確に運用するため、「契約内容の履行がされないおそれ」のある場合を次のとおり具体化

品質確保がされないおそれがある極端な低価格で資材・機械・労働の調達を見込んでいる場合

⇒ 品質が確保された取引実績を過去の契約書類等で確認

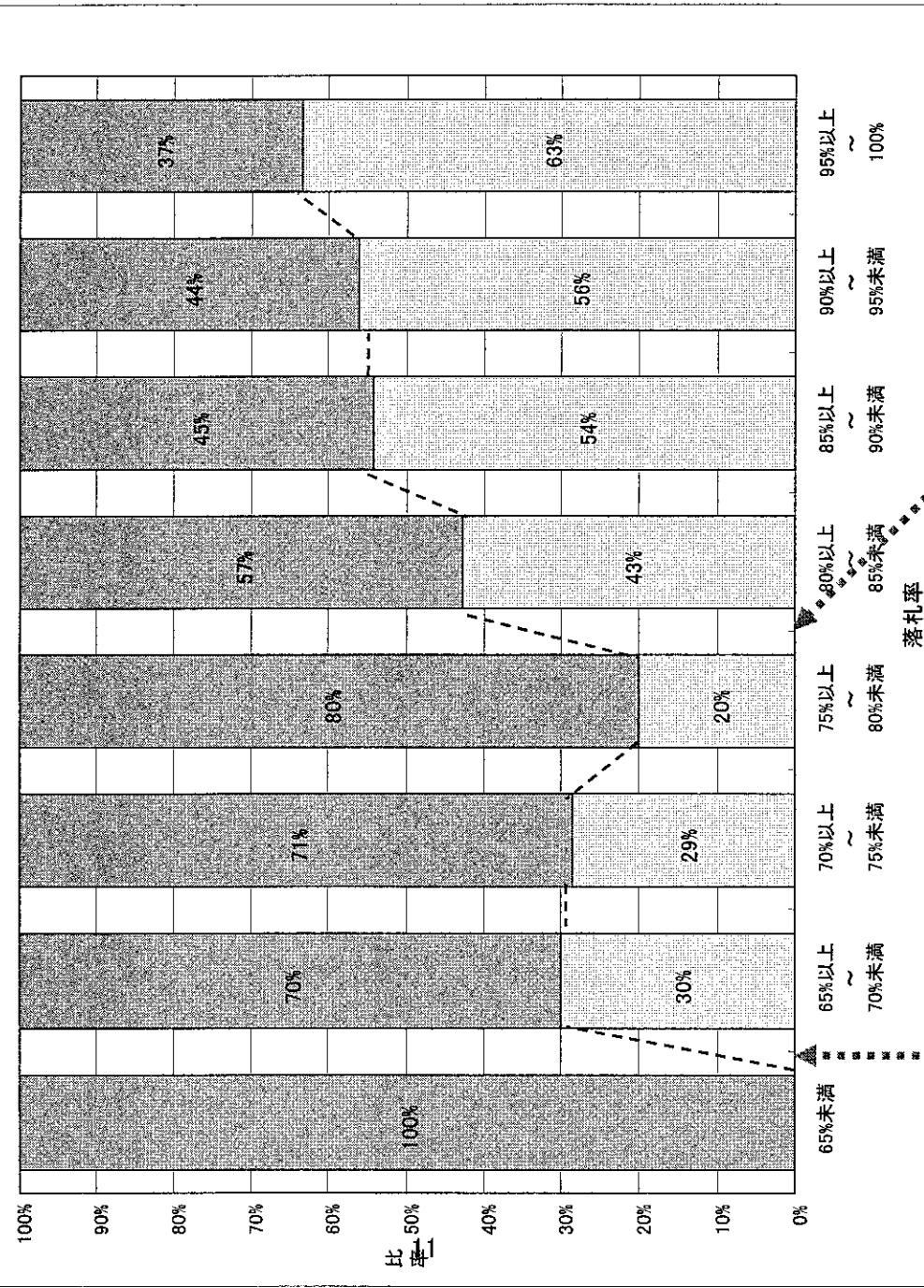
品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがある場合

⇒ 交通誘導員の確保や品質確保に関する各種試験等に要する費用・体制が見込まれているか確認

10

工事成績評定と落札率の関係

- ・工事成績評定は、工事の品質を表す一つの指標として、工事完成後に発注者が評価採点。
- ・落札率が低くなるほど工事成績評定が低くなり、平均点以上の工事が減少する傾向。



平均点未満の工事
 平均点以上の工事

※工事成績評定点の平均点：74点
(平成15年度竣工の土木工事(全国))

※対象データ(工事規模1億円以上
平成15・16年度竣工工事から
310件の工事を抽出)

概ね80%未満では、平均点以上の工事が大幅に減る。

- ・工事費を構成する直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費について、それぞれ発注者の積算額の75%, 70%, 60%, 30%とすると、概ね65%に相当。
- ・概ね65%未満では、平均点以上の工事は無い。

※品質に係る試験等の結果が規格値・試験基準を満足せず品質が劣る工事は、全て平均点未満の工事において発生している。

工事成績や下請赤字の発生と落札率との関係

・工事成績評定点の平均点未満
or
・下請企業が赤字

■ 下請企業が赤字の工事かつ平均点未満
□ 下請企業が赤字の工事
□ 平均点未満の工事
□ 下請企業が黒字の工事かつ平均点以上

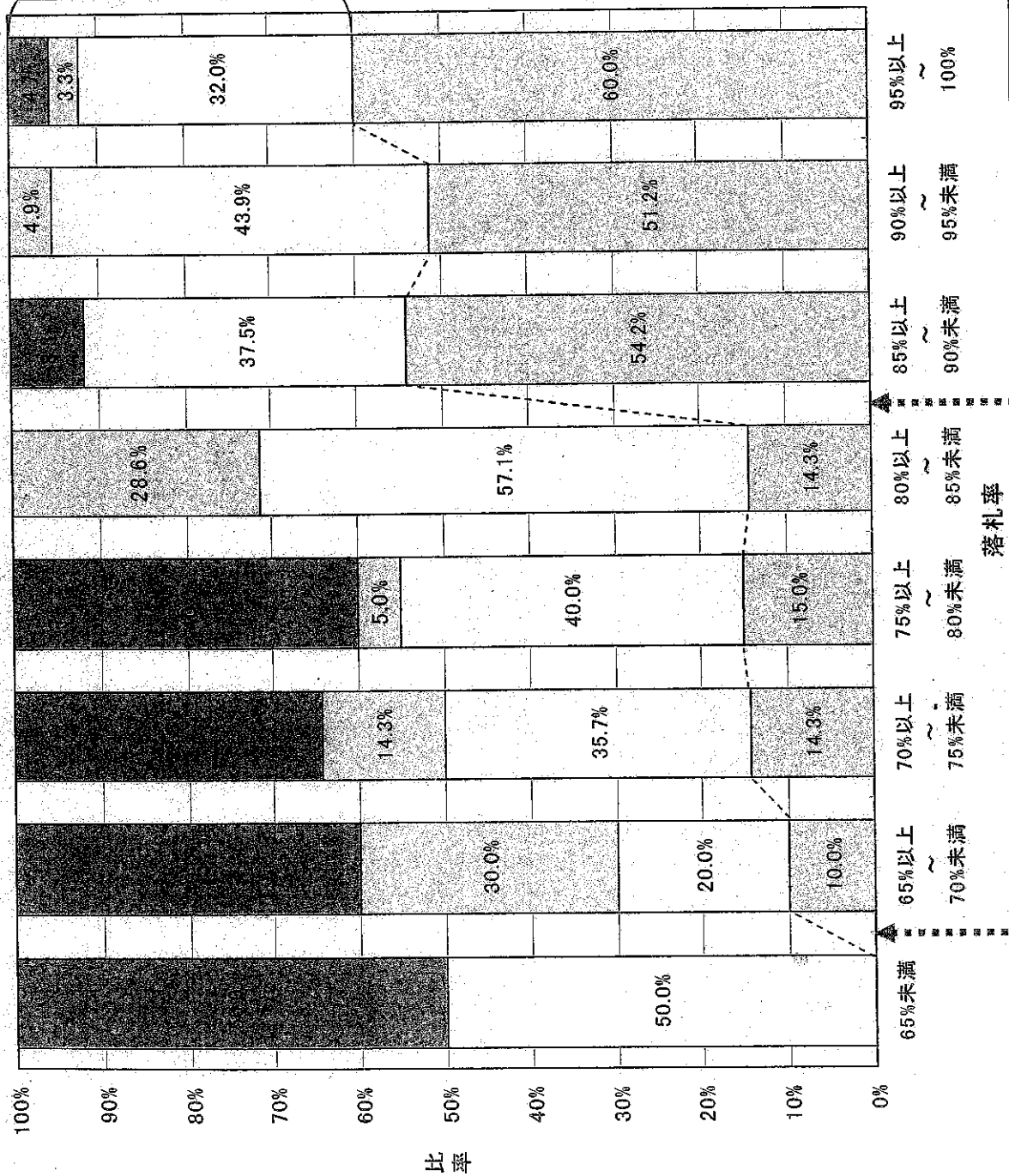
※工事成績評定点の平均点：74点
(平成15年度竣工の土木工事(全国))

※対象データ：平成15年・16年度竣工工事
(工事規模1億円以上)

内訳：工事コスト調査対象工事90件
工事コスト調査対象以外(標準工事)の工事220件

※工事コスト調査対象工事：

予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内で定められる調査基準価格を下回る金額で契約が行われた低入札工事



概ね85%未満では、下請企業が黒字の工事かつ平均点以上の工事が大幅に減り、下請企業の赤字が増える。

概ね65%未満では、下請企業が黒字の工事かつ平均点以上の工事は無い。

決 議

「公共工事低入札緊急対策会議」は公共工事市場の現状に鑑み、良質な建設産業の存続、専門事業者等の保護、建設産業労働者の育成・保護を図り、もって公共工事の品質の確保を図ることを目的として左記の通り決議する。

平成十八年 十月三十日

記

一 緊急に措置すべき事項

1. 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の区市町村等への徹底を図ると共に、法の精神にのっとりより適切な運用を行うこと。
2. 低入札対策として、少なくとも明白な原価割れが予測される受注希望者を排除する等の適切な措置を講じること。
3. 公正取引委員会は不当廉売、不正取引等に対して監視を強化する等、より適切に対応すること。

二 引き続き検討・実施すべき事項

1. 公共工事の受発注契約の方式が、納税者（一般国民）、発注者（国・県・市町村等）、受注者（建設業者）の三者それぞれにとって、より良いものとなるよう改善を進めること。
2. 国の公共工事契約にも、最低制限価格を導入すること。
3. 一般競争より指名競争による契約の方が国にとって有利となるケースについて、その条件を特定しておくこと。

以上、決議する。

参議院議員 青木 幹雄
衆議院議員 石原 伸晃
参議院議員 片山虎之助
衆議院議員 岸田 文雄
衆議院議員 古賀 誠
参議院議員 佐藤 昭郎
衆議院議員 佐藤 勉
衆議院議員 中野 正志
衆議院議員 一橋 俊博
参議院議員 矢野 哲朗
参議院議員 脇 雅史

(五十音順)

1 基本的な考え方

談合は事実上税金の詐取であり、言うまでもなく犯罪である。とりわけ公務員が関与する官製談合は、地方行政に対する住民の信頼を損なう極めて重大な問題である。

今回摘発されたような官製談合を防止するため、本プロジェクトチームは、官製談合の防止策、制度改革等について指針として取りまとめた。各都道府県は、この指針に沿って改革に真摯に取り組むことにより、失墜した地方自治への信頼回復に努める。

我々が自らを律することはもとより、幹部職員、親族・親族が関係する企業を含めた周辺も、業者との関係の透明性を確保する必要がある。特に、選挙時においては十分これに留意しなければならない。

我々は、官製談合を行わない、行わせないという確固たる意思を持って、官製談合との訣別を対外的に宣言し、アピールし続ける。

2 官製談合の防止

(1) コンプライアンスの徹底

官製談合を防止するには、まず、コンプライアンスの徹底こそが必要であり、それにより、談合は犯罪であるという意識が生まれてくるものと考えられる。

知事自身が、権限の大きさ、危うさを自覚し、自らを厳しく律しなければならないことは当然である。

各都道府県においては、倫理規程や倫理条例の制定、コンプライアンス委員会を設置しての職員行動規範の整備などにより、談合は犯罪であるという意識はもちろんのこと、業者等の利害関係のある者との間で行われる疑惑や不信を招きかねない行為の禁止・制限のルール化を図るなど、法令を遵守する意識の向上を図る。

(2) 内部通報制度の整備

官製談合を防止するため、非違行為の疑いがある場合に、それを通報することができる内部通報制度を整備する必要がある。

制度の整備に当たっては、知事や幹部職員の非違行為を防止するため、通報窓口を内部に設置するだけでなく、弁護士等外部の有識者による独立した通報窓口を設置すべきである。

なお、その際通報者が不利益を被ることのないよう、その保護に十分配慮する。

(3) 職員の再就職制限とOB等からの働きかけ防止

職員が職務に関連した企業に再就職し、そのようなOB等が職員に働きかけることにより官製談合が行われる場合があることから、これらに対する厳しい制限が必要である。国においては、国家公務員法により規制が行われており、現在その見直しが進められているが、地方公務員法にはその種の規定はない。

このため、企業との間に退職前5年間に担当していた職務と密接な関係を有すると認められる職員（課長級以上）については退職後最低2年間当該企業への再就職を制限するなどの措置を講じるとともに、OB等の口利き行為については、国家公務員法の改正の動向を見据え、地方公務員法の改正を要請する。

(4) 議会等の関与

官製談合は、知事や職員自らの倫理観に基づき抑止されるべきものであるが、その防止には議会や監査委員などによる監視も重要である。これらの機関に対し、適切な情報提供等を行っていくべきである。

3 談合を防止する入札制度の改革

(1) 一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止

一般競争入札を拡大し競争性、透明性を高めることが談合防止のために有効な方策であることは、多くの識者に共通する意見である。

このため、多くの都道府県において、一般競争入札の拡大に向けた取組が行われているが、その内容は様々である。一般競争入札の適用範囲を拡大する取組を更に推し進め、できるだけ早く指名競争入札を廃止することとし、当面、1千万円以上の工事については、原則として一般競争入札によることとする。

また、一般競争入札の拡大には、不良不適格業者の排除、品質の確保、事務量の軽減等の課題があるが、これらに対しては、入札参加条件の適切な設定、低入札価格調査制度の厳格な運用、最低制限価格制度（平均額型最低制限価格など）の活用、入札ボンドの導入、入札参加資格事後審査方式の導入等により解決を図っていくこととする。

(2) 総合評価方式の拡充

価格だけでなく技術力も評価して落札者を決定することにより、談合防止にも効果があるといわれている総合評価方式の拡充を図るべきである。

総合評価方式については、審査の恣意性を排除して客観性を確保するため、学識経験者からの意見聴取が義務付けられているが、総合評価方式の拡充に当たっては、審査手続の簡略化が課題である。

(3) 電子入札の拡大

電子入札は、入札参加者が顔を合わせることがなく、誰が入札に参加するかを事前に把握することが困難なことから談合防止に効果があるといわれている。全国的には移行途中の団体が多いが、3年以内に全面導入することを目指すべきである。

また、設計図書の閲覧・配布方法についても、電子化を進める必要がある。

なお、システム開発などのため、電子入札の導入に時間を要する場合は、それまでの間、郵便入札を活用するなどの工夫を行うことが望ましい。

(4) 情報公開の推進

入札の透明性を高めるためには、電子入札の拡大と合わせインターネットなどを活用し、情報公開を進めることが重要である。

公開の対象については、できる限り拡大する必要がある。指名競争入札を行う場合の指名選定過程及び理由、総合評価落札方式における対象工事の選定基準、評価基準、結果公表基準や低入札価格調査制度における調査結果などについて住民に分かりやすい方法で公開すべきである。

(5) ペナルティの強化

談合は、これを行う者にとって決して得にはならないことを明確に認識させることが必要である。

このため、談合を防止するためのペナルティの強化として、入札談合に

係る違法・不正行為を行った場合には、少なくとも 12 月以上、内容によってはそれ以上の入札参加停止とするべきである。

また、談合等の不正行為をした者は、地方自治法施行令により 2 年間入札に参加させないことができるが、これを 3 年間に延長することも国に要望すべきである。

更に、違約金特約の額を契約額の 20%以上とする等の厳しい措置を講じるべきである。

なお、談合情報については、公正取引委員会に通報するだけでなく、警察に対しても積極的に情報提供をするものとする。

(6) 地域産業の育成と公正な競争の確保

競争性を高めるための一般競争入札の導入によって、地元中小企業の受注が難しくなる面がある。一方、官公需法などによる中小企業の受注機会確保の要請もある。また、地元中小企業は当該地域で災害が発生した場合の緊急出動等の地域貢献に果たす役割も大きい。このため、地域産業の育成にも配慮しつつ、競争性の確保を図る必要がある。

一般競争入札の参加条件として地域要件を設定するに当たっては、地域の事業者数を考慮しつつ、公正な競争が確保できるよう、応札可能者は 20 ～ 30 者以上を原則とする。なお、このような地域要件については、応札可能者がさらに増加するよう、一層の緩和を図る必要がある。

(7) 物品調達等

物品調達、印刷の請負、委託等についても、一層、競争性・透明性を高めるため、一般競争入札の拡大を図るべきである。

(8) 入札事務の適正化

入札事務が各事業の担当部局において行われることが、業者との癒着を招く原因となるとの指摘がある。

このため、入札事務を事業担当部局から切り離し、独立性の確保された専任組織において一括して行うことも、効果的な対策の一つである。

また、第三者で構成されている、いわゆる入札監視委員会などについて、入札制度及びその適正な運用に関して調査・審議する機能に加え、談合情報に関する調査検証を行う機能を付与、強化するなど、整備・充実を図るべきである。

4 建設業界の談合体質の一掃

談合を根絶するためには、建設業界の古くからの談合体質も一掃されなければならない。

各都道府県において、地域の建設業団体に対し、自ら談合と訣別し、コンプライアンスの定着と企業倫理の確立に向けて取り組むよう求めるとともに、全国知事会としても、建設業団体に対し、強く要請するべきである。

5 建設業の構造改善

建設業界については、近年、民間部門・公共部門とも構造改善に取り組んできているが、全体事業量が激減しているにもかかわらず、業種転換等が行われてこなかったとの指摘がある。

公共事業が減少する中、業種転換等に取り組むことにより建設産業の適正規模を確保しつつ、公共事業に過度に依存しない構造への転換を進めるとともに、地域経済の振興と雇用の安定を図っていく必要がある。

このため、地域に貢献できる建設業としての技術力・経営基盤の強化、新分野進出や新技術開発等に対して実効ある支援策を講じる必要がある。

6 国への要請事項

これまでに取りまとめた改革案を実行に移すため、以下の項目については、国に対し、関係法令の改正等をすみやかに要請する。

- (1) OBによる口利きの規制（地方公務員法）
- (2) 総合評価方式の審査手続の簡略化（地方自治法施行令）
- (3) 談合等の不正行為に対する入札参加停止期間の延長（2年間→3年間）
（地方自治法施行令）
- (4) 建設業の構造改善への支援
- (5) この指針の改革内容の市町村への拡大に対する配慮

建設生産システムの改革について

1. 建設産業を取り巻く現状と課題

- 建設投資の大幅な縮小等、市場環境の変化
- 独禁法改正等、制度環境の変化



大きな変革期の到来
～建設産業は新たな競争の時代へ～

- 官製談合の広がりをはじめ建設産業をめぐって様々な問題の顕在化
- 過剰供給構造等を背景とした価格競争の激化、下請・労働者へのしわ寄せ

2. 目指すべき建設生産システムの方向性

エンドユーザー

適正な競争を通じ、エンドユーザーに対して最も価値の高いサービスの実現

3. 建設生産システム改革を促進する建設産業政策の方向性

建設生産物の品質の確保を図りつつ、新たな競争の時代に対応し建設生産システムの改革を促進するため、競争環境の整備を基本とした施策展開

公正・公平な競争基盤の確立

まじめに努力する企業が報われるよう、法令違反行為への対応を強化

施工体制GMENの拡充

公正性・透明性の高い入札・契約制度の実現

競争性・透明性を高めるとともに、価格と品質が総合的に優れた公共調達の促進

一般競争入札の拡大
総合評価方式の拡充

対等で透明性の高い建設生産システムの構築

適切な企業選択のための企業評価及び情報提供の充実

経営事項審査の見直し

対等で透明性の高い公共調達の実現
建設コンサルタントの一層の活用
元請下請関係の適正化

将来に向けた人材の確保・育成、技術力の維持向上

技術者、技能者からみて魅力ある産業への転換

技術力の確保、維持向上
技能労働者の確保・育成

施工体制Gメンの拡充

現状と課題

1. 建設産業を取り巻く状況

建設投資が減少し競争が激化する中、法令違反行為が顕在化

- (1)一括下請負
- (2)監理技術者等の専任義務違反・名義貸し
- (3)下請業者へのしわ寄せ(指値、赤伝の存在等)
- (4)社会保険、労働保険の未加入 等



このような状況を放置すれば、公正・公平な競争基盤が阻害され、建設産業が衰退

2. 違反行為への対応体制

- (1)情報収集体制が不十分
- (2)処分案件は公共工事を中心となっており、民間工事への対応が不十分
平成17年監督処分件数(工事関係) 公共:291件 民間:88件 計379件
- (3)関係機関が多岐にわたっている
 - ▶ 建設業者の大半は知事許可業者
大臣許可業者:約 1万業者 知事許可業者:約53万業者
 - ▶ 建設工事の施工に関係の深い他法令
例えば労働関係法令は厚生労働省 等

施策の方向

1. 違反行為への対応の充実・強化

公共工事・民間工事を問わず法令違反行為の是正を徹底するため、以下の措置を実施

- (1)情報収集の強化
 - ・通報窓口として「駆け込み寺」(仮称)を各地方整備局等に設置
 - ・発注者支援データベースの活用
 - ・公共発注者からの情報収集 等
- (2)実施体制の強化
 - ・施工体制Gメンを拡充し「建設業法令遵守推進本部」(仮称)の設置による立入調査件数の大幅増加 等
- (3)ペナルティーの強化
 - ・指示処分等の公表の実施
 - ・繰り返し違反した者への加重措置の強化
 - ・告発の積極的な実施 等
- (4)関係機関との連携
 - ・都道府県許可部局との連携強化
 - ・厚生労働省、公正取引委員会等関係省庁との連携の強化 等

2. 対象とする主な法令違反行為

不良・不適格業者を排除し公正・公平な競争基盤の確立を図るため主として以下の法令違反を対象とした取締りを実施

- (1)一括下請負
- (2)監理技術者等の専任義務違反・名義貸し
- (3)元請下請関係の適正化
- (4)労働関係法令(社会保険、労働保険等)

なお、法律の不知から自覚のない法令違反行為を惹起している可能性があることから、例えば以下のような事例について「法令遵守ガイドライン」(仮称)を作成・周知

- (1)元請下請関係の適正化
 - ・不当に低い請負代金の禁止、指値・赤伝の禁止 等
- (2)労働関係法令(社会保険、労働保険等)
 - ・社会保険・労働保険への加入義務 等

対等で透明性の高い公共調達の実現

現状と課題

工事の各段階において以下の問題が指摘されている。

- 設計段階
 - ・発注者によっては、設計図書の確認能力に問題（設計図書の不備等の発生）
 - ・施工者が設計業務を補完するため非公式に技術協力を行う場合がある
- 施工段階
 - ・設計者の設計思想、設計条件の伝達の業務に対して適正な報酬が支払われない
 - ・設計変更、工期延長等に時間がかかり、発注者から施工者に適正な報酬が支払われない
 - ・施工者が無報酬で契約外の業務を行う場合がある
 - ・元請・下請間の片務性の存在
- 工事了り引渡し後
 - ・瑕疵担保期間終了後において施工者が無償の手直しを求められる場合がある

- ・発注者・元請・下請間の片務性の是正
- ・施工体制の適正化
- ・コストの透明性の向上

施策の方向

1. 発注者・元請間の片務性の是正

- 契約に基づく適正な権利の行使
 - ・発注者の設計図書の不備や設計変更、工期延長等による業務や無償の手直しに対しては、契約に基づく適正な対価の支払い等適正な権利の行使（建設工事紛争審査会の活用等）
- 三者協議の積極的活用
 - ・特記仕様書等への設置の明記等
- 建設コンサルタントの施工段階での関与等業務内容の明確化と適正な対価の支払い

2. 多様な調達手段の活用

上記1のための発注者支援等を行った上で次の施策を活用

- (1) 発注者の能力と工事の態様に応じた多様な調達手段の活用
 - 詳細設計付発注方式の活用
 - 設計・施工一括発注方式の活用
 - ・標準契約約款の整備の検討
 - ・異業種コンソーシアムの法的整理
 - 性能発注方式の活用
 - ・①②を含めた活用事例集、ガイドラインの作成
- (2) 発注者支援のためのCMの活用
 - 発注者の能力と工事の態様に応じたCMの活用（設計・発注アドバイザー、コストマネジメント、施工マネジメント等）
 - ・活用事例集、ガイドラインの作成
 - ・標準契約約款の整備の検討
 - ・CMRの企業評価、資格審査の検討
 - ・支援策（経審での評価の検討等）
- (3) 建設コンサルタントの施工段階での関与等業務内容の明確化と適正な対価の支払い（再掲）

3. 元請・下請関係の適正化

- (1) 低入札の場合、施工体制を確認する方式の導入
 - 直轄事業において、低価格入札の場合、施工体制を確認する総合評価方式を導入
- (2) 施工体制事前提出方式の検討
 - ①（1）の導入状況を踏まえつつ、積算根拠の明確化、コスト構造の透明化、元請・下請間の片務性の是正を図るための施工体制を事前に提出する方式の導入を検討
 - ②以下の課題を検討しながら導入を検討
 - ・発注者、元請、下請それぞれの立場による業務量増大への対応
 - ・工種、工法によっては、入札時から下請業者、下請金額を決めることが困難な場合が存在
 - ・事前に見積りを行う段階での指値指示（下請け業者が、行政に対し通報等を行う仕組みの導入等が必要）
 - ・適正な積算をする商習慣の醸成

4. 日本型パートナーリングの検討

英国においては、価格のみを重視した入札による弊害への反省から、従来の入札契約方式に見られた、請負関係、下請関係といった対立構図を排除し、関係者間の透明性の確保や信頼関係をベースに共通の目的に向かって取り組む手法として「パートナーリング」が導入され、種々の入札契約制度の改善の取組みが進められている。
我が国においても、上記施策の実施状況等を踏まえつつ、「日本型パートナーリング」の導入の検討を行う。

元請下請関係の適正化

現状と課題

1. 元請と下請の実質的な力関係(片務性)の存在

- (1) 元請下請間の契約手続きにおける片務性
 - ・見積条件が不明確
 - ・契約締結前の工事着手、書面契約の不徹底
 - ・指値・赤伝等による一方的な代金の差し引き
- (2) 追加、変更工事代金の未払い
 - ・追加工事や変更工事による追加費用を合理的理由なしに下請業者が負担する事案の存在
- (3) 元請下請間の契約内容における片務性
 - ・標準下請契約約款と比較して片務的な規定を持つ約款の利用
(例：下請の義務のみ規定、下請に過大な負担を課す規定)
- (4) 発注者との片務性
 - ・発注者と元請との片務性の存在が元請下請関係の片務性を助長

2. 曖昧な責任関係・役割分担による元請下請間の非効率性

- 元請下請間の連携・調整の不足による非効率性の発生
- ・責任関係・役割分担が曖昧な状態で施工することによる手戻り工事の発生

施策の方向

1. 施工体制Gメンの拡充による法令違反行為の是正

- (1) 元請下請関係の片務性の是正(再掲)
 - ・施工体制Gメンの拡充による元請下請関係の法令違反行為の是正の徹底
 - ・不当に低い請負代金の禁止、指値・赤伝の禁止等の事例について「法令遵守ガイドライン」を作成
- (2) 発注者に対する普及啓発
 - ・元請下請間の問題事例について、発注者との片務性が影響していると思われるケースを抽出し、発注者の意識改革に活用

2. 標準下請契約約款の普及促進

- (1) 標準下請契約約款の実態把握
 - ・元請独自の下請約款や業界団体作成の下請約款と標準下請契約約款の比較による片務性や業種ごとの特殊性の把握
- (2) 標準下請契約約款に沿った契約締結への誘導
 - ・標準下請契約約款の趣旨に沿わない不適当な下請契約の典型事例を整理・提示

3. 建設生産システム合理化推進協議会の活用

- (1) 中央システム合理化推進協議会の活用による業界の取組を促進
 - ・「施工条件・範囲リスト」の普及促進
 - ・標準下請契約約款の普及促進及び不適当な下請契約の典型事例の情報共有化
- (2) 地方協議会の活性化
 - ・地域における望ましい元請下請関係の構築を促進

適正な契約と履行

注文書及び請書による契約の締結について

(平成12年6月29日 建設省経建発第132号)

建設省建設経済局建設業課長から 各都道府県主管部局長あて

建設業法（以下「法」という。）第19条においては、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際し、同条第1項各号に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされています。

しかしながら、建設業者間の実際の取引現場においては、注文書及び請書の形態により請負契約が締結されている場合が多いことを踏まえ、この度、注文書及び請書の形態による請負契約に係る法第19条との関係について下記のとおり整理しましたので、貴職におかれましては、十分ご留意の上事務処理に当たられますようお願いいたします。

また、貴管下の建設業者に対しこの旨の周知徹底が図られるよう、併せてお願いします。

記

- 1 注文書・請書による請負契約を締結する場合において、次の(1)又は(2)の区分に従い、それぞれ各号のすべての要件を満たすときは、法第19条第1項の規定に違反しないものであること。
 - (1) 当事者間で基本契約書を締結した上で、具体的な取引については注文書及び請書の交換による場合
 - ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第19条第1項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
 - ② 注文書及び請書には、法第19条第1項第1号から第3号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
 - ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
 - ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。
 - (2) 注文書及び請書の交換のみによる場合
 - ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷すること。
 - ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第19条第1項各号に掲げる事項を記載すること。
 - ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
 - ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第19条第1項第1号から第3号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
 - ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
 - ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。
- 2 注文書・請書による請負契約を変更する場合において、当該変更内容が注文書及び請書の個別的記載事項に係るもののみであるときは、次によることができる。
 - ① 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。
 - ② 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。ただし、当該変更内容に注文書及び請書の個別的記載事項以外のものが含まれる場合には、当該変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付すること。

建設産業における生産システム合理化指針について

(平成3年2月5日 建設省経構発第2号)
建設省建設経済局長から 建設業者団体の長あて

建設産業における生産システムの合理化については、従来より建設業法及び関係法令の規定を踏まえ、その推進に努めてきたところであるが、今般、中央建設業審議会の第三次答申（昭和63年5月27日）を受けて、建設生産システムの合理化を一層推進するため、「建設産業における生産システム合理化指針」を別添のように定めたので、本指針の趣旨を御了知の上、貴会さん下の建設業者に対し、本指針の周知徹底を図るとともに、その遵守について適正な指導に努められるようお願いする。

なお、「元請・下請関係合理化指導要綱」（昭和53年11月30日付け建設省計建発第318号）は廃止する。

〔別添〕

建設産業における生産システム合理化指針

第1 趣旨

建設産業の生産活動は、総合的管理監督機能（発注者から直接建設工事を請け負って企画力、技術力等総合力を発揮してその管理監督を行う機能）と、直接施工機能（専門的技能を発揮して工事施工を担当する機能）とが、それぞれ相互に組み合わされて行う方式が基本となっている。

これらの機能を軸とした分業関係を基本とする建設生産システムの下、基幹産業としての活力に溢れた建設産業の実現を図るとともに、発注者の信頼に応えうる適正かつ効率的な建設生産を確保するためには、すべての建設業者が技術と経営に優れた企業への成長を目指しつつ、その分担する分野において、役割に応じた責任を的確に果たすことが不可欠である。

本指針は、総合的管理監督機能を担う総合工事業者と直接施工機能を担う専門工事業者が、それぞれ対等の協力者として、その負うべき役割と責任を明確にするとともに、それに対応した建設産業における生産システムの在り方を示したものである。これは、建設生産システムの合理化を進める上での行政による指導の指針であり、建設業者の取組の指針となるべきものである。

第2 総合工事業者の役割と責任

総合工事業者は、総合的管理監督機能を担うとともに、建設工事の発注者に対して契約に基づき、工事完成についてのすべての責任を持つという役割を有している。

また、総合工事業者が、発注者との間で行う請負価格、工期（工事着手の時期及び工事完成の時期）の決定等は、自らの経営はもとより、専門工事業者の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものである。

このため、次の責任を果たすべきである。

ア 経営計画の策定、財務管理及び原価管理の徹底等的確な経営管理を行いうる能力の向上に努めること。また、常に合理的な請負価格、工期による受注に努めるとともに、専門工事業者への発注に当たっては、請負価格、工期、請負代金支払等の面で、適正な契約を締結すること。

イ 業種・工程間の総合的な施工管理を的確に行うため、技術者に対する研修の充実等により、管理監督機能の向上に努めること。

また、効率的かつ高度な建設生産を確保するため、技術開発の推進、施工の合理化に努めること。

ウ 優良な専門工事業者の選定を行うため、専門工事業者の施工能力、経営管理能力等を的確に把握し、評価できる体制の確立に努めること。

エ 優秀な建設労働者を確保するため、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備等に努めること。

第3 専門工事業者の役割と責任

専門工事業者は、直接施工機能を担っており、建設生産物の品質、原価に対し実質的に大きな影響を与えるものである。

また、近年においては、建設生産システムにおける専門工事業者の担う役割が増大しており、特に、専門的技術・技能を有する建設労働者を直接に雇用する等の点において、今後の建設産業の発展に大きな役割を有している。

このため、次の責任を果たすべきである。

- ア 教育訓練等の充実や、技術・技能資格等の取得の奨励等により、施工能力及び経営管理能力を向上させるとともに、常に合理的な契約条件による受注に努め、企業基盤の強化を図ること。
- イ 専門工事業者の役割の高度化という要請に応え、分担する工事分野において、直接施工のみならず施工管理をも自らが行いうる体制の確立に努めるとともに、各々の能力に応じて部分一式等多様な業種・工程を担うことができるよう努めること。
- ウ 優秀な建設労働者を確保するため、直用化の推進等による雇用の安定、月給制の拡大、職能給の導入、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備等に努めること。

第4 適正な契約の締結

(1) 契約締結の在り方

建設工事の施工における企業間の下請契約の当事者は、契約の締結に当たって、次の事項を遵守するものとする。

また、建設工事の内容や工期・工程において、変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についてもこれに準ずるものとする。

- ア 建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。
- イ 契約の当事者は対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。
- ウ 請負価格は契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとする。また、消費税相当分を計上すること。
- エ 請負価格の決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順によること。
- オ 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、請負価格を減じないこと。

(2) 代金支払等の適正化

下請契約における注文者（以下「注文者」という。）からその契約における受注者（以下「受注者」という。）に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。

- ア 請負代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。
- イ 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。
- ウ 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。
- エ 前払金の支払を受けたときは、受注者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう、適切な配慮をすること。特に、公共工事においては、発注者（下請契約における注文者を除く。以下同じ。）からの前金払は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず前金払制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を、速やかに現金

で前金払するよう十分配慮すること。

オ 建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないこと。

第5 適正な施工体制の確立

(1) 施工体制の把握

建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するものとする。

(2) 一括下請の禁止等

ア 一括下請は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては建設工事の質の低下、受注者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等種々の弊害を有するので、建設業法において原則として禁止されているところであるが、発注者の承諾が得られる場合においても、極力避けること。

イ 不必要な重層下請は、同様に種々の弊害を有するので行わないこと。

(3) 技術者の適正な配置

ア 工程管理、品質管理、安全管理等に遺漏が生ずることのないよう、適切な資格、技術力等を有する技術者等の適正な配置を図ること。特に、指定建設業監理技術者資格者証に係る建設業法の規定を遵守すること。

イ 建設業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事する者で、その建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

(4) 適正な評価に基づく受注者の選定

注文者は、受注者の選定に当たっては、その建設工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者であることはもとより、

ア 施工能力

イ 経営管理能力

ウ 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況

エ 労働福祉の状況

オ 関係企業との取引の状況

等を的確に評価し、優良な者を選定するものとする。

この場合においては、少なくとも別表1に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意するものとする。

第6 建設労働者の雇用条件等の改善

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、少なくとも別表2に定める事項について措置するものとする。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての受注者が別表2に定める事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

この場合、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者以外の注文者は上記の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

第7 遵守のための体制づくり

(1) 建設業者は、その役職員に対する本指針の周知徹底に努めなければならない。特に、総合工事業者にあっては建設生産システムの合理化を積極的に推進する体制の整備・拡充に努めるとともに、その請け負った建設工事におけるすべての建設業者に対して本指針の第4及び第5の遵守についての指導に努めるものとする。

(2) 建設業者団体においては、会員企業に対する本指針の周知徹底に努めるとともに、本指針の遵守に

ついて団体としての取組の体制を確立するものとする。

- (3) 本指針に基づき、真に合理的な建設生産システムを確立するためには、総合工事業者と専門工事業者のそれぞれが果たすべき役割と責任についての理解を共有することが不可欠である。このため、建設業者団体が主体となり、総合工事業者、専門工事業者のそれぞれが対等な立場に立って協議を行う場を設け、適正な契約関係の形成のためのルール、建設労働者の雇用・労働条件等の改善及び技術・技能の向上に係る役割分担に関するルール等を確立するものとする。

別表1

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (12) 現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (13) 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

別表2

<雇用・労働条件の改善>

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

<安全・衛生の確保>

- (6) 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

<福祉の充実>

- (8) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入する

よう指導に努めること。

- (9) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- (10) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- (11) 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

<福利厚生施設の整備>

- (12) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関する規定を遵守すること。
- (13) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

<技術及び技能の向上>

- (14) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

<適正な雇用管理>

- (15) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
- (16) 建設労働者の募集は適法に行うこと。
- (17) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

<その他>

- (18) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。

建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準について

(昭和47年4月1日 公正取引委員会)

最終改正 平成13年1月4日

当委員会は、今般、建設業における下請代金支払遅延等に対する独占禁止法の適用について、別紙のとおり「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」を作成した。

下請取引の規制は、下請業者を親企業の不当な行為から保護することによつて、競争条件を確保するとともに、中小企業の健全な発展を助けるものであり、従来、当委員会は、独占禁止法の補完法である下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）にもとづき、中小企業庁と協力して下請代金の支払遅延等を防止するための措置を講じてきたところである。しかるに下請法は製造委託および修理委託にかかる下請取引にのみ適用され、建設業には適用がないので、従来、建設業の下請取引に関して問題が発生した場合には、独占禁止法の不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条に違反するおそれがあるものとして、行政指導を行なってきた。

建設業における下請取引の規制については、第48回国会で下請法の一部改正法案が審議された際、衆議院商工委員会において、「下請取引の範囲の拡張については、現在の製造委託、修理委託に限らず、運搬、土建等も、その実態に即して適用するよう速やかに検討すること。」と附帯決議がなされ、その後、当委員会としても建設業界における下請取引の実態は握に努めた結果、下請取引の規制の必要性が認められた。一方、第65回国会において建設業法が改正され、昭和47年4月1日から施行されることとなつたが、同法第42条および第42条の2にもとづき、下請取引に関する元請負人（親企業）の不当な行為については、建設大臣、中小企業庁長官または都道府県知事から当委員会に対し、独占禁止法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができることとされた。

本認定基準は、このような事情を考慮し、当委員会としても建設業の下請取引に対する独占禁止法の適用についての基準を明確にし、その規制を迅速かつ的確に行なうため作成したものである。

当委員会は、今後、本認定基準にもとづいて、建設業の下請取引における元請負人の不当な行為に対する監視を強め、その排除に努める所存であるが、建設業関係者においても、あらかじめ本認定基準の趣旨を十分考慮し、独占禁止法に違反する行為を行なうことのないよう期待している。

事務局長通達第4号

今般、別記のとおり「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」を定めたので、今後、建設業における下請代金の支払遅延等に対する独占禁止法の適用については、この認定基準により処理されたい。

なお、この認定基準の運用にあつては、別紙の諸点に留意されたい。

昭和47年4月1日

公正取引委員会事務局長 吉田文剛

記

建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準

建設業の下請取引において、元請負人が行なう次に掲げる行為は不公正な取引方法に該当するものとして取扱うものとする。

- 1 下請負人からその請負った建設工事が完了した旨の通知を受けたときに、正当な理由がないのに、当該通知を受けた日から起算して20日以内に、その完成を確認するための検査を完了しないこと。
- 2 前記一の検査によつて建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出た場合に、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がなされているとき

を除き、正当な理由がないのに、直ちに、当該建設工書の目的物の引渡しを受けないこと。

- 3 請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときに、当該支払の対象となった建設工書を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、正当な理由がないのに、当該支払を受けた日から起算して1月以内に支払わないこと。
- 4 特定建設業者が注文者となつた下請契約（下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金額が1,000万円以上の法人であるものを除く。後記五においても同じ）における下請代金を、正当な理由がないのに、前記2の申し出の日（特約がなされている場合は、その一定の日）から起算して50日以内に支払わないこと。
- 5 特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金の支払につき、前記2の申し出の日から起算して50日以内に、一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とするものをいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することによつて、下請負人の利益を不当に害すること。
- 6 自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工書を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする下請契約を締結すること。
- 7 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、下請代金の額を減ずること。
- 8 下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させることによつて、その利益を害すること。
- 9 注文した建設工事に必要な資材を自己から購入させた場合に、正当な理由がないのに、当該資材を用いる建設工事に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該資材の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該資材の対価の全部若しくは一部を支払わせることによつて、下請負人の利益を不当に害すること。
- 10 元請負人が前記1から9までに掲げる行為をしている場合又は行為をした場合に、下請負人がその事実を公正取引委員会、国土交通大臣、中小企業庁長官又は都道府県知事に知らせたことを理由として、下請負人に対し、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

〔備考〕 この認定基準において使用する用語の意義については、次のとおりとする。

- 1 「建設工事」とは、土木建築に関する工事で建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項別表の上欄に掲げるものをいう。
- 2 「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工書の完成を請け負う営業をいう。
- 3 「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負つた建設業を営む者との建設業を営む者との間で当該建設工書の全部又は一部について締結される請負契約をいう。
- 4 「元請負人」とは、下請契約における注文者である建設業者であつて、その取引上の地位が下請負人に対して優越しているものをいう。
- 5 「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。
- 6 「特定建設業者」とは、建設業法第3条第1項第2号に該当するものであつて、同項に規定する許可を受けた者をいう。

〔別紙〕

1 検査期間について

これは、工事完成後、元請負人が検査を遅延することは、下請負人に必要以上に管理責任を負わせることになるばかりでなく、下請代金の支払遅延の原因ともなるので、工事完成の通知を受けた日から起算して20日以内に確認検査を完了しなければならないこととしたものである。ただし、20日以内に確認検査ができない正当な理由がある場合には適用されない。

例えば、風水害等不可抗力により検査が遅延する場合、あるいは、下請契約の当事者以外の第三者の検査

を要するため、やむを得ず遅延することが明らかに認められる場合等は正当な理由があるといえよう。

2 工事目的物の引取りについて

これは、確認検査後、下請負人から工事目的物の引渡しを申し出たにもかかわらず、元請負人が引渡しを受けないことは、下請負人に検査後もさらに管理責任を負わせることとなるので、特約がない限り、直ちに引渡しを受けなければならないこととしたものである。ただし、引渡しを受けられない正当な理由がある場合には適用されない。

例えば、検査完了から引渡し申し出の間において、下請負人の責に帰すべき破損、汚損等が発生し、引渡しを受けられないことが明らかに認められる場合等は正当な理由があるといえよう。

3 注文者から支払を受けた場合の下請代金の支払について

これは、元請負人が注文者から請負代金の一部または全部を出来形払または竣工払として支払を受けたときは、下請負人に対し、支払を受けた出来形に対する割合および下請負人が施工した出来形部分に応じて、支払を受けた日から起算して1月以内に下請代金を支払わなければならないこととしたものである（元請負人が前払金の支払を受けたときは、その限度において当該前払金が各月の当該工事の出来形部分に対する支払に順次充てられるものとみなす。）。ただし、1月以内に支払うことができない正当な理由がある場合には適用されない。

例えば、不測の事態が発生したため、支払が遅延することに真にやむを得ないと明らかに認められる理由がある場合等は正当な理由があるといえよう。

なお、認定基準3の下請負人に対する下請代金の「支払」とは、現金またはこれに準ずる確実な支払手段で支払うことをいう。したがって、元請負人が手形で支払う場合は、注文者から支払を受けた日から起算して1月以内に、一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とするものをいう。）で割引を受けることができると認められる手形でなければならない。

また、元請負人が請負代金を一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形で受けとつた場合は、その手形が一般の金融機関で割引を受けることができると認められるものとなつたときに支払を受けたものとみなす。

4 特定建設業者の下請代金の支払について

これは、特定建設業者が元請負人となつた場合の下請負人に対する下請代金は、下請負人から工事目的物の引渡し申し出のあつた日から起算して50日以内に支払わなければならないこととしたものである。ただし、50日以内に支払うことができない正当な理由がある場合には適用されない。

例えば、不測の事態が発生したため、支払が遅延することに真にやむを得ないと明らかに認められる理由がある場合等は正当な理由があるといえよう。

なお、認定基準3との関係は、下請負人に対する下請代金の支払期限が、認定基準3による場合と認定基準4による場合といずれが早く到達するかによつて決まるのであり、認定基準3による方が早くなつた場合には認定基準4は適用されないこととなる。

5 交付手形の制限について

これは、特定建設業者が元請負人となつた場合の下請代金の支払につき、手形を交付するときは、その手形は現金による支払と同等の効果を期待できるもの、すなわち、下請負人が工事目的物の引渡しを申し出た日から50日以内に一般の金融機関で割引を受けることができると認められる手形でなければならないこととしたものである。

割引を受けられるか否かは、振出人の信用、割引依頼人の信用、手形期間、割引依頼人の割引率等により判断することとなろう。

6 不当に低い請負代金について

これは、元請負人が取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする下請契約を締結してはならないこととしたものである。

認定基準6でいう原価は、直接工事費のほか、間接工事費、現場経費および一般管理費は含むが、利益は含まない。

7 不当減額について

これは、元請負人は下請契約において下請代金を決定した後に、その代金の額を減じてはならないこととしたものである。これには、下請契約の締結後、元請負人が原価の上昇をとまなうような工事内容の変更をしたのに、それに見合った下請代金の増額をしない等実質的に下請代金の額を減じることとなる場合も含まれる。ただし、下請代金の額を減ずることに正当な理由がある場合には適用されない。

例えば、工事目的物の引渡しを受けた後に、瑕疵が判明し、その瑕疵が下請負人の責に帰すべきものであることが明らかに認められる場合等は正当な理由があるといえよう。

8 購入強制について

これは、元請負人が取引上の地位を不当に利用して、資材、機械器具またはこれらの購入先を指定し、購入させてはならないこととしたものである。

例えば、契約内容からみて、一定の品質の資材を当然必要とするのに、下請負人がこれより劣つた品質の資材を使用しようとしていることが明らかになったとき、元請負人が一定の品質の資材を指定し、購入させることがやむを得ないと認められる場合等は不当とはいえないであろう。

9 早期決済について

これは、元請負人が工事用資材を有償支給した場合に、当該資材の対価を、当該資材を用いる建設工事の下請代金の支払期日より以前に、支払うべき下請代金の額から控除し、または支払わせることは、下請負人の資金繰りないし経営を不当に圧迫するおそれがあるので、当該資材の対価は、当該資材を用いる建設工事の下請代金の支払期日でなければ、支払うべき下請代金の額から控除し、または支払わせるはならないこととしたものである。ただし、早期決済することに正当な理由がある場合には適用されない。

例えば、下請負人が有償支給された資材を他の工事に使用したり、あるいは転売してしまつた場合等は正当な理由があるといえよう。

10 報復措置について

これは、取引上の地位が元請負人に対して劣つている下請負人が、元請負人の報復措置を恐れて申告できないこととなる事態も考えられるので、元請負人が認定基準に該当する行為をした場合に、下請負人がその事実を公正取引委員会、国土交通大臣、中小企業庁長官または都道府県知事に知らせたことを理由として、下請負人に対し取引停止等の不利益な取扱いをしてはならないこととしたものである。

編者注：建設業法施行令の一部を改正する政令（平成6年12月14日政令第391号）他による改正により、1,000万円は4,000万円と読み替えること。